

平成19年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

平成19年2月27日（開会）

平成19年3月20日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成十九年第一回定例会会議録

(平成十九年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月27日) (火曜)

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 議案第 1 号～議案第 1 2 号一括上程	7
説明、質疑	
議案第 1 号～議案第 3 号、議案第 5 号～議案第 7 号総務委員会付託	
議案第 4 号産業委員会付託	
議案第 8 号～議案第 1 2 号文教厚生委員会付託	
1. 議案第 1 3 号～議案第 1 5 号一括上程	1 9
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第 1 3 号、議案第 1 4 号 (原案可決)	
議案第 1 5 号 (同意)	
1. 議案第 1 6 号上程	2 0
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 1 7 号～議案第 2 5 号一括上程	2 2
説明、質疑	
議案第 1 7 号総務委員会付託	
議案第 1 8 号、議案第 1 9 号産業委員会付託	
議案第 2 0 号～議案第 2 5 号文教厚生委員会付託	
1. 議案第 2 6 号～議案第 3 9 号一括上程	2 8
説明	
1. 陳情第 2 6 号上程	3 7
文教厚生委員会付託	
1. 議員の辞職について 上程	3 7
表決	
1. 日程報告	3 7
1. 散 会	3 7

第 2 号 (3月8日) (木曜)

1. 開 議	4 0
1. 議案第 1 0 号、議案第 1 1 号、議案第 1 6 号～議案第 2 5 号一括上程	4 0
委員長報告、質疑、討論、表決 (原案可決)	
1. 平成 1 9 年度各会計予算案に対する質疑・一般質問	4 1

池之上 誠議員	4 1
道州制について	
消防機能にて	
池山節夫議員	4 6
市政運営について	
垂水高校の存続について	
給食費の滞納問題について	
期日前投票について	
森 正勝議員	5 3
農業・水産業について	
商工業について	
持留良一議員	5 8
市長の政治姿勢について	
平成19年度一般会計予算案について	
介護保険事業特別会計予算案について	
川畑三郎議員	7 1
市長再選について	
消防分団車庫建設について	
鉄道跡地整備について	
川尻達志議員	7 7
広報の有り方について	
高齢化社会の問題点	
新原満大議員	8 4
公共施設使用料全額免除の見直しについて	
体験型土曜スクールの導入について	
スクールカウンセラーについて	
子ども読書月一冊計画について	
垂水小学校の校舎壁の剥離について	
木佐貫泰英議員	9 0
使用料減免について	
省エネ対策について	
交通網整備について	
1. 日程報告	9 5
1. 散 会	9 5
<hr/>	
第3号（3月20日）（火曜）	
1. 開 議	9 8

1. 議案第1号～議案第9号、議案第12号、議案第26号～議案第39号、 陳情第21号、陳情第24号、陳情第26号一括上程……………	98
委員長報告、質疑、討論、表決 議案第1号～議案第9号、議案第12号、議案第26号～議案第39号（原案可決） 陳情第21号、陳情第24号、陳情第26号（採択）	
1. 議案第40号～議案第43号一括上程……………	101
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決 議案第40号（同意） 議案第41号～議案第43号（原案可決）	
1. 発言訂正の件について……………	103
1. 意見書案第39号、意見書案第40号一括上程……………	104
質疑、表決（原案可決）	
1. 発言の申し出……………	106
1. 議長あいさつ……………	107
1. 市長あいさつ……………	108
1. 閉 会……………	108

平成19年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・27	火	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2・28	水	休 会	
3・1	木	〃	(質問通告期限：正午)
3・2	金	〃 委員会	産業委員会 (18年度補正予算審査)
3・3	土	〃	
3・4	日	〃	
3・5	月	〃 委員会	文教厚生委員会 (18年度補正予算審査)
3・6	火	〃 委員会	総務委員会 (18年度補正予算審査)
3・7	水	〃	
3・8	木	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決 平成19年度各会計予算案に対する質疑・一般質問
3・9	金	本会議	平成19年度各会計予算案に対する質疑・一般質問、委員会付託
3・10	土	休 会	
3・11	日	〃	
3・12	月	〃 委員会	産業委員会 (19年度予算・条例等審査)
3・13	火	〃	
3・14	水	〃 委員会	文教厚生委員会 (19年度予算・条例等審査)
3・15	木	〃 委員会	総務委員会 (19年度予算・条例等審査)
3・16	金	〃 委員会	議会運営委員会
3・17	土	〃	
3・18	日	〃	
3・19	月	〃	
3・20	火	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件	名
議案第 1 号	垂水市国民保護対策本部及び垂水市危機対策本部条例	案
議案第 2 号	垂水市副市長定数条例	案
議案第 3 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	案
議案第 4 号	垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	案
議案第 5 号	垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例	案
議案第 6 号	垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 7 号	垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	案
議案第 8 号	垂水市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例	案
議案第 9 号	垂水市特別会計条例の一部を改正する条例	案
議案第 10 号	垂水市立図書館図書購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 11 号	垂水市青年及び婦人団体育成基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例	案
議案第 12 号	創垂館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	案
議案第 13 号	肝属地区介護保険組合理約の変更について	
議案第 14 号	肝属地区一般廃棄物処理組合理約の変更について	
議案第 15 号	垂水市監査委員の選任について	
議案第 16 号	平成 18 年度垂水市一般会計補正予算（第 6 号）案	
議案第 17 号	平成 18 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）案	
議案第 18 号	平成 18 年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 19 号	平成 18 年度垂水市道の駅交流施設特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 20 号	平成 18 年度垂水市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）案	
議案第 21 号	平成 18 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 22 号	平成 18 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 23 号	平成 18 年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第 4 号）案	
議案第 24 号	平成 18 年度垂水市小谷・段地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）案	
議案第 25 号	平成 18 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 5 号）案	
議案第 26 号	平成 19 年度垂水市一般会計予算	案
議案第 27 号	平成 19 年度垂水市国民健康保険特別会計予算	案
議案第 28 号	平成 19 年度垂水市老人保健医療特別会計予算	案
議案第 29 号	平成 19 年度垂水市交通災害共済特別会計予算	案
議案第 30 号	平成 19 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算	案
議案第 31 号	平成 19 年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計予算	案
議案第 32 号	平成 19 年度垂水市道の駅交流施設特別会計予算	案
議案第 33 号	平成 19 年度垂水市介護保険特別会計予算	案
議案第 34 号	平成 19 年度垂水市老人保健施設特別会計予算	案

- 議案第35号 平成19年度垂水市病院事業会計予算 案
議案第36号 平成19年度垂水市と畜場特別会計予算 案
議案第37号 平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計予算 案
議案第38号 平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
議案第39号 平成19年度垂水市水道事業会計予算 案
議案第40号 垂水市教育委員会委員の任命について
議案第41号 平成18年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案
議案第42号 平成18年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第3号）案
議案第43号 平成18年度垂水市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）案
意見書案第39号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書について
意見書案第40号 医師・看護師の増員を求める意見書について

陳 情

- 陳情第21号 公契約条例制定に向けての陳情について
陳情第24号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求めることについて
陳情第26号 医師・看護師不足対策に関することについて

平成19年第1回定例会

会議録

第1日 平成19年2月27日

本会議第1号(2月27日)(火曜)

出席議員 20名

1番	堀添國尚	11番	池田和弘
2番	田平輝也	12番	田畑純成
3番	木佐貫泰英	13番	川尻達志
4番	尾脇雅弥	14番	宮迫泰倫
5番	池之上誠	15番	児玉光明
6番	持留良一	16番	葛迫猛
7番	池山節夫	17番	末野勝
8番	新原満大	18番	篠原静則
9番	北方貞明	19番	徳留邦治
10番	森正勝	20番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	水迫順一	水産課長	川畑信一
助役	水迫恒美	商工観光課長	倉岡孝昌
総務課長	宮地勇	土木課長	川畑功
企画課長	迫田裕司	会計課長	安藤章
財政課長	岩元明	水道課長	橋口正徳
税務課長	梅木勇	監査事務局長	出水政文
市民課長	太崎勤	消防長	大迫徳雄
市民相談		教育長	川井田稔
サービス課長	谷口敏徳	教委総務課長	島児典生
保健福祉課長	村山満寛	学校教育課長	押川和成
生活環境課長	三浦敬志	社会教育課長	今井文弘
農林課長	川崎豊志		

議会事務局出席者

事務局長	馬籠義人	書記	磯脇正道
		書記	松尾智信

平成19年2月27日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成19年第1回垂水市議会定例会を開会します。

△市長再任あいさつ

○議長（篠原静則） ここで、市長再任あいさつのため発言の申し出がありますので、これを許可します。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一） 皆さん、おはようございます。

平成19年度の第1回定例会市議会に当たりまして、お許しをいただきましたので、簡単にごあいさつを申し上げます。

去る1月の市長選挙におきまして市民の皆様方の信任をいただきまして、引き続き市政を担当させていただくことになり、感謝と同時に、その責任の重大さを痛感しているところでございます。

現在全国の市町村には、地方分権、地方主権の確立に向けて、三位一体改革を初めとした大きな変革の波が押し寄せております。この変革の波を十分に認識し、市民の皆様方の負託にこたえていかなければならないと思っております。今後は、さらに市民との連携した協働によるまちづくりを推進し、「住んでよかったと思えるまちづくり」、「元気のあるまちづくり」のために、行財政改革を初め、公約に沿った市政運営を推進してまいりたいと存じます。

具体的な施策につきましては、次の定例会市議会におきまして市政運営方針としてお示しをいたしたいと考えておりますので、いましばらくの御猶予を賜りたいと存じます。

どうか、議員各位におかれましては、今後の

市政運営におきまして、さらなる御支援、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単でございますが、再任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田平輝也議員、川畑三郎議員を指名します。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る21日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月20日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月20日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成18年度定期監査結果の報告及び平成18年11月分、12月分及び平成19年1月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一） 12月議会定例議会後の議事に報告すべき主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、昨年7・5豪雨災害に関する復旧状況の概要について、御報告を申し上げます。

災害復旧事業の大半を占めます公共土木施設災害復旧、耕地災害復旧事業は、ともに工事発注を終えまして、耕地災害復旧事業につきましては年度中に工事を完了の予定でございます。公共土木施設災害復旧事業は年度中にほとんどが工事完了の見込みでございますが、一部繰り越し分につきましては、平成19年度も引き続き早期完了に向けて努力してまいります。

次に、保養センターのその後の経過についてでございますが、宮崎市のエステート922が落札し、現在改装中でございますが、夏前には業務が再開できるのではないかと考えております。

次に、12月議会後の火災について、御報告をいたします。

建物火災3件、車両火災2件、その他火災1件の計6件の火災が発生しております。建物火災を申し上げますと、1月10日に牛根境におきまして、天ぷら鍋の放置により住家1棟を部分焼しております。1月13日には本城におきまして、たき火から倉庫1棟を全焼いたしております。2月19日には中俣におきまして、天ぷら鍋の放置により出火し、換気扇の一部を焼損しましたが、関係者が消火器で消火しております。車両火災は、1月29日に新御堂において、タイヤと側溝との摩擦により出火し、タイヤ及び近くの枯れ草等3アールを焼失しております。2月12日には南松原町の市道上におきまして、車両後部座席の灯油のしみ込んだシートにタバコの火が着火し、乗用車1台を焼損しております。

次に、主な出張用務について、御報告申し上げます。

県知事初め県内の各関係機関への再任のあいさつを終えまして、2月5日から6日にかけて

しては、地元選出の国会議員へのあいさつと総務省への特別交付税に関する要望活動や、国土交通省、道路局長への国道220号線整備要望のため、上京いたしました。特別交付税の所要額確保のための要望活動では、総務省の総務審議官初め関係部署などを訪問し、特段の配慮をお願いしてまいりました。

2月7日は、県市長会定例会及び知事との市長と意見交換会に出席し、県市長会では、平成19年度事業計画ほか4件の議案が全会一致で承認され、また、知事との意見交換会では、市民との共生への取り組みなどについて意見交換がなされました。

2月19日から20日にかけては、桜島架橋推進協議会の皆様と桜島架橋推進の陳情のために、国土交通省道路局長、九州地方整備局道路部長、地元選出国會議員等を訪問し、架橋実現のための要望をしてまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第1号～議案第12号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第4、議案第1号から日程第15、議案第12号までの議案12件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市国民保護対策本部及び垂水市危機対策本部条例 案

議案第2号 垂水市副市長定数条例 案

議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 案

議案第4号 垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 案

議案第5号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

議案第8号 垂水市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市特別会計条例の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市立図書館図書購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市青年及び婦人団体育成基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 案

議案第12号 創垂館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○総務課長（宮地 勇） 議案第1号垂水市国民保護対策本部及び垂水市危機対策本部条例案につきまして、御説明申し上げます。

御承知のとおり、平成16年9月に施行された武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法において、着・上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃などの武力攻撃が発生または明らかに発生する危険が切迫していると認められる事態等において、市は他の関係機関と連携・協力し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することが求められております。

そのような事態等になり、政府において事態認定が行われますと、法第25条に基づき、市に対策本部を設置すべきとの通知があり、直ちに市対策本部を設置することとなります。また、対策本部設置の全段階としまして、事態の発生を把握した段階において市としての確かつ迅速に対処するため、市危機対策本部を設置すること

としております。

このように、武力攻撃事態等に対する市の即応態勢として設置いたします国民保護対策本部及び危機対策本部に関して必要な事項については市町村条例で定めることとされておりますので、当該条例を制定しようとするものでございます。

条例案の主な内容でございますが、第1条が趣旨でございまして、先ほど申し上げましたように、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条の規定に基づき、垂水市国民保護対策本部及び垂水市危機対策本部に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条が組織でございまして、国民保護対策本部の事務を総轄する本部長、本部長を補佐し、職務を代行する副本部長のほか、対策本部に従事する本部員等について定めるものでございます。

続く第3条では会議のことを、第4条では必要に応じ対策本部に部を置くことができることなど定めるものでございます。

第5条では、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国・県等の対策本部との連絡及び調整等のために、現地における対策が必要であると認めるときに設置することとなります現地対策本部の設置に関することを定めるものでございます。

第7条で、危機対策本部については、第2条から第6条までの規定を準用しようとするものでございます。

なお、議決をいただきましたら、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で、垂水市国民保護対策本部及び垂水市危機対策本部条例案についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議案第2号垂水市副市長定数条例案及び議案第3号地方自治法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整理等に関する条例案につきまして、一括して御説明申し上げます。

今回の議案につきましては、平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴います条例の制定及び一部改正でございます。

この改正法の主な内容につきましては、地方公共団体の所管する行政分や事務事業等は大幅に拡大し、それに伴い、地方の役割と責任はともに拡大してきているところでございます。

今回の改正は、このような状況を受けて、助役にかえ、権限を強化した副市長を置くこととし、また、収入役制度を見直し、一般職の会計管理士を置くなど、地方公共団体における組織運営面の自主性及び自立性の一層の拡大を図りながら、地方公共団体におけるトップマネジメント機能を強化することを目的としたものでございます。

また、地方公共団体の事務の複雑化、多様化等により、事務と技術について明確に区分することができなくなっている状況等を踏まえ、吏員制度につきましても、吏員とその他の職員または事務吏員と技術吏員の区別をなくし、単に職員とするなど、見直しを行っているところでございます。そのほか、監査委員制度や財務に関する見直しに関する事項も含まれております。

それでは、まず、議案第2号垂水市副市長定数条例案につきまして、御説明を申し上げます。

改正前の地方自治法では、第161条第2項に「市町村に助役を置く」とされておりましたが、改正後の地方自治法では、第161条第1項におきまして「市町村に副市町村長を置く」とされ、同条第2項におきまして「副市町村長の定数は条例で定める」とされたことに伴いまして、垂水市副市長定数条例を制定するものでございます。条例の内容は、副市長の定数を1人とするというものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成

19年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第3号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案につきまして、御説明申し上げます。

今回の地方自治法の改正に伴い、助役の呼称が副市長になるなど文言の整理、組織の見直しなどの整理が必要な関係条例8条例の一部を一括して改正するものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、改正案の第1条垂水市職員定数条例の一部改正でございますが、第1条中、「助役」を「副市長」に改めるものでございます。

次に、改正案の第2条垂水市課設置条例の一部改正でございますが、平成17年6月に垂水市収入役を置かない条例を制定し、収入役を廃止しました際に、会計課を収入役の補助組織から市長の補助組織とし、垂水市課設置条例に規定したところでございますが、今回地方自治法の改正により、収入役を廃止し、会計管理者を置くこと、また、これにあわせて収入役を置かないことができる規定が削られたことにより、会計課を会計管理者の補助組織として別に規定し、この条例、垂水市課設置条例のことでございますが、から会計課の規定を削るものでございます。

あわせて附則第3項におきまして、市長事務局の水道課が所掌する簡易水道事業を当分の間、小谷・段地区簡易水道事業に限る規定をしておりましたが、牛根境地区簡易水道事業が平成19年4月から供用開始となるため、この規定を削るものでございます。いわゆる簡易水道はすべて水道課でという、そういうことでございます。

次に、改正案の第3条垂水市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、第2条中、「助役」を「副市長」に改めるものでございま

す。

次に、改正案の第4条垂水市職員旅費支給条例の一部改正でございますが、第2条第1項第1号及び別表第1並びに別表第2の規定中、「助役」を「副市長」に改めるものでございます。

次に、改正案の第5条垂水市税条例の一部改正でございますが、吏員制度の見直しに伴い、第2条第1号中、「市吏員」を「市職員」に改めるものでございます。

次に、改正案の第6条垂水市長等の倫理に関する条例の一部改正でございますが、第1条中、「助役」を「副市長」に改めるものでございます。

次に、改正案の第7条垂水市収入役を置かない条例の廃止でございますが、改正前の地方自治法第168条第2項ただし書きの規定、制令で定める市及び町村は条例で収入役を置かず、市町村長または助役をしてその事務を兼掌させることができる規定が今回の改正で削られたことにより、条例を廃止するものでございます。今後は、兼掌助役がつかさどっていた事務は、新たに会計管理者が行うものでございます。

最後に、改正案の第8条垂水市国民保護協議会条例の一部改正でございますが、第1条の改正は文言整理でございます。第3条第5項第4号中、「助役」を「副市長」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○水産課長（川畑信一） 議案第4号垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例案について、御説明申し上げます。

平成8年度より施行してございました境地区漁業集落環境整備事業の中の漁業集落排水施設が今年度で完成いたします。4月より供給開始し

て終末処理施設の機能調整運転に入るため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本施設の設置及び管理に関する条例を定めようとするものでございます。

条例案は、第1条から第20条までとなっております。

第1条には、施設を設置する目的を規定しております。

第2条には、名称と排水処理区域及び終末処理施設の位置を記載しております。施設の名称を牛根境地区漁業集落排水処理施設とし、排水処理区域を牛根境の一部として、終末処理施設の位置を牛根境1631番地としております。

第3条は、条例で使用されている用語の定義でございます。

第4条では、排水設備の設置及び管理は使用者がしなければならないとしております。

第5条には、排水設備の計画及び変更をする場合は、あらかじめ市長の確認を受けなければならないとしております。

第6条には、排水設備工事は規則で定めて指定した排水設備指定工事店が行うものとしております。

第7条に排水設備工事の完了検査について、第8条で排水設備の新設及び管理に関する費用は使用者の負担とすること、第9条には汚水の流入制限、第10条には使用者の使用開始等の届出を規定いたしております。

第11条は使用料の算定の方法で、使用料は基本料金と水道水及び井戸水等の使用水量により算定した金額の合計額とするものです。表にありますように、基本料金を500円、使用水量1立方メートル当たりの単価を70円としております。単価は加入率80%として、排水処理施設の事務のための市の職員の人件費及び市債の償還金等を含まない年間維持管理費を算出し、収支の均衡がとれる金額としております。

第12条は使用料の徴収方法を、第13条は使用開

始届のない場合の使用開始日の決定の方法を、第14条には使用料の軽減又は免除の規定を、第15条には使用の制限又は停止について、第16条には管理上の必要があるときの立入検査を、第17条には同じく管理上の必要がある場合の排水管の切離しを、第18条には損害賠償、第19条には過料について、それぞれ規定いたしております。

第20条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めることといたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。ただし、使用料に関する条項の第11条、第12条及び第14条の規定は、平成20年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○総務課長（宮地 勇） 議案第5号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

財政事情により、昨年引き続き、市長、助役、まあ、副市長でありますが、及び教育委員会教育長の給料月額を減額しようとするもので、関係条例3条例を一括して改正しようとするものでございます。また、あわせて平成18年6月7日公布の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、「助役」を「副市長」に改めるなど文言の整理をするものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明を申し上げます。

まず、改正案の第1条垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございますが、附則第16項におきまして、平成19年4月1日から平成20年3月31日の間、教育長の給料月額を本則に規定する額57万1,000円に100分の90を乗じて得た額51万3,900円とし、附則第17項におきまして、この減額は、期末手当及び退職手当の算定の基礎となる給料額には適用しない旨を規定

するものでございます。

次に、改正案の第2条垂水市長等の給与に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

第1条中、「助役」を「副市長」に改めるものでございます。

附則第18項におきまして、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の市長及び副市長の給料月額は、本則に規定する額、市長78万円、副市長59万5,000円でございますが、市長にあっては100分の75を乗じて得た額58万5,000円、副市長にあっては100分の90を乗じて得た額53万5,000円とし、附則第19項におきまして、この減額は、期末手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

最後に、改正案の第3条垂水市長等の退職手当に関する条例の一部改正でございますが、第1条第2号、第3条第2号及び第7条第1項第2号は、「助役」を「副市長」に改めるものでございます。そのほか、本則中、若干の文言整理をいたしているところでございます。

また、附則第2項におきまして、この改正条例第2条で改正しました市長及び副市長の給料月額の減額の規定につきましては、退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定しているところでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議をよろしくお願いいたします。

議案第6号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に伴う扶養手当及び管理職手当の改定並びに管理職手当の減額に関するものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明いたし

ます。

まず、第7条第3項の扶養手当の改定でございますが、少子化対策に対応するものとして、3人目以降の子などの手当額を月額1,000円引き上げ、2人目までと同様に月額6,000円とするものでございます。

次に、第17条の2第2項の管理職手当の改定でございますが、現行は給料月額に100分の10を乗じて得た額の定率制でございますが、これを給料月額の100分の12を超えない範囲で定額制とし、規則で定めようとするものでございます。定額制になりますと、現行の額より増加することとなりますので、附則第16項としまして、現行の財政事情による管理職手当に100分の80を乗じて得た額と均衡を図るため、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の管理職手当の額は、管理職手当に100分の70を乗じて得た額に減額しようとするものでございます。

また、別表第2の改正は、本則との関係をわかりやすくするため、別表第2に条名を付するものでございます。

次に、附則第1項としまして、この条例は平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、附則第2項は、平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置としまして、職員の給料月額及び平成18年改正条例による経過措置額の合計額がその者の属する級の最高の号給の給料月額を超える職員は、今回改正する条例第17条の2第2項の規定中、「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と読みかえるものでございます。

次に、附則第3項は、規則への委任規定でございます。

最後に、附則第4項は、先ほど説明いたしま

したとおり、管理職手当が給料月額を算定基礎としない定額制になったことに伴い、平成18年改正条例の改正附則第10項中、管理職手当の規定を削るものでございます。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひいたします。

議案第7号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、平成18年3月に議決をいただきました垂水市職員退職手当支給条例の一部改正の改正附則第3項を改めるものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

平成18年4月の制度改正において、施行の日の前日に在職している職員の退職手当の額は、改正前の条例と改正後の条例を比較し、その多い額を支給することとなりますが、改正附則第3項におきまして、平成18年度の支給について定年前早期退職優遇制度を適用することとしているところでございます。

改正附則第2項の規定を適用する場合、定年前早期退職優遇制度を規定している附則第9項の適用については、給料月額に乘すべき退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数は、それぞれ平成18年度に退職したものととして算定するものとし、その規定を明確にするものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第8号垂水市青少年問題協議会設置条例の一部改正について、御説明いたします。

改正の理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、助役にかえて市町村に副市長を

置くものとされたことから、条例の文言を整理しようとするものでございます。

条例第3条2項の「もつて」の「つ」を小文字に改め、第3項第2号中、「市助役」を「副市長」に改め、同条第6項中の「よつて」の「つ」を小文字に改めるものであります。

附則としまして、施行日は19年4月1日からといたしております。

説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○水道課長（橋口正徳） 議案第9号垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

今回の条例改正案は、水産課所管の漁業集落環境整備事業が繰り越し事業を除き、平成18年度をもって終了することに伴い、牛根境地区簡易水道事業と小谷・段地区簡易水道事業とを一体化し、事務事業の一元化を図り、事務事業の効率性の向上及び市民にわかりやすい組織機構としようとするものでございます。

また、簡易水道事業につきましては、地方公営企業法の非適用事業であることから、地方自治法第158条の第1項の規定に基づき、議案第3号垂水市地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案の中の垂水市課設置条例の一部の改正案及び垂水市行政組織規則の一部を改正し、事務事業の一元化を実施しようとするものでございます。

改正内容でございますが、別に配付してございます新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条第1項第7号でございますが、文言を改めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○社会教育課長（今井文弘） 議案第10号及び議案第11号につきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第11号垂水市青年及び婦人団体育成基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案についてから説明申し上げます。

この基金は、青年及び婦人団体の活動育成を推進するための定額運用基金であります。

条例廃止の主な理由であります。今回の財政改革プログラムに基づき、基金全般については垂水市公金管理の基本方針に沿って、今の金利情勢や基金の有効活用の観点から整理・統合を行い、適正な基金の運用を図っていくことになっていること。また、今の青年及び婦人団体組織の現状からしまして、今後育成補助につきましては一般財源で賄うこととし、当該基金の原資を原資200万円については図書館図書購入基金に編入したいということから、本条例を廃止しようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第10号垂水市立図書館図書購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

条例改正の理由は、先ほどの議案第11号で申し上げましたとおり、今回の財政改革プログラムに基づき、基金全般については垂水市公金管理の基本方針に沿って、今の金利情勢や基金の有効活用の観点から整理・統合を行い、適正な基金の運用を図っていくこととするものであります。

改正内容でございますが、別添の新旧対照表で御説明申し上げます。

現行の第2条基金の額「300万円」を垂水市青年及び婦人団体育成基金の200万円を編入した額「500万円」に改正をしようとするものであります。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、2議案についての説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第12号創垂館の設置及び管理に関する

る条例を廃止する条例案について、御説明申し上げます。

本条例は創垂館の設置及び管理に関する条例で、目的及び設置につきましては、住民の生涯学習の推進及び福祉の増進を図るための公的研修施設ということでの設置となっております。そのようなことから、これまで利用者につきましては限られた方々の利用となっております、十分な活用がされてきていないのが実情であります。

そこで、最新の理由であります。社会教育課所管の行政財産から財政課所管の普通財産に所管がえを行うことで、これまでの利用者に加えていろいろな面での利用が可能となり、利用者の拡大が図れることや、さらには収入の確保にもつながっていくことから、今回創垂館の設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものであります。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、創垂館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案についての説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 何点かあるんですけども、まず第1点は、最初の国民保護対策本部及び垂水市危機対策本部条例案についてお聞きをしますが、この点については、国民保護協議会条例設置のときにいろいろ問題点も指摘しながら、私自身は反対ということ意見で述べさせていただきましたが。実際上、今、条例が設置され、運用がされていくという状況の中で、私たちがやはりこの問題を考えるときに何が大事かということ、やっぱり市民の立場でこの問題をどうとらえていくかというときに、その問題に対してどう、この問題に対して対応していく

のかというのが観点としてあるのかなというふうに思うんですが。

そういう中で、特に、なかなか市民との関係では、不安や疑問にどう答えていくのかという点で、もうこの対策本部4部がつけられていくと、計画づくりに具体的にはなっていくと。そういう中で、市民との関係、議会自体には報告の義務もないということがあって私たち自身も非常に危惧もしているんですけども、そうしちゃうと、もう一方的に、この計画はどんどん進んでいく可能性がある。そうしちゃうと、市民の皆さんの不安や疑問というのを、じゃあ、どこで解決していくのかと。いわゆる市民を保護するといいながら、実際上そういう問題に対しては対応という点が欠けているのではないのかなというふうに思うんですが。改めて、この本部及び危機本部を条例を設置するに当たりました、そのあたりをどのように解決していかれる考えなのか、その点をひとつ、お聞きをしたいと思います。

2点目は、垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例案ということでお聞きをしますけれども、これは、その目的を達成するために全員加入が当然前提だろうというふうに思うんですが、基本としては、先ほど使用料の問題も条例で書かれて、具体的には、来年の4月からその点については解消するというものでしたけれども。

1つは財政的な問題で、先ほど収入との関係で、人件費とか維持管理等に充てていくということでしたが、実際上、加入の問題やその使用の問題等で財政的な問題が今後起こり得ないとも限らない。そうすると、収支の均衡を図るのは非常に困難も出てくるのかなというふうに思うんですが。というのは、県下各地をいろいろ私も見させていただきましたけど、100%加入というのは非常にどの地域でも困難だったかなというふうに思っているんですけども。そ

ういうときに関して、市の財政の関係で市の方が負担していくのか、それとも基本としては、やっぱり独立採算でその部分はやっていくというお考えなのか。その点について、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、あと、青少年、婦人団体育成基金の設置、管理及び処分に関する条例廃止で理由をお聞きしましたがけれども、一般財源で対応していくということでしたが、今までこの基金の効果等はどうだったのか。そのことが一般財源化したということで、どうなっていくのかという点では非常に、その成果がどうだったのかということで、また問われる問題だと思うんですが、そのあたりではどうだったのか、その点をお聞きをいたします。

○総務課長（宮地 勇） 国民保護計画のことですが、国民保護計画、これは今年度すべての市町村で策定することになっております。策定の流れにつきましては、まず広く住民の意見を求め、国民保護措置を総合的に推進するために設置する国民保護協議会に計画案を諮問し、検討、協議することになっておりますが、これは、先般私どもがつくりました素案を各地区公民館、そこに配置させていただきまして、住民の皆様方の意見を聞かせていただくということをしてきたわけでございます。結果的には1名の方から意見が出てきておりましたけれども、それを踏まえまして、市国民保護協議会に諮問をしたわけでございます。そして、答申を受けております。2月9日の第2回国民保護協議会において検討していただきましたが、計画案について適当である旨の回答をいただきましたので、現在県との正式な協議に入っているところでございます。これを踏まえまして、作成作業が終わりましたら議会の皆様にも御報告申し上げ、公表する段取りになっておるところでございます。

○水産課長（川畑信一） 収支の問題でござい

ますが、一般会計からの今後繰入金があるのかどうかという問い合わせですけれども、現在この単価の計算をするのに加入率80%というような見込みでいたしております。

先ほど持留議員の質問では100%、まあ100%理想なんですけれども、単身者世帯、それから老人世帯がいるもんですから、今の計画戸数そのものが境地区、減少の方向にありますので、一応80%という見込みでしております。それが80%加入できない場合は、やはり市の一般財源からの持ち出しが必要でないかと思えます。

それと、中央地区の浄化槽なんかの清掃費が値上げになった場合は、それと相応して、また単価の改正、使用料の改正があるのではと思っております。

○社会教育課長（今井文弘） 先ほどの持留議員の質問ですが、この基金の廃止に伴っての効果ということですが、まず、この基金は、今までがその基金から生ずるその収益については一般財源化して、その活動推進に充てていくということで来ておるわけですけれども、今まで、今の状況を見ますと、青年団、それから婦人団体、そういう組織が実際垂水の場合、今なくなっているということで、そういうことからのこの基金から生ずるところの収益、これを実際に充てているということは今実情ではないわけでありまして、効果が出ていないと、効果がないというようなことでもありますので、そういう状況であれば、この基金については、別な基金への整理・統合を図って適正な運用を図っていった方がいいんじゃないかということで、今回廃止をしようとするものでございます。

○議長（篠原静則） ほかに。

○持留良一議員 最初の国民保護本部、危機対策本部条例ですけれども、1件ぐらしかなかったということは、実態として、この法も含めて、条例も含めて、本当に自分たちの生活の実態から、ある意味ではかけ離れた問題を想定して、

この国民保護計画はされていくというところに、やっぱり市民のかかわりの問題というのが非常に薄いというか、意識もそれだけないという実態もあるのかなというふうに思うんですが。

しかし、やっぱり計画自体これから着実に進んで、そして次には訓練というのも出てくると思うんですよね。そうなったときに、やっぱり市民の皆さんとの関係で、私たちは条例を見ていくときには、市民の皆さんの権利はいろいろ制限されないか、過酷ないろんな問題は出てこないかというのがありますので、詳細な点については、また委員会で議論をしていきたいというふうに思うんですけど。そういう点について、ぜひとも市民の皆さんのいろんな不安や疑問にこたえられるよう常に対応していただくよう、お願いしたいというふうに思います。そういう点についてどうお考えなのか、お聞きをしたいと思います。常にこの問題に対して、不安や疑問に対してどう対応していくのかという点。

それから、2点目の漁業集落排水ですけれども、やはり、これは100%目標を達成しないと、この目的を達成しないという関係ではないかなというふうに思うんですよ。そのためにこういう条例をつかって、地域の漁港及び工業水域の水質保全を図るといふところの目的があるんで、その目的に向かってどう努力していくかということだろうというふうに私は理解をしていますよ。

そうすると、80%というのは、確かに見込みとしては基準の算定にはされるでしょうけれども、本来の目的からすると、100%達成しないと、そもそも目的を達成しないわけですから、そういう点では、やっぱり高齢者の問題、そういう単身者の問題というのはいささか、じゃあ、どうして対策をとっていくのかというのを具体的に、例えば減免だとかも含めて対応していく必要があるんじゃないかなと。そういう考えについて、この目的を達成するためにそういう対策という

のをお考えにならないのか。

それから、あと青少年の問題ですけれども、一方では青少年の問題、それから女性参画の問題等と言いつつながら、一方では、こういう形で廃止していくというのは若干矛盾しているような部分もあるのかなというふうに思うんですね。じゃあ、そのあたりをどう育成していくのか、取り組んでいくのかという点では、一般財源化してしまうと、もう結局優先するところにお金を使うと。そういうところにはなかなか現状がそういう状況だと使わないという問題がありますけれども、そういう点については、一般財源化したことによって、じゃあ、そのあたりをどう取り組んでいくのかという点で、基本的な考えだけをお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

○総務課長（宮地 勇） 国民保護法そのものが世界情勢を見ましたときに、国がこれを一応つくるということを決めたわけですが、私ども垂水市国民対策本部及び危機対策本部、これを設置しない方が、しない事態というのが一番いいわけですが、あくまでも万が一のためにこれは制定するものでございますし、各種の情報等につきましては、今、市報で防災情報シリーズを組んで市民の皆さん方に報告をしておりますけれども、それと同じような方法がいいのかどうかわかりませんが、努めて情報を公開するようにしたいというふうに思っております。

○水産課長（川畑信一） 使用料の計算の80%の考え方もすけれども、一応使用料を計算をするに当たっての維持管理費との均衡をとる80%でしましたけれども、加入率の100%目的のためには補助制度、これなんかも要綱等を定めて若干考えていく必要があると思っております。そこで、来年度の予算にも若干この点で予算をお願いしておりますので、その辺よろしく願います。

○社会教育課長（今井文弘） この基金の廃止につきましては、先ほども申し上げましたが、あくまでも今回は基金の整理・統合、適正な運用を図るという意味でのことなんです。今、御指摘のとおり、じゃあ、一般財源でということになりますと、どういうふうになっていくのかということですけども、今後は、やはり公民館活動、それから青少年問題協議会、そういうような青少年団体、婦人団体を育てていく機関等の中で十分協議していきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 済みません。ちょっとだけわからないところをお伺いします。

議案第2号の助役より副市長は権限を強化するためということがあったんですけど、垂水市の場合、どんなところで権限が強化されるという、まあ、わかる範囲でいいんですけど、教えていただけませんか。

それから議案第4号、この牛根境、この集落が一部ということで上げてあるんですけど、あと入らない部分を、集落が、その部分を教えていただけますか。

○水産課長（川畑信一） 4号議案の境地区の排水計画区域に入らないところは、松尾地区があります。そこだけが入らない計画であります。

○総務課長（宮地 勇） 副市長につきましては、市長の補佐、職員の担任する事務の監督、市長の事務の代理といった現行の職務の形態に加えまして、市長の命を受け、あることの政策及び企画をつかさどり、市長の一部につき委任を受け、みずからの権限と責任において事務を処理することができることとなります。この結果、副市長に定期的な業務をゆだね、市長みずからは、より重要な政策決定や中期的な政策方針等に注力するなど、市において、みずからの適切なトップマネジメント体制が構築されると

いうことになると思います。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

○宮迫泰倫議員 議案第12号について。

創垂館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例とあります。これは去年も創垂館は議案で出まして、削除されまして、次のような上になった経過もあります。今回は、創垂館自体は限られた方々の利用であって、それを社会教育課から普通財産へということなんです。限られた方々の利用であっても、このままはできないのか。なぜ普通財産になるのか。普通財産になったときは、どこが管理するのか。管理されたとき、創垂館のそういう設置及び管理に関する条例はどうなされるのか。

以上、1回聞きます。

○社会教育課長（今井文弘） 創垂館ですけども、これまでの利用状況を言いますと、各近くの振興会、子ども会、そういうところの限られた方々の利用ということでありまして。行政財産ということからある程度縛りというものがございまして、あることから今後広くみんなに利用していただいて、その中で使用料もいただいているものならその方がいいんじゃないかなということをおもっています。それで、行政財産を外して普通財産に変えることで財政課の方で管理していくということ。だから、これまで借りておられました方は、窓口が社会教育課になっていたのを財政課に変わると。これまでどおり借りられることは借りられるんですが、そういうふうに少し利用者が借りやすい方向にするために、利用しやすい方向にするために普通財産へ変えるということとさせていただきます。

○宮迫泰倫議員 行政財産から財政課の普通財産へすれば、そうすれば限られた方以外の方も借りられるということなんですか。それは、おかしいんじゃないですか。ないごて、おまんさあげいで、やっせんとな。一緒でしょうが、ど

っちであっても。

財政課長、これは、そのうちに売却とかそういうお考えがあつての。いやいや、はっきり聞きますよ。去年も実際あつたんですから、何かそういう、こういう条例を前にですね。この場合、そういうのはあるのか。

それから、この創垂館がおたくに来たときの創垂館の設置及び管理に関する条例というのはいけるのかどうか。そこら辺をもう1回はっきりさせてください。

○財政課長(岩元 明) 行政財産以外のものがすべて普通財産と。普通財産は財政課が管理するというのでございますので、特にその条例設置等は考えておりません。

それから、お尋ねの売却等については、私は今回普通財産として引き受けましたけれども、まだそういった段階、売却とか貸し付けるとか、そういったことは全く今のところは考えておりません。

○宮迫泰倫議員 今、振興会とか子ども会と言われましたけれども、あそこで文化祭とか、のお茶会とか花会とかあると思うんですよ、それから三味線とか。それから、シルバー人材さんが借りていますね。そこらは、これからどうなるのか。

以上、よろしく願います。

○財政課長(岩元 明) ですから、普通財産とする以上は非常に弾力的な運用ができます。行政財産である以上は行政目的にしか使えないわけでございますし、今、社会教育課長が言いましたように、行政財産としては社会教育的な人たちの利用は非常に限られておりましたので、普通財産として引き受けて、より弾力的な運用を図りたいということでございます。

○議長(篠原静則) ほかに質疑はありませんか。

○池之上 誠議員 関連でございます。財政課長に今の創垂館のことでお聞きいたしますが、

まあ、いろんな方の利用が拡大できると、そして収入アップにつながるということで普通財産に受け入れられたと思ひますが、その基本と、根本となる考え方があられるだろうと思ひます。来年度から向かつて、どういふふうな活用をするのか。そういうのがあつて、この普通財産に受け入れられると思ひますが、その辺をわかっている範囲でお聞きいたします。

○財政課長(岩元 明) 財政課が行政財産でなくなったから、普通財産として私どもは管理するというわけで、普通財産として管理するから行政財産を外してといふことの論理ではございません。

○池之上 誠議員 そうじゃなくてですよ、収入アップができるといふことを言われているわけですよ。それは、いいことですよ。だから、そういうので何かあるのかと。企画とか、そういうのが何かありますかといふことを聞いているんです。

○財政課長(岩元 明) 当然普通財産として貸し付ける場合は使用料といふのはいただきますので、そういった面では何らかの収入は得られるもんだと思ひております。ただ、これからどういった形でそういった使用料をふやそうかといふことは全く今のところ考えておりません。

○議長(篠原静則) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(篠原静則) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案12件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(篠原静則) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案12件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第13号～議案第15号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第16、議案第13号から日程第18、議案第15号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第13号 肝属地区介護保険組合規約の変更について

議案第14号 肝属地区一般廃棄物処理組合規約の変更について

議案第15号 垂水市監査委員の選任について

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第13号肝属地区介護保険組合規約の変更について、説明をいたします。

改正については、提案理由として下に記載しておりますが、平成19年4月1日から地方自治法の一部改正により、助役、収入役制度の見直し及び吏員制度が廃止されることに伴い、肝属地区介護保険組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

改正につきましては、地方自治法の改正に基づく文言の整理でありますことから、説明は省略させていただきます。改正の概要は、新旧対照表で御確認をいただきたいと存じます。

附則といたしまして、施行日を平成19年4月1日からとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○生活環境課長（三浦敬志） 議案第14号肝属地区一般廃棄物処理組合規約の変更について、御説明申し上げます。

提案理由、変更内容とも、ただいま保健福祉

課長が議案第13号で説明された肝属地区介護保険組合規約の変更内容とすべて同じであります。肝属地区一般廃棄物処理組合規約の変更として再度説明させていただきます。

提案理由といたしましては、助役、収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止をうたった地方自治法の一部改正が平成19年4月1日から施行されることに伴い、肝属地区一般廃棄物処理組合規約の変更が生じることから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

改正内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

第10条第1項中の「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項中の「及び収入役」を削り、「助役及び収入役」を「副市長」に改めます。第10条に第3項として「会計管理者は、鹿屋市の会計管理者をもって充てる。」を加えます。第11条第1項中の「吏員その他の職員」を「職員」に改めます。

附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○市長（水迫順一） 議案第15号垂水市監査委員の選任について、御説明を申し上げます。

現在監査委員であります神柱和雄氏が平成19年3月31日をもって任期満了となりますことから、小島憲男氏を新たに選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めます。

選任しようとする小島憲男氏の住所は、垂水市田神2281番地、生年月日は昭和21年10月22日でございます。なお、委員の任期は4年でございます。

以上、説明を終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。

28ページからの民生費の重度身障者医療措置は、当初予算見込みより申請が多かったことによる追加でございます。

29ページの老人措置費は、介護特定施設の認定に伴う減額でございます。また、その次の費目、介護保険事業費の補助金は、老人ホーム華巖園の改修とグループホーム2カ所の設置経費に全額国庫補助を充てて交付しようとするものでございます。

30ページの生活保護費の扶助費は、長期の入院対象者が亡くなられたり、退院したこと等による減額でございます。

32ページの清掃総務費の補助金は、合併浄化槽の本年度設置基数の確定による減額等でございます。同ページの病院費は、普通交付税で措置される病院事業会計への交付額の確定による追加でございます。

37ページの水産業振興費の補助金は、ロケット発射による影響を受ける種子島周辺の漁業操業には特別の配慮がありますが、このたび垂水漁協が実施する魚加工機器の購入経費が追加認定されたことにより交付しようとするもので、100%県の補助でございます。

38ページの観光施設整備費の減額は、猿ヶ城キャンプ場整備が災害復旧を優先させたため、本年度は執行できなかったことによる減額等でございます。

39ページの道路新設改良費は、予定されていた市道内ノ野2号線の計画変更と地方特定道路整備費の確定に伴う減額でございます。

40ページの急傾斜地崩壊対策事業費は、県営事業費の確定に伴う減額と、新たに採択された浜平3カ所と新御堂2カ所の災害関連崩壊対策事業の負担金の追加でございます。

43ページの教育事務局費の学校施設整備等補助金は、大阪府阪南市の西口義一様が戦時中に疎開していたお母様の出身地という縁で、協和小・中学校に500万円を賜ったものでございます。

46ページの図書館費は、先ほど上程されました議案第10号及び第11号により図書館図書購入基金に積み立てようとするものでございます。

48ページの農業用施設補助災害復旧費、49ページの林業用施設補助災害復旧費並びに50ページの道路橋梁河川補助災害復旧費は、豪雨災害による事業費の確定に伴い減額するものでございます。

また、51ページの道路降灰及び宅地内降灰の災害復旧費は、降灰量が補助基準に満たないため減額するものでございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、9ページの歳入総括表と11ページからの歳入明細でお示ししてありますように、市民税を主とする市税を950万円、土地売払収入を主とする財産収入を2,761万5,000円、指定寄付金を519万9,000円、水力発電施設周辺地域交付金基金等からの繰入金を443万2,000円、諸収入を1,561万7,000円、それぞれ増額いたしますが、農業用施設災害復旧費分担金を3,381万2,000円、建設残土処分場の使用料を主とする使用料及び手数料を314万1,000円、生活保護費や災害復旧に係る国庫支出金を2,871万7,000円、同じく農業用施設補助災害復旧費などに係る県支出金を1億4,415万4,000円、市債を2億6,300万円、それぞれ減額して予算の均衡を図っております。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけ、お聞きをいたします。

トータル的な問題なんですけど、歳出のところの10ページの中で、結果として、市長が総合計画の説明会のときに退職金等も起債もしなくてよかったという説明もされて、全体として今のある財源で賄われることができたということで

評価されていたんですけれども。

この補正額の財源内訳を見てみましても、工事の確定等々含めて、その財源等が、一般財源の問題ですけれども、あるわけなんですけど、全体として、やはり、この時期にもやっぱり不用額が、多額の不用額というか、規模的にもやはり大きいのがあるのかなというふうに思います。そういうことで、起債をしなくても退職の財源を賄うことができたんだろうなというふうに推察するわけなんですけれども。

しかし、私は、どうも頭にこびりついているのは、監査委員の指摘をされた運用の問題で、不用額の問題に対しては、もう少しそのあたりで対応できるシステムを含めて考え方はないのかと示されていたわけなんですけど、今回は結果としてこういう形で退職金なんかも賄われたということはあると思うんですが、そういうあたりについて、改めてこの点について、課長になるのかわかりませんが、考え方をお聞きできればと思います。

○財政課長（岩元 明） 今回の不用額の大きなものというのは災害関連の不用額でございまして、どうしても災害は緊急性を要しますので、予算計上するときは少しやっぱり大目に見る傾向がございまして。なかなかその計算が精査できないという部分もあるんですけれども、大目に見る関係で、年度末におきましては、その分を減額せざるを得ないという事情はありますけれども。その他、ほかの不用額については極力不用額が出ないように、予算執行すべきものは予算執行するように。無理に予算執行をしなくて、次年度に回せるものは次年度に回すように指導はいたしておりますけれども。今度の決算等の状況を見まして、不用額にさらに問題があるとすれば、そのような指導は行っていきたくております。

○持留良一議員 私自身は、やはり、もう少し、例えば民生費においても、この間の積年のやっ

ぱり経験も含めて、どう予算を立てるかというのはいろいろ方法は積み重ねられてきていると思うんですね。そういう意味では、例えば老人措置費だとかいろいろ含めて、もう少し、そのあたりの計画的な内容というのをもう少し対応できないのか。そのことによって、限られた財源の中でやっぱり市民の皆さんのお持ちの要望とか含めて対応するために財源をきちっと確保していくということをしないと、結果として財源がないという形で市民には示さなきゃならない。しかし、結果としてこういうのが出てきちゃうと、何なんだという指摘も私はあるし、それは監査委員の指摘の視点だったと思うんですね。であるならば、やっぱりこれだけ財源が厳しい厳しいと言うんであったら、そのあたりをもう少し各課でもきちっとした対応をして、なるべく不用額は生まれないように、絶対的にないということはあるわけなんですけれども、そのあたりを有効に財源原資を活用していくという視点に立って、ぜひ検討をお願いしたいなと思います。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第17号～議案第25号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第20、議案第17号から日程第28、議案第25号までの議案9件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第17号 平成18年度垂水市国民健康保険特別
会計補正予算（第5号）案

議案第18号 平成18年度垂水市漁業集落環境整備
事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第19号 平成18年度垂水市道の駅交流施設特
別会計補正予算（第1号）案

議案第20号 平成18年度垂水市介護保険事業特別
会計補正予算（第4号）案

議案第21号 平成18年度垂水市老人保健施設特別
会計補正予算（第2号）案

議案第22号 平成18年度垂水市病院事業会計補正
予算（第2号）案

議案第23号 平成18年度垂水市と畜場特別会計補
正予算（第4号）案

議案第24号 平成18年度垂水市小谷・段地区簡易
水道事業特別会計補正予算（第4号）案

議案第25号 平成18年度垂水市水道事業会計補正
予算（第5号）案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○市民課長（太崎 勤） 議案第17号平成18年
度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第5
号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎えるに当たりまし
て、今年度の実績を踏まえての国・県等からの
決定通知などや今後の医療費等の動向を勘案し、
最終的な予算の整理を行おうとするものが主な
理由でございます。

1ページでございますが、今回の補正の額は、
既定の歳入歳出予算の総額から歳入・歳出それ
ぞれ8,759万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総
額を歳入・歳出それぞれ27億3,038万4,000円にし
ようとするものでございます。

補正の内容につきまして、13ページの歳出から
御説明申し上げますが、額につきましては、御
参照をお願いいたします。

1款総務費、5項医療費適正化特別対策事業
費についてですが、レセプト点検等のコピー代
に不足を生じたため、増額補正するものでござ
います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被
保険者療養給付費から次の14ページの4目退職被
保険者等療養費までにつきましては、いずれも
12月分までの実績と今後の医療費の動向を勘案
し、減額補正するものでございます。また、5
目審査支払手数料も療養給付費等の減額に合わ
せて減額補正するものでございます。2項高額
療養費の1目一般被保険者高額療養費及び2目
退職被保険者等高額療養費につきましても、同
じく12月分までの実績と今後の医療費の動向を勘
案して減額補正するものでございます。

次に、15ページの3款の老人保健拠出金につ
きましては、国庫負担金等の概算通知書に基づ
く財源更正でございます。

次の4款介護納付金につきましては、社会保
険診療報酬支払基金の決定通知に基づき、減額
補正するものでございます。

16ページの5款共同事業拠出金、1目高額医療
費拠出金及び3目保険財政共同安定化事業拠出
金につきましても、いずれも国保連合会からの
今後の見込み額数値に基づき、補正するもので
ございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、
5目国庫支出金還付金につきましては、国の決
定通知書に基づき、減額補正するものでござい
ます。

10款予備費につきましては、今回の補正により
生じた財源を緊急的な支出事由に備えるため
に増額補正いたしました。

これに対しまして、歳入は7ページでござい
ますが、1款国民健康保険税の1目一般被保険
者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民
健康保険税につきましては、いずれも12月まで
の調定額及び収納率を勘案して補正するもので

ございます。

8ページの4款国庫支出金、1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金及び2目高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出で説明させていただきました療養給付費、療養費の減額に伴い、補正するものでございます。2項国庫補助金、1目普通調整交付金につきましては、国への申請額に基づき、補正するものでございます。2目特別調整交付金につきましては、本年度の状況を勘案し、交付対象費目の再積算を行って減額補正するものでございます。

8ページから9ページにかけまして、5款の療養給付費交付金につきましては、現年度分の退職者医療に係る歳出の補正を勘案しての減額補正と、過年度分は追加交付決定通知書に基づき、減額補正するものでございます。

6款県支出金、1項高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出額の見直しにより、県負担額を減額するものでございます。2項県補助金、1目国民健康保険調整交付金につきましては、普通県調整交付金申請額に基づく分と、特別県調整交付金交付対象費目に保険証カード化の費用が追加されたことにより、増額補正をするものでございます。

次に、10ページの8款共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、いずれも国保連合会からの今後の見込み額の概算通知書に基づきまして、増額補正するものでございます。

10款繰入金、1項基金繰入金につきましては、今回の補正において保険給付費等の歳出を減額したことに伴い、基金からの繰入金を減額するものでございます。11ページにかけて、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、県からの概算通知書に基づき、補正するものでございます。

12款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金につきましては、現時点ま

での実績に基づき、増額補正するものでございます。3項の雑入、2目一般被保険者第三者納付金及び12ページの3目退職被保険者等第三者納付金並びに4目一般被保険者返納金につきましても、いずれも現時点までの実績に基づき、増額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水産課長（川畑信一） 議案第18号平成18年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）案につきまして、御説明いたします。

今回の補正は、不用額の整理によります減額補正でございます。

既定の歳入歳出予算総額から歳入・歳出それぞれ2,586万7,000円を減額し、予算総額を歳入・歳出それぞれ1億9,355万6,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

1款、1項、目の1の漁業集落環境整備事業費は減額補正でございますが、これの主なものには節の13の委託料で、水道管・污水管敷設工事積算委託及び終末処理場設計管理委託などの執行残の整理でございます。節の15工事請負費は、終末処理場の電気制御盤及び監視システムの工事費が当初計画より安い値段で設計できたことと、終末処理場電気機械設備工事及び水道管及び污水管敷設工事の入札執行残額などの不用額の整理でございます。目の2簡易水道事業費の需用費の減額は、光熱水費の不用額を整理するものでございます。

2款1項公債費の目の2利子は、17年度分事業費のうち繰越明許費となっております事業分の市債の借入れが決まり、利息が確定しましたので、不足分を予算計上するものでございます。

対応します歳入につきましては、5ページか

ら6ページに計上いたしておりますが、4款の繰越金を除きまして、1款の繰入金から6款の使用料及び手数料まで減額補正することによりまして、収支の均衡を図っております。

中で、2款の市債は3ページに地方債の補正として変更額が示してございます。

また、5款県支出金の目の1農林水産業費県補助金は、事務処理の上から補助金と交付金を組みかえをいたしております。

6款の使用料及び手数料の減額は、水道料金の周知を図るため、仮検針の期間を設けたため、水道使用料に減額を生じたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 議案第19号平成18年度垂水市道の駅交流施設特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正は、1ページにございまして、既定予算から歳入・歳出それぞれ13万7,000円を減額し、予算総額をそれぞれ216万2,000円にしようとするものでございます。

補正内容につきましては、4ページの事項別説明書で御説明申し上げます。

3の歳出でございまして、道の駅で使用しておりますポスシステムのリース料であります庁用機器借上料の執行残を減額するものでございまして、財源は道の駅からの雑入でございまして、不用額相当額を歳入から減額いたしております。

また、歳入につきましては、火災保険料負担金が未計上でございましたので、今回予算化し、その分を差し引き、減額しようとするものでございます。なお、火災保険料は、年度当初において使用料及び賃借料から流用して執行いたしておりました。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○保健福祉課長（村山満寛） 保健福祉課が所

管する分は議案20号から22号までですので、一括して説明をいたします。

まず、議案第20号平成18年度垂水市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）案について、説明いたします。

補正理由でございますが、医療制度改正に伴う介護システムの改修費と、今後の介護保険給付見込み額の精算に伴う保険給付費内の予算組みかえが主な理由でございます。

今回の補正額は、歳入・歳出それぞれ92万9,000円を追加し、補正後の予算の総額は、歳入・歳出それぞれ17億9,058万4,000円とするものでございます。

主なものについて、歳出から説明いたします。

5ページでございますが、総務費は後期高齢者の保険料徴収に伴い、介護保険システムの改修費用が主なものでございます。2款の保険給付費は補助額はございませんが、介護予防居宅サービス給付費と介護予防サービス計画給付費との予算組みかえでございます。

歳入について、説明いたします。

4ページでございます。

国庫支出金89万5,000円と、それから繰入金3万4,000円で、歳入・歳出の均衡を図っております。

続きまして、議案第21号平成18年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案について、説明をいたします。

今回の補正理由は、収益の確定見込みに伴いまして追加補正をしようとするものでございます。

今回の補正の額は、歳入・歳出それぞれ7,188万1,000円を追加し、補正後の予算の総額は、歳入・歳出それぞれ5億7,681万8,000円とするものでございます。

歳出から説明いたします。

6ページをお開きください。

事業費の追加でございますが、これは、老健

施設指定管理料としての委託料を増額補正をするものでございます。それから負担金補助及び交付金は、パートの増加とか看護師の人員増、そういう者の人件費でございます。それから、2款の基金積立金は、前年度繰越金と本年度余剰見込み額を積み立てようとするものです。

歳入は4ページですが、療養費収入410万2,000円、それから繰越金6,688万9,000円、諸収入89万円を追加し、均衡を図っております。

議案第22号でございますが、平成18年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について、説明をいたします。

今回の補正の理由でございますが、病院事業収益の増額、それに病院事業費用の増額補正と、医療機器の入札結果に係る起業債の減額及び建設改良費の減額補正をしようとするものであります。

3ページの予算に関する説明書で説明をいたします。

収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の病院事業収益を増額し、総額で20億5,948万6,000円としております。内訳といたしましては、入院・外来等の医業収益を9,073万9,000円、それから医業外収益の一般会計負担金を地方交付税確定により1,051万6,000円増額いたしております。

支出につきましては、病院事業費用を増額し、総額で20億3,584万3,000円としております。内訳は、医業費用を1億4,069万7,000円増額し、医業外費用を56万円減額しております。医業費用の内訳は、委託料交付金の経費でございますが、あと建設費の減価償却費でございます。また、医業外費用の内訳は、支払利息等でございます。雑支出は、110万8,000円増額しております。この雑支出は、予算機器購入の仮払消費税でございます。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

4ページでございますが、垂水中央病院の医療機器購入等の入札に伴う減額補正でございますが、起業債を2,670万円減額し、総額を2,390万円にし、支出につきましては、医業機器購入等である建設改良費を2,660万1,000円減額しまして、総額で2,399万9,000円といたしております。

これに伴い、2ページの第5条関係の起業債の補正でございますが、下の段の起債の限度額を2,390万円に減額しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○生活環境課長（三浦敬志） 議案第23号と議案第24号につきましては、生活環境課所管になっておりますので、一括御説明申し上げます。

まず、議案第23号平成18年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第4号）案について、御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、年度末決算見込みに伴い所要額の追加を行い、予算の整理を行おうとするものでございます。

事項別明細書の5ページをごらんください。歳出について、御説明いたします。

一般管理費におきまして、職員手当と需用費の追加補正を行っております。需要費の消耗品は、薬品代等であります。財産管理費の積立金は、と畜場施設整備基金へ積み立てるものであります。

歳入につきましては、4ページをごらんください。

歳入の内訳であります。前年度繰越金としての繰越金、諸収入といたしまして、と畜場特別会計に対する預金利子、枝肉確認票発行業務に対する受託事業収入を追加しております。これらを補正の財源といたしまして、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入・歳出予算の総額は、それぞれ1億2,307万7,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、

よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第24号平成18年度垂水市小谷・段地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案について、御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、平成18年度の事業収入となる使用料及び手数料がほぼ確定したことに伴い、予算の整理を行うものでございます。

事項別明細書の5ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

一般管理費の補正になりますが、今後の執行見込みによる減額補正であります。

歳入につきましては、4ページをごらんください。

簡易水道使用料の減額補正であります。各家庭での水道使用料が当初積算より少なかったことが主な理由であります。簡易水道手数料は各家庭の配管工事代に応じて徴収いたしますが、当初積算より工事代が大きかったことに伴う追加補正であります。

歳入・歳出それぞれ49万3,000円を減額し、収支の均衡を図っており、補正の歳入・歳出予算の総額は、それぞれ1,359万6,000円になります。

以上で説明を終わりますが、新年度より、この垂水市小谷・段地区簡易水道事業特別会計は、垂水市簡易水道事業特別会計として運用されることとなります。予算の御審議については、よろしくお願ひいたします。

○水道課長（橋口正徳） 議案第25号平成18年度垂水市水道事業会計補正予算（第5号）案について、御説明いたします。

まず、補正の理由でございますが、平成18年7・5豪雨災害による水道施設被害の復旧に当たり、委託料及び工事請負費の入札残、それに伴う一般会計からの補助金の減額、また、配水管敷設工事及び敷設がえ工事の施行に係る工事負担金が生じたため、補正が必要になったものでございます。

1ページでございますが、第2条中にありま

す第3条の収益的収入及び支出の補正を行っております。

補正内容は、収益的収入につきまして、営業外収入を105万2,000円増額いたしまして、総額を2億7,199万6,000円とするものでございます。

収益的支出につきましては、営業費用を307万4,000円増額いたしまして、総額を2億6,559万2,000円とするものでございます。

次に、第3条中の第4条の資本的収入及び支出であります。資本的収入が資本的支出に対する不足については、不足分をお示ししている資金で補てんすることとしております。

2ページでございますが、資本的収入及び支出の補正を行っております。

補正内容は、資本的収入につきまして、工事負担金を723万2,000円増額、補助金を160万2,000円減額いたしまして、総額を6,768万1,000円とするものでございます。

資本的支出につきましては、建設改良費を320万4,000円減額いたしまして、総額を1億7,619万3,000円とするものでございます。

次の第4条の第10条は、豪雨災害復旧のため、一般会計から補助を受ける金額を55万円減額いたしまして、総額を548万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけ、議案第21号の老健施設特別会計に関しての基金の積立金の問題についてお聞きをしたいんですけれども、累計でも約18年度末で1億4,000万円ほどになるということで、基金の中で突出して本年度も基金の積み立てができているということなんです。この要因としては、建物のいろんな関係、今後の工賃の問題とか建設とかいろいろ目的はあろう

また、予算編成に当たって、総合計画や過疎計画等に基づきまして、国や県の動向を踏まえながら、1つ、市民に対する説明責任を明確にする、2つ、行革を推進し、むだをなくす、3つ、重点的・効率的な財政投資、4つ、市債発行の抑制に配慮いたしました。

今後、市税収入の確保及び受益者負担の適正化、国・県支出金や交付税措置のある地方債の活用などによります財源の確保を図る一方、既存事業の見直しや廃止を含め、徹底した整理合理化を推進し、その健全性に努めてまいりたいと存じます。

施政方針は6月議会で改めてお示ししますが、私は選挙戦などを通じまして訴えてまいりましたことは、大きくは3つの視点に立って市政運営を進めてまいることのでございました。

まず、最初は、改革でございます。

「改革なくして発展なし」を基本に、大胆な行財政改革を着実に実行し、健全な財政づくりに努め、さらに、市民の皆様のために仕事をす

る役所づくりを進めます。

2点目に、市民との協働でございます。

市民と行政がお互い連携、協力し、「住んでよかったと思えるまちづくり」、「元気な垂水」を基本理念として、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

3点目に、前進でございます。

限られた財源や自然・社会資源の有効な活用、市民の能力・知恵を生かし、市民の生活、地域の日々の発展を目指します。また、農・畜・水産品の流通の強化やブランド化、体験型・滞在型の観光垂水づくりの推進、地元商店街の活性化の推進、地元業者の育成・発展、心のこもった福祉への取り組み、子育て支援、人材育成、交通網の整備などの公約に沿った市政運営を目指し、実現のために市の総力を結集してまいります。

諸施策の推進に当たりましては、市議会の皆

様の御意見を賜るとともに、市民の皆様の声も幅広くお聞きし、あわせて関係機関との連携をしながら実行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般会計から御説明を申し上げます。

平成18年度は、平成17年度に引き続き大災害をこうむりました。激甚災害指定などの措置で、その復旧経費の多くは国・県の補助金が充てられました。また、引き続き進められました定年前の早期退職者優遇制度により早期退職者9名を含む11名の退職があり、退職金も多額の財源が必要とされたにもかかわらず、基金を大きく取り崩すこともなく、また退職手当債も借りることなく、決算できる見込みとなっております。これは、戦後のいざなぎ景気を超える長期の景気拡大に達していると言われております国の景気回復に伴い、交付税が伸びたことや推進している行財政改革の効果によるものと考えております。

平成19年度は骨格予算で編成いたしました関係から、予算総額は73億7,300万円で、前年度と比較いたしまして11.5%の減となっております。今後、地方交付税、国庫補助金等の見通しがついた時点で、肉づけの補正予算を編成していく予定にしております。

歳入におきましては、市税は、三位一体改革により、地方交付税及び国庫補助金の削減分が所得税から個人市民税へと税源移譲されることに伴い増収となっておりますが、所得譲与税がなくなることで地方交付税の見直しなどによりまして、昨年以上に厳しい状況であります。

一方、歳出におきましては、扶助費等の義務的経費は増加傾向にあり、政策的経費の財源を確保するため、人件費については、今後も定員適正化計画を推進することで、さらなる削減効果を期待しております。

また、これとは別に、職員の基本給は平成18年度から平均4.8%引き下げる給与構造改革を実施しておりますので、これによりましては人件費の削減が図られると考えております。特別職の報酬は、市長25%、助役、教育長10%の引き下げを引き続き行います。このように、人件費につきましては重点的に削減しておりますが、市民生活に密着した経常的な経費は前年並みの計上を心がけました。

なお、投資的な経費につきましては、総額4億2,075万9,000円、対前年度69.1%の減となっておりますが、骨格予算であるため、新規事業や政策的事業等の経費を計上しなかったことによるものでありまして、今後、予算措置してまいることによりたいしてまいります。

以下、主な事業につきまして、御説明を申し上げます。

まず、総務費について申し上げます。

一昨年は台風災害、昨年は豪雨災害と、2年連続で甚大な災害に見舞われましたように、自然災害に弱い本市の特性から見ましても、引き続き安心・安全なまちづくりに努めていく必要がございます。

ソフト面の防災対策でございますが、最も重要かつ効果的な地域防災体制であります自主防災組織の設立につきましては、平成17年9月の段階で10組織、12振興会、10.3%の組織率でしたが、現在は37組織、64振興会で設立され、組織率41.5%までふえてきております。

また、一昨年の台風14号災害を受けて、災害犠牲者ゼロを第一義とした地域防災計画の見直しに着手し、早目の避難に向けた避難勧告基準の見直し、災害時の移送体制や携帯メールによります防災情報配信システムの構築などに努めてまいったところでございます。

このような取り組みが少なからず市民の皆様の方災意識の高まりにつながり、昨年7月の1時間に109ミリという豪雨災害が発生したにもか

かわらず、スムーズな避難が図られ、本市が掲げております災害犠牲者ゼロを達成することができたものと考えております。今後も、自分の命は自分で守る、隣近所や地域内の人と人のつながりがいかに大事であるかを市民の皆様へ訴えていながら、すべての地域で自主防災組織が設立されますような取り組みとあわせて、防災訓練等の実施による育成支援や的確な情報伝達体制の構築にも努めてまいります。

また、平成18年度より進めております第4次総合計画策定事業でございますが、この事業は、総合計画策定に関し、鹿児島大学との協定による公開講座を通じての市民の方々の方見を聞きながら手づくりで策定するもので、総合計画の印刷費や公開講座の負担金などの事務経費を計上いたしました。また、昨年度より旧大野小中学校でスタートしました自然学校活動を支援するための人件費などの経費を計上いたしました。

次に、民生費について申し上げます。

まず、地域福祉の推進ですが、地域福祉につきましては、市民の皆様の方相互扶助を基本とし、垂水市社会福祉協議会など関係機関との緊密な連携のもとに、地域実態に応じたきめ細かな福祉体制の確立に努めてまいります。

障害者の方自立促進ですが、障害者福祉では障害者の方自立と社会参加を促進し、その活動について積極的な支援を行います。市町村が主体となって実施する地域生活支援事業が創設されたことに伴いまして、数値目標及び財源確保の裏づけを持った障害福祉計画を本年度中に策定いたします。また、肝属地区において広域で設置・展開されております相談支援事業のますますの充実を図ることにより、障害者の方福祉増進に努めるとともに、障害者の方にとって住み心地のよい福祉環境づくりを目指してまいります。

次に、高齢者の方住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりですが、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、具体的な

諸施策を実施してまいります。また、地域における相談支援体制の強化を図り、高齢者が介護の必要な状態に陥らないよう、地域包括支援センターを拠点とした介護予防のための施策を総合的に展開してまいります。また、垂水市シルバー人材センターは、関係者の皆様方の並々ならぬ努力によりまして、平成17年8月に社団法人として認可されました。高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進していく団体として、今後も引き続いて支援を行ってまいります。

次に、子育て環境の充実でございますが、子育て支援事業の一環といたしまして、児童福祉法の改正に伴い、垂水市要保護児童対策地域協議会の設置を行います。この協議会は、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応を図るものでございます。児童虐待や家庭内暴力などについての相談・支援・予防・指導・見守り・措置という職務を関係機関と緊密に連携させ、実効ある対応に努めてまいります。また、21世紀を担う子供たちは、市の宝でございます。保護者が安心して働けるよう、学童保育事業の充実を図り、健全育成に努めてまいります。また、人間性豊かで心身ともにたくましい児童生徒の育成を目指して、セカンドスクールなどの施策を継続して実施してまいります。保育行政につきましては、少子化対策の一助として、保護者の就労と子育てを両立していただくための条件整備といたしまして、保育時間の延長など、保育サービスの充実を努めてまいります。

次に、子育て、健康長寿の推進ですが、平成17年度に行われた国勢調査によると、本格的な人口減少時代を迎え、少子化対策と子育て支援は、社会の根幹にかかわる重点課題であることを改めて認識させられました。そこで、安心して子供を育てられる環境づくりの充実に向けた取り組みとして、平成19年度は親子の集いの場の提供など、保育園入園世帯だけでなく、在宅で子育てをしている家庭を含む、すべての子育て家庭

に対する支援を推進していきます。また、乳幼児医療費助成制度につきましては、現行の申請による償還払い方式から申請の手間のない自動償還払い方式に改善し、医療費の助成をより受けやすく、より子育てしやすい環境づくりを支援します。

一方、高齢者に目を向けると、団塊の世代の大量退職、いわゆる2007年問題を間近に控え、ヤングシルバー、元気高齢者の社会参加は、今後の日本に大きな活力をもたらすものと考えております。その意味からも、今後は、地域での生きがいを求める高齢者世代のニーズに対応してまいりたいと考えております。

次に、衛生費について申し上げます。

まず、健康づくりの推進ですが、生活習慣病対策としまして、基本健診、健康相談、健康教育等の保健事業を生涯学習事業と連携するなど、効果的な事業運用に努めてまいります。各種検診や人間ドック事業につきましては、料金の一部負担制度を継続して実施し、受診勧奨に努めます。また、各種検診の受診率が低下しております。このことは、市民がみずからの健康に関心を持ち、健康を守るための意識改革が求められていることであり、さらには市の財政的負担増の要因にもなるため、一層の啓発活動に努めます。予防接種事業や感染症予防事業の取り組みもあわせて進めてまいります。

次に、健康づくりに対する組織体制やマンパワーの育成を行い、広く市内全域に健康づくりに係わる保健サービスを提供し、誰もが安心して暮らせる健康長寿のまちづくりに取り組んでまいります。

次に、地域医療体制の充実ですが、地域医療につきましては、その中核となります垂水中央病院や肝属郡医師会垂水班との連携によりまして医療体制の充実を努めてまいります。また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医などのシステム構築とともに、各地域診療所の効果的な運用

に努め、医療機関相互の連携システムなどの運用によって良質な医療の提供に努めてまいります。

次に、生活環境問題ですが、快適な生活環境を享受する上で、廃棄物の迅速かつ適切な処理や住環境の清潔保持を確保することは基本的要件であり、その充実に一層努めていく必要があります。現在、広域で進めております肝属地区一般廃棄物処理組合において、新ごみ処理施設が平成20年4月から稼働いたします。これまで市民皆様の協力を得て、ごみ分別によるリサイクルの推進に努めてまいりました。引き続き広報等を通じ、ごみの減量・再利用・再資源化の3Rの徹底と、「もったいない精神」の啓発、マイバッグ運動に取り組んでまいります。地球温暖化の防止に向けましても、「省エネルギーのまち垂水市～小さなこと、できることから実践」を掲げ、省エネに向けた市民意識の改革に努めてまいります。生活雑排水対策として、川や海の水質保全を図るため、小型合併浄化槽の普及促進に努めてまいります。

次に、農林水産業費について申し上げます。

本市の農業は、温暖な気候を生かした園芸・果樹・畜産を中心とした複合経営がなされております。しかしながら、農業従事者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加など、農業を取り巻く現状は一段と厳しくなっております。

このような現状を踏まえ、園芸・果樹等の生産振興、新規就農者、認定農家の確保・育成に努めるとともに、農地の流動化、農作業の受委託、その他、農業構造の改善に資する体制の構築に向けて関係機関との連携により努めてまいります。また、地域農業の振興と活力ある地域農業に寄与する機関として農業公社の設立に取り組んでまいります。園芸果樹振興策としまして、展示・試験圃による栽培技術の調査研究及び実証を行い、その結果を広く普及してまいります。

畜産振興につきましては、資源リサイクル畜産環境整備事業、牛舎等環境整備事業により、牛・豚飼養農家の生産基盤の整備を図り、さらに生産農家の組織強化や優良牛の確保など、銘柄確立に努めてまいります。堆肥センターの運営につきましては、適正な維持・管理のもとに脱臭対策に努めながら、環境に優しい土づくりを推進し、良質堆肥の生産と安定供給に努めてまいります。

林業につきましては、森林が持つ多面的な機能と役割を十分発揮できるよう、造林事業や森林環境税関係事業などを活用し、適切な森林整備を推進してまいります。

次に、水産業の振興につきましては、本市の基幹産業であります水産業の中でもカンパチ及びブリの養殖業は全体漁獲金額の約9割を占めておりますが、魚価の低迷、えき及び燃料価格の高騰等、依然厳しいものがございます。魚価を回復させる有効な手段として漁協と養殖業者は一体となり生産出荷調整を行っておりますが、その効果を期待するには、今後も漁協に対する損失補償を継続することで魚価の回復と経営の安定につながっていくものと考えております。

一方、漁船漁業の振興ですが、地産地消の意味からも、小型底びき網を中心とした中核的漁業者協業体支援事業に取り組み、経営の安定と後継者の育成に努めてまいります。水産業の基盤整備の充実を図るために、垂水南漁港・海潟漁港の整備を継続するとともに、長年の懸案事項でありました牛根麓地区が平成18年12月、県管理の第2種牛根麓漁港として鹿児島県の指定を受けました。今後は、よりよい漁港となるよう県及び漁協と協議してまいります。

次に、商工費について申し上げます。

商工業の振興につきましては、戦後のいざなぎ景気を超える長期の景気拡大に達していると言われております一方で、今の景気拡大について実感が無いとする企業の声も多いようであり、

地方におきましては、特にその傾向が強く感じられる場合がございます。そのようなことから、商工会の運営費助成や地域雇用創造支援事業により雇用創出など、商工業の振興、活性化に努めてまいります。

観光振興につきましては、既存の観光施設の維持管理に努めてまいりますほか、イベントの維持活性化策として、ふれあいフェスタや、規模が拡大してまいりましたU-10サッカー大会への補助を行うなど、今後も力を入れて取り組んでいかなければならないソフト事業の支援の充実を図ってまいります。

次に、土木費について申し上げます。

産業及び市民生活を支える社会基盤となる国道・県道の基幹交通網の整備につきましては、引き続き国・県に対しまして整備促進の要望を行ってまいります。市道につきましては、地域の要望に対し、緊急性・公共性を考慮しながら対応してまいります。市営住宅の管理につきましては、ガス調整器の取りかえや、新たに義務づけられた火災報知器の設置など、居住者の安全や住環境の改善に努めてまいります。市民の憩いの場であります公園でございますが、その機能を確保するために適正な維持管理に努めてまいります。桜島降灰対策につきましては、引き続き路面清掃や宅地内の降灰除去事業に取り組んでまいります。

次に、消防費について申し上げます。

消防の任務であります市民の生命・身体及び財産をあらゆる災害から守るために、複雑多様な社会生活環境に対応できる消防力の整備を図ることが不可欠となります。そのため、平成19年度は18年度に引き続き消防職・団員の資質向上を図るため、県消防学校における教養・訓練を実施いたします。また、18年度に更新いたしました水槽つき消防ポンプ自動車を緊急消防援助隊活動車両として登録を行い、あらゆる災害に対応できるよう消防職員の災害に対する知識・技

術の練磨に努めます。今後とも消防体制の充実に努めるとともに、消防防災体制の維持に必要な諸経費を計上いたしました。あわせまして、市民に対する防火・防災意識の高揚及び救急応急処置等の普及に努めてまいります。

次に、教育費について申し上げます。

過疎化、少子化の進展により、児童・生徒数の減少による学校の小規模化に加え、学校施設の老朽化など、児童・生徒を取り巻く教育環境が大きく変化して、学校の活力低下につながるものと懸念されますことから、垂水市の未来を担う子供たちの生きる力をはぐくむ教育環境を整備し、学校教育の一層の充実を図り、活力ある学校づくりを目指します。そのために、平成22年度の中学校統合を目標に掲げ、学校はもとより、保護者や地域住民の理解と協力が得られるよう取り組んでまいります。

学校施設につきましては、ほとんどの学校におきまして老朽化が進んでおりますことから、引き続き老朽化の激しい箇所から順に修繕等を行ってまいります。また、市内唯一の高校であります垂水高校は、入学希望者の激減に伴い存続の危機的状況にありますので、関係機関と協議しながら存続に向け、積極的に努めてまいります。

学校教育につきましては、生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、垂水の歴史や伝統を生かす「温故創新」の精神で、知育、徳育、体育に食育を加え、調和のとれた教育の充実により、「垂水の子らを光に」の実現を図ります。そのため、基礎学力の定着と心の教育の充実を目指し、教職員の資質の向上と学習環境の整備に努めてまいります。さらに、科学の祭典を初め理科大好きな子供たちの育成のための諸事業、和田英作ジュニア展、複式学級のある学校が合同で単式授業を行うセカンドスクール、垂水の海・山・自然や産業等を教材にした総合的な学習の時間の充実など、垂水らしい教育実践に努めて

まいります。また、教育基本法改正に伴って、さらに進む教育改革に向けた研究と実践を推進してまいります。

社会教育につきましては、市民が生きがいを持ち、潤いと活気に満ちた生涯学習のまちづくりの実現に向け、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール、市民文化祭、生涯学習フェスティバル等の開催を関係団体との協力により実施し、生涯学習の推進・社会教育の充実・文化の振興に努めてまいります。また、社会体育につきましては、スポーツ活動の推進と健康で明るい地域づくりを目指し、だれでも・いつでも・いつまでもスポーツができる環境づくりとして、総合型地域スポーツクラブ設立に向けての取り組みに努めてまいります。

次に、特別会計につきまして、御説明をいたします。

まず、国民健康保険特別会計でございますが、国民健康保険制度は、農林水産業者及び自営業者を中心とする制度として創設されてから、我が国の国民皆保険の中核として地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に、また、福祉の向上に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、急速な少子高齢化の進展や生活習慣病の増加による疾病構造の変化や医療技術の高度化等により医療費負担の増加、また、無職者や低所得者層の増加及び保険税収入の伸び悩みなどによりまして、我が国の国保制度を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。本市におきましては、国保加入世帯のうち所得なしの世帯が50%を超え、また、国保加入者のうち65歳以上が56%を超えるなど、制度上の構造的な脆弱性はますます深刻になってきており、大変厳しい財政運営を強いられている状況にあります。

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を維持可能なものとしていくために、平成18年6月健康保険法等の改正がなされ、平成18

年度から順次、抜本的な医療制度改革が実施されています。改革の大きなものとしまして、医療費適正化の総合的な推進が挙げられます。この中で、中長期的な対策として、国と県の医療費適正化計画の策定や、平成20年度から保険者に生活習慣病予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を義務づけられました。また、短期的な対策として、患者の窓口負担の見直しや、療養病床に入院する高齢者の食費・居住費負担等の見直し等が行われております。

このような状況下、平成19年度の歳入歳出予算の総額は26億7,367万円を計上しておりますが、保険給付費の伸びにより基金や繰越金を充当し、収支の均衡を図っております。

次に、老人保健医療特別会計でございますが、高齢化の進展に伴う老人医療費の増大により、平成14年10月の健康保険法等の改正で、老人医療の対象者を70歳以上から75歳以上に5年間で段階的に引き上げられ、対象者が減少しておりましたが、平成19年10月からは75歳以上の高齢者及び65歳以上の寝たきり等の方が対象者となり、新規対象者が生じることになります。また、平成18年6月の健康保険法等の改正では、平成18年10月から療養病床に長期入院する高齢者の方の食費や居住費の自己負担が見直されております。今後も高齢化の進展に伴い、老人医療費は増大することが見込まれます。国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするため、平成20年4月からは、国民健康保険や被用者保険から独立した県内市町村の老人医療の対象者のすべての方が加入する新たな都道府県単位の後期高齢者医療制度が創設されます。

このような状況や最近の医療費等の動向を勘案し、平成19年度歳入歳出予算の総額は、36億9,989万1,000円を計上しております。今後も老人医療費の動向を注視しながら、重複及び頻回受診の防止など、老人医療費適正化対策に努めてま

います。

次に、交通災害共済特別会計でございますが、交通事故で被災された市民の相互扶助を目的に昭和45年に設置されたこの共済事業は、市民各位の御理解と御協力によりまして順調に運営されてきております。今後とも、関係機関や各種団体の協力を得て市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、事業の健全運営とあわせて加入者促進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、1,372万2,000円を計上しております。

次に、地方卸売市場特別会計でございますが、市民に新鮮な野菜等を豊富にかつ安定的に流通させる拠点として設置された公設地方卸売市場も開設以来28年を経過し、現在まで市民生活の安定に重要な役割を果たしてきております。近年、家庭における「食」の簡素化、輸入野菜の増加、量販店の拡大など、生鮮食料品を取り巻く情勢は大きく変貌を遂げてまいりました。特に卸売市場は、市場利用者のニーズに応じて、その機構の充実が一層求められております。今後も、社会・経済情勢の変化に適應できるような健全な市場運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、469万9,000円で計上しております。

次に、漁業集落環境整備事業特別会計でございますが、平成8年度に事業を開始しました牛根境地区の漁業集落環境整備事業は、施設につきましては、平成18年度ですべて完成いたします。今後は、事業の目的であります漁場環境の改善及び集落環境の改善を達成するため、排水管接続工事等に補助を行い、早期加入のお願いや啓発等に努力してまいります。

歳入歳出予算の総額は、3,972万7,000円を計上しております。

次に、垂水市道の駅交流施設特別会計でございますが、道の駅たるみずは、ことしで開駅から3年目を迎えます。1年目が予想以上の売り

上げであったのに加えて、2年目の平成18年度も対前年比10%ほどの伸びで推移する見込みでございます。平成19年度も一般会計からの繰入金を見合わせ、独立採算で経営の安定が図れるよう管理組合と連携をとってまいります。

平成19年度は、道の駅で使用します庁用機器の借りに要する経費などとしまして、歳入歳出予算の総額235万3,000円を計上しております。

次に、介護保険特別会計でございますが、平成12年度から始まりました介護保険制度もスタートから7年が経過いたしました。平成18年4月に予防重視型システムへと切りかえを目指した大幅な改正が行われ、新たに設置された地域包括支援センターを中心に、総合的な相談支援や介護予防事業を実施し、適正な介護保険事業の運営に努めているところでございます。介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的サービスを提供するものですが、市民の皆様のご自立支援のサービスを適正に利用するという介護保険制度の趣旨に御理解と御協力をいただけるよう、今後も体制を整えながら制度内容の啓発周知に努めてまいります。

予算の概要でございますが、歳出では、制度の根幹であります保険給付費を第3期介護保険事業計画の見込みと、平成18年度決算見込みに基づきまして17億2,331万2,000円を計上し、その財源としまして、国・県・市の負担金のほか、65歳以上の第1号保険料2億3,178万3,000円、第2号保険料相当分として社会保険診療報酬支払交付金5億3,850万円、基金繰入金981万円を見込んでおります。このほか、要介護認定事務費等を合わせまして、歳入歳出予算の総額は、18億589万9,000円を計上しております。

次に、老人保健施設特別会計ですが、垂水市介護老人保健施設コスモス苑は、要介護状態となった方々の心身の自立を支援し、家庭生活への復帰を目指す施設として、開苑以来12年目の年を迎えました。施設運営につきましては、平成

18年に行われました介護保険法の改定により、利用者及び施設にとって痛みを伴っておりまして、非常に厳しい財政運営を強いられております。コスモス苑としましては、ニーズに対応できるよう、さらなるサービス向上に努め、より健全な施設運営が行えるよう努力してまいります。

歳入歳出予算の総額は、5億1,584万4,000円を計上しております。

次に、と畜場特別会計ですが、安全で安心できる食肉の提供をすることが、と畜場の社会的使命でございます。このため、国が示している、と殺・解体時の衛生管理基準に適合できるような施設の維持管理と経費等の節減に努め、健全なる運営に努めてまいります。

平成19年度予算につきましては、総額で1億231万5,000円を計上しております。

次に、潮彩町排水処理施設特別会計ですが、この特別会計は、垂水市土地開発公社が所有していた排水処理施設で垂水市に寄附されてから5年目に当たります。引き続き潮彩町排水処理施設の水質保全及び環境衛生の向上を図り、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、725万9,000円を計上しております。

次に、簡易水道事業特別会計ですが、この事業は、平成18年5月から供用を開始しております小谷・段地区簡易水道事業と、平成18年10月から一部供用を開始しました牛根境地区簡易水道事業を事務事業の効率性の向上及び市民にわかりやすい組織機構とするため、昨年までのそれぞれの事業特別会計と事務事業を一元化し、上水道と同様に地域住民に安全で安定した水の供給を図るとともに、円滑な管理運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、3,016万2,000円を計上しております。

次に、水道事業会計でございますが、安全で安心な水の安定的供給を行うため、引き続き国

道拡幅に伴います配水管敷設工事を実施するとともに、平成19年度から数年をかけまして内之野浄水場の施設改修整備及び城山団地地区の水道水圧不足の解消対策に取り組んでまいります。給水件数、給水量につきましては減少傾向にあり、経営的には厳しい状況にございますが、平成19年度もなお一層の行財政改革へ取り組むなど、企業経営努力をし、事業の安定的推進に努めてまいります。

予算の概要につきましては、業務予定量としまして、給水戸数7,000戸、年間給水量190万立方メートルとし、所要の経費を計上しております。

収益的収支につきましては、収益総額2億5,616万円で、その主な財源は水道料金となっております。事業費用につきましては、総額2億4,662万円で、対前年度比1,907万8,000円の減となっております。

次に、資本的収支につきましては、支出総額2億1,411万3,000円で、対前年度比5,141万6,000円の増となっております。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、内部留保資金を充当してまいります。

事業経営の方針としましては、安全で安心な水の安定的な供給を念頭に、コストの削減等経営の効率化を図るとともに、引き続きホームページ等を通じまして水道水質等の情報提供を行ってまいります。

次に、病院事業会計ですが、垂水中央病院は昭和62年度の開設以来20年目となりますが、診療の質、経営の質を高め、地域の中核医療としての役割を果たしてきました。平成19年度におきましては、開放型病院として機能充実を図るため、市内開業医との協力のもと、地域医療連携を重点に、さらに医療サービス提供に努めてまいります。

平成19年度の予算は、業務予定量の年間患者数を入院4万3,070人、外来6万5,700人の計10万8,770人と設定しました。

まず、収益的収支につきましては、収入の総額が20億4,925万3,000円、支出の総額が20億769万5,000円であります。

次に、資本的支出につきましては、企業債償還金の1億5,000万5,000円、建設改良費1,383万5,000円の総額1億6,384万円を計上しております。

事業運営につきましては、今後とも独立採算を維持し、経営の安定が図れるよう医師会と協力してまいりたいと存じます。

以上をもちまして予算案の説明を終わりますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして私ほか担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議を賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいま平成19年度の各会計予算案について説明がありました。これに対する質疑及び一般質問のための本会議を3月8日及び9日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、3月1日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については3回までとし、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いします。

△陳情第26号上程

○議長（篠原静則） 日程第43、陳情第26号医師・看護師不足対策に関することについてを議題とします。

お諮りします。

陳情第26号を文教厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、陳情第26号は、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

△議員の辞職について

○議長（篠原静則） 日程第44、議員の辞職についてを議題とします。

去る20日、池田和弘議員から議員の「辞職願」が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、池田和弘議員の退席を求めます。

〔池田和弘議員退席〕

○議長（篠原静則） 「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長（馬籠義人） 朗読いたします。
辞職願

一身上の都合により、平成19年2月28日付をもって辞職させていただきます。

平成19年2月20日

垂水市田神2881-2 池田和弘
垂水市議会議員 篠原静則殿

以上です。

○議長（篠原静則） お諮りします。

池田和弘議員の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、池田和弘議員の議員の辞職を許可することに決定しました。

〔池田和弘議員着席〕

○議長（篠原静則） 本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明28日から3月7日まで、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、3月8日及び9日に開きます。

△散会

○議長（篠原静則） 本日は、これにて散会します。

午後2時散会

平成 19 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 19 年 3 月 8 日

本会議第2号(3月8日)(木曜)

出席議員 19名

1番 堀添國尚
 2番 田平輝也
 3番 木佐貫泰英
 4番 尾脇雅弥
 5番 池之上誠
 6番 持留良一
 7番 池山節夫
 8番 新原満大
 9番 北方貞明
 10番 森正勝

11番 (欠員)
 12番 田畑純成
 13番 川尻達志
 14番 宮迫泰倫
 15番 児玉光明
 16番 葛迫猛
 17番 末野勝
 18番 篠原静則
 19番 徳留邦治
 20番 川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長 水迫順一
 助役 水迫恒美
 総務課長 宮地勇
 企画課長 迫田裕司
 財政課長 岩元明
 税務課長 梅木勇
 市民課長 太崎勤
 市民相談
 サービス課長 谷口敏徳
 保健福祉課長 村山満寛
 生活環境課長 三浦敬志
 農林課長 川崎豊志

水産課長 川畑信一
 商工観光課長 倉岡孝昌
 土木課長 川畑功
 会計課長 安藤章
 水道課長 橋口正徳
 監査事務局長 出水政文
 消防長 大迫徳雄
 教育長 川井田稔
 教委総務課長 島児典生
 学校教育課長 押川和成
 社会教育課長 今井文弘

議会事務局出席者

事務局長 馬籠義人

書記 磯脇正道
 書記 松尾智信

平成19年3月8日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第10号、議案第11号、議案第16号～議案第25号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第1、議案第10号及び日程第2、議案第11号並びに日程第3、議案第16号から日程第12、議案第25号までの議案12件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業委員長児玉光明議員。

[産業委員長児玉光明議員登壇]

○産業委員長（児玉光明） おはようございます。

去る2月27日の本会議において産業委員会付託となりました各案件について、3月2日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第16号平成18年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成18年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）案及び議案第19号垂水市道の駅交流施設特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、文教厚生委員長池山節夫議員。

[文教厚生委員長池山節夫議員登壇]

○文教厚生委員長（池山節夫） おはようござ

います。

去る2月27日の本会議において文教厚生委員会付託となりました各案件について、3月5日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第10号垂水市立図書館図書購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第11号垂水市青年及び婦人団体育成基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成18年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成18年度垂水市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）案、議案第21号平成18年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案、議案第22号平成18年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案、議案第23号平成18年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第4号）案、議案第24号平成18年度垂水市小谷・段地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案及び議案第25号平成18年度垂水市水道事業会計補正予算（第5号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務委員長森正勝議員。

[総務委員長森正勝議員登壇]

○総務委員長（森正勝） 皆さん、おはようございます。

去る2月27日の本会議において総務委員会付託となりました各案件について、3月6日委員会を開き審査しましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第16号平成18年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成18年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案は、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
お諮りします。

議案第10号及び議案第11号並びに議案第16号から議案第25号までの議案12件を委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。
よって、議案第10号及び議案第11号並びに議案第16号から議案第25号までの議案12件については、各委員長長の報告のとおり決定しました。

△平成19年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問

○議長（篠原静則） 日程第13、ただいまから平成19年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、回数については3回までとし、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質疑を許可します。

最初に、5番池之上誠議員の質疑を許可します。

〔池之上 誠議員登壇〕

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

市議会議員任期中の最後の総括一般質問で先陣を務めさせていただきます。

本議会会期中は何かと慌ただしい雰囲気が漂っているように感じられます。6月議会、まあ、その場所にいるかどうかわかりませんので、最後のこの3月議会に少しでも時間を拝借させていただきたいと思います。

さて、議長より発言の許可をいただいておりますので、通告に従い早速質問をしていきたいと思います。市長及び消防長の明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、道州制についてお伺いしたいと思います。

さきの市長選挙では、争点としてマスコミ等に取り上げられたのは合併か単独かの選択ではなかったかと思えます。その観点から見ますと、垂水市民は単独の市政運営を選択し、水迫市長が再選されました。そして、今後4年間の垂水市のかじ取りを託されたものと思っております。合併に対する政策は、「南日本新聞」の記事によりますと、「矢野氏は急いで合併への道筋をつけなければならない」というもので、一方、水迫市長は、「改革を進めながら道州制の議論が深まるのを待ち、合併か単独か考える」と記載してあります。

この「道州制」という言葉は、平たく言えば市町村が広域合併の都道府県版であり、明治の廃藩置県に相当する国の構造改革の施策だろうと、おぼろげには理解はできます。古くは田中角栄氏の日本列島改造論から、近年では各政党のマニフェスト、そして2004年の第28次地方制度調査会が道州制導入を本格検討といったように、ここ最近よく聞く言葉であります。

現在では安倍総理が美しい国づくりを唱え、小泉内閣の構造改革路線を継承し、道州制につ

いても積極的な導入論を展開しております。同じく日本経団連の御手洗富士夫会長は「希望の国、日本」というビジョンを掲げ、唯一道州制の具体的な導入時期を2015年と明記し、政府案を強く後押しされております。このように政財界では道州制導入について積極的な姿勢がうかがえるところでございます。

一方、当事者でもあります全国知事会では、本年1月18日に道州制について統一見解を出されました。その内容は、さきの政財界の積極論とは違い、道州制の姿について国と地方との間で明確なイメージが共有されておらず、道州制のメリット等に関する検証が十分進んでいないことから、導入を前提とした進め方に慎重な意見もあるといった見解だったことは、ご承知のことと思います。安倍首相も統一見解を受けて、国民との中で道州制に対するイメージが共有されていないことを認識し、今は国民に道州制の必要性、意義を呼びかけていくべき時期であり、国民運動が必要であると述べられ、機運を盛り上げる方針を打ち出されております。これまでが道州制について今現在で知り得る議論ではなからうかと思えます。

さて、質問に返りますが、合併か単独かの争点で争われましたさきの市長選、「毎日新聞」の記事では、矢野氏は「単独では地方交付税などがカットされ、行政サービスのレベルを落とさざるを得ない。早く合併への道筋をつけるために市民の意思を再度問うていきたい」と市民に訴えられましたが、水迫市長は「市民の幸せが政治信念、合併の破談の理由になった財政再建に取り組んでいるが、今後合併がいいのか単独がいいのかは市民の意見と道州制の議論も踏まえて見きわめていきたい」と市民に理解を訴えられてこられました。単独の市政運営の政策の根幹となる道州制についてどのような見解を持たれて市民に訴えられてきたのか、その真意を詳しく説明していただきたいと思えます。

次に、消防機能について質問いたします。

折しも昨日、本高城で起きました住宅1棟を全焼する火災が発生いたしました。春の全国火災予防週間の最終日であり、消防団等の広報活動も実際に耳にしておりまして、残念な結果となりましたが、乾燥した気象条件のもと、特に西風の強風の吹く中、隣家への延焼を食い止め、また、けが人を出すこともなく消火活動が無事に終わられたことは不幸中の幸いではなかったかと思えます。まずは、消防の任務遂行に対し敬意を表したいと思えます。

19年度予算説明書の中に、消防の任務であります市民の生命・身体及び財産をあらゆる災害から守るため、18年度に引き続き消防職・団員の資質向上を図るため、県消防学校における教育・訓練を実施いたしますと書いてあります。あらゆる災害、すなわち火・水災、地震、台風災害等への出動等がよく市民の目に映り、職員・団員は災害出動時ではよくその責務を果たされております。また、少子・高齢化社会を迎え、2006年推計人口調査によりますと、本市においては高齢化率33.9%、平成の合併後の49市町村になってからの順位は11番目と県下でも高い位置にある関係上からも、救急業務の頻度が大幅に増加してきていると思えます。救急業務も年を追うごとにその業務内容も拡大されてきており、救急車内での救命処置に対する市民のニーズも高まってきている現状だと思えます。本市では、消防職員の中で救急救命士が6人養成されております。また、高規格救急車も配備されております。日夜市民のために重責ある任務に励まれていることと思えます。

救急救命士の特定行為については、除細動、気道確保、静脈の確保が上げられ、除細動については15年度より実施されておりますが、気管挿管や薬剤投与については救急救命士の資格だけでは認められず、専門的講習と所定の病院実習を終了するなどの諸条件を満たし、認定された

救命救急士のみがその業務に当たるようになっております。さらに医師との連携も不可欠で、直接メディカルコントロールのもとにのみ実施できるものとなっております。このMC体制の整備充実も必要不可欠だろうと思いますが、まずは6人いる救命救急士を市民の生命を守る第一線に立たせるためにも計画的に病院実習等を講習させるべきではないかと考えますが、その取り組み状況あるいは計画等について説明をお願いいたします。

次に、広域消防行政への参画について質問いたします。

定員適正化計画で当面40人体制でいかねばなりません。牛根分遣所を抱え、組織編成に相当な無理を生じ、さきに質問した教育訓練等にも支障を来し、また、資機材の整備・充実等も将来を考えたときに充足できるのか。また、広域複雑化する地域情勢の中で取り残される心配はないのか。それらの問題解決のためにも広域消防行政を考えることも有益と思います。

実際平成18年2月1日の消防審議会の市町村の消防の広域化の推進に関する答申にも具体的なスケジュールが盛り込まれておりますが、それについても消防本部では検討をされているものと思います。垂水市の消防行政のあるべき方向性について率直な見解をお伺いいたします。

以上で、質問を終わります。

○市長（水迫順一） 皆さん、おはようございます。

池之上議員にお答えをしたいと思います。

まず、さきの市長選挙におきましての単独か時間をおいての合併かと合併議論が取り上げられたのは、おっしゃるとおりでございます。

私は、早急な合併に対しては「反対」という立場をとらせていただきました。その中で道州制問題を今議員が取り上げられましたが、道州制問題のほかに2つほど申し上げました。まず、財政再建が非常に大事であると。さきの合併で

も財政問題を取り上げての破談であったということ踏まえて、そしてまた5年の財政プログラムを組んで2年が経過しておる、残り3年後にこのことをしっかりと仕上げていかなければいけない、そういうことを1つ申し上げました。

2つ目は、垂水市を取り巻く3市、3つの市が今回の広域合併をなさっている。広域に合併した中での約1年が経過しておる中で、周辺部がどうなのか、合併の結果が本当にどうなのかという検証も必要だろうと。そしてまた、これを時間を置いて2、3年後にその合併の結果がどういうふうになっていくのかも見据えたい。

そして、3点目に議員おっしゃる道州制問題も取り上げたのも事実でございます。

道州制問題については、議員もおっしゃるように、昨年、18年の2月に内閣総理大臣の諮問機関であります第28次の地方制度審議会が道州制の導入が適当であるという答申をしてから、安倍内閣におかれましては内閣府の特命大臣を新設されまして、そして、道州制をいつ導入できるか、「3年以内にめどをつけたい」という発言がありました。それらを踏まえまして、道州制の議論が高まってきているのは議員も承知のとおりでございます。

また、全国市長会の話もされましたが、一方、九州市長会におきましては、非常に全国市長会の中でも九州は一つという意味で一歩進んでおる議論があるというふうにも伺っておりますし、九州知事会の方ですね、九州市長会におきましては昨年の10月からこの道州制問題のあり方の研究委員会を設置して、これもまた九州は一つという考えの中で10年ぐらいをめどに道州制の実現を目指したいというような目標を掲げての議論が出たのも事実でございます。こういうこと等を踏まえますと、特命大臣の3年以内の大枠のめどとかそういうことを考えますと、やはり議論が今後急速に高まっていくのは間違いのないだ

ろうというふうに思っておりますし。

平成の今回の合併で全国の基礎自治体、市町村が3,200余りから1,820ぐらいになったのは御承知のとおりでございますが、道州制の中で本当に千八百幾らで済むのかといいますと、議論の中にもいろいろ議論があるようでございます。全国を道州の中で10前後に区割りする中で、基礎自治体をそれじゃあ幾らにするのかという話です。それが300ぐらいが適当だという意見も中にはあるようでございまして、そうなりますと、今の急いで合併した場合に、または道州制の中でも大きな枠の中での合併を考えなければいけない時期が来るかもわからない。このこと等をやはり3年ぐらいをめどに特命大臣の方で議論が進む中で、やはりそういうことを考えて次の合併を、我々は市民にとって何が一番ベターなのか、急いでやるべきなのかあるいはその辺を踏まえてやるべきなのかを考えた場合に、そのことも頭に置かなければいけないという思いで申し上げたわけでございます。

○消防長（大迫徳雄） おはようございます。

池之上議員の質問にお答えをいたします。

池之上議員の消防機能について、お答えをいたします。

消防機能の職員・団員の資質の向上を図るため県消防学校へ派遣し、教養訓練を実施しているが、現在は火災、風水害等の災害よりも救急出場の方が多いのでは、また、本市の救急救命士の取り組み状況についてという質問にお答えをいたします。

資質向上のため、教育訓練につきましては、消防本部におきまして、職・団員ともに年次的教育訓練計画に基づきまして実施をしているところでございます。その1つとしまして、県の消防学校入校計画も計画をしております。本年度は新入団員の増員によりまして団員の入校を増員したところでございます。

御指摘のとおり、他の災害に比較して救急出

場は年々増加の傾向にあります。火災は年平均約30件に対しまして、救急出場は900件を超えております。市民二十数名に1名が利用されたこととなります。3台の救急自動車と同時に同時出場することも多々ございます。救急車には、議員御指摘のとおり、県の消防学校における救急科を修了した隊員と、救急科を修了後、救急救命士の資格を持つ隊員とが乗車し、患者に必要な応急処置を実施し、医療機関へ搬送しております。このうち救急救命士には応急処置の枠拡大により気管内挿管及び輸液が実施できることになっておりますが、この処置を可能にするには県の消防学校における必要な講習、また医療機関における病院実習が必要でございます。当本部におきましては職員数が不足し、現在の消防業務を遂行するのが精いっぱい状況にあります。

次に、組織体系と消防広域化についての御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、40名体制におきましての消防業務全般の執務につきましては非常に厳しいものがございます。しかし、行財政改革を実施している本市におきまして消防職員が1つになり、市民の安心・安全確保のため精いっぱい努力をしてくれております。消防広域化につきましては、現在実現に向け鹿児島県に調査資料を提出したところでございます。平成19年度内に示される県の推進計画、枠組み等を期待しているところでございます。

今後の予定につきましては、国の定める基本指針に基づき県の推進計画が作成され、市町村に計画が示され、広域化対象市町村は消防運営計画を作成することとなります。平成24年度が広域化の最終期限となっておりますので、運営計画次第では早い時期での広域化が考えられます。本市の消防広域化が実現されれば、御指摘の教育訓練を初めとする諸問題等については解消されるものと考えております。

以上です。

○池之上 誠議員 2回目は、質問ではなくて要望ということで終わりたいと思いますが。

道州制については、今、市長が言われましたように、九州市長会、10年ぐらいめどにして考えているんだということ。あと経団連も2015年と、あと8年、それぐらいのスパンで道州制を見つめていこうという議論があるのは確かだろうと思います。要は、この垂水市が合併か単独か争ったときに垂水市民は単独を選択したという事実はあります。その中で単独でやっていく、その中で10年ぐらいのスパンを考えて、道州制の議論を踏まえて、合併か単独かはまた見きわめていこうという市政運営であろうということがわかれば今回はそれでいいと思います。この道州制については、国の議論、そしてまた国民の議論もちゃんと見つけて、こちらの市議会の方でも考えをまとめていかなければいけない時期が来るだろうと思っております。

今回の選挙では、市長は単独を選択した市民の選良であるということで、4年間また今後の市政運営を負託されております。今、きょう現在1万8,388人が垂水市の人口であったように、けさの掲示板を見てわかりましたが、この1万8,388人、この市民の一人一人の幸せにつながるよう、今後の市政運営頑張っていたらいいと思います。

消防行政につきましては、広域化、これが全国的な波で進んでいると。本市も単独で今頑張っているが、そういう教育訓練、広域化になった場合、そしてまた財政的な運用面についても消防本部自体での運用ができると、そういうメリットがある。そういうところで、より一層の広域化による市民サービスの充実がなされるであろうという取り組みが現在進んでいるように思われます。ぜひそういう広域化を目指し、消防の業務の発展のために頑張っていたらいい、そういうふうに思います。

まず、消防の任務である市民の生命・身体及

び財産を守る第一線の使命と任務の重さが消防職にはございます。消防職員、消防団とも今後とも自信を持って、誇りを持って垂水市民の安心と安全のために頑張っていたらいい。これは、消防長は今回定年でございますが、後任への申し送りとしていたらいいと思います。

以上で今回の質問に対しての要望を終わりますが、最後にお礼を申し上げたいと思います。

教育委員会の皆様には昨年私がこの3月議会で県下一周駅伝の応援体制について水之上小学校の子供たちをぜひともその感動を与えていたらいいということをお願いをしておりましたが、今回の県下一周駅伝では早速その御高配を賜り、水之上小学校の子供たち、そして教職員ともども子供たちと見るまた駅伝は特別の感動を与えたようでございます。これこそが教育長がいつも言われます「垂水の子らを光に」という、その実践教育のあらわれではなかろうかと思っております。これにつきましては、今回水之上小学校もインフルエンザがはやりまして3、4、5、6、学年閉鎖になりました。その中で県下一周駅伝を見に行けない子供たちもおります。これについては今さっき言いましたように、光にする実践教育だということで今後も引き続きお願いをいたらいいと思います。また、バスの手配をされた財政課の課長さん、車両の配置は大変だろうと思いますが、教育委員会ともどもこの配慮を来年以降も続けていたらいいと、そういうふうに思っております。

総花になりますが、今回定年2人、早期勧奨退職9名を含む11名の皆さんが長年の市役所勤めを終わられます。本当に長い間お疲れさまでございました。平均年齢からしますと、まだまだ若い、あと20年、30年この人生の中で活躍していただければなりませんので、その人生設計に対してやめるに当たりましてエールを送りたいと思います。

私ごとになりますが、この4年間議会を通じ行政等を見させていただきました。その中で御指導いただきました市職員の皆様には心から感謝を申し上げたいと思います。来る4月の市議会議員選挙、また、私も市民からの洗礼を受けて市民の選良として再び皆様と相まみえることを願うところでございます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○市長（水迫順一） 池之上議員の方で、先ほど誤解があるといけませんので、1つだけ。

私は、単純に単独という意味じゃございませんので。当分の間単独ということで、そして市民の意見等を踏まえながら、市民によりベターな方法を選択する時期が来るんだという意味でございませぬ。

○議長（篠原静則） 次に、7番池山節夫議員の質疑を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。池山節夫でございます。

平成11年の初当選以来2期8年間、連続32回目的一般質問となります。議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告に従いまして質問をさせていただきます。市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、去る1月の市長選挙におきまして激しい選挙戦を勝ち抜かれました水迫市長に当選のお祝いを申し上げます。2期目の市政運営に全力で取り組んでいただきまして、「きらり輝く元気な垂水」を実現していただきますようお願いを申し上げます。

今回の市長選挙は、先ほど池之上議員の質問の中にもありましたが、早急に合併の道筋をつけるのか、財政を立て直した後に合併は考えるのか、これが最も大きな争点でありましたが、財政再建を優先し、合併はその後でという水迫市長の主張をより多くの市民が支持したということで、垂水市の合併論議に一応の決着がつい

たとえます。当面の間、垂水市は単独で行くという市民の負託を受けましてもますます厳しくなると思いますが、市政運営について伺います。

いざなぎ景気を越えたと言われる長期の景気上昇が続く中で、東京などの大都市では設備投資もふえ経済活動も活発になっているようですが、地方経済はまだまだ低迷している状態から抜け出せず、垂水市内の経済状況もまだ不景気感の中にあります。このような低迷する経済を浮揚させる総合的な地域振興策はあるのか。財政再建の推進について、産業の振興について、交流人口の拡大についてなどの各施策について伺います。また、基幹産業の農林水産業の立て直しについて、水迫市長が言われる「品物は一流だが、流通に課題を抱えている。トップセールスで東京の消費者に売り込んでいく」というのはどのようなことを考えておられるのか伺います。

2点目に、行政サービスの水準を維持することと地域の活性化をどのように図っていかれるのか伺います。

垂水高校の存続について。

平成16年7月に伊藤県政がスタートしてから、高校再編問題など市町村と県との間の重要課題については、基礎自治体である市町村の立場を尊重しつつ率直かつ十分な協議を行いながら解決を図るという伊藤知事の Manifesto に沿って県教育委員会が地域協議会の設置を提唱するなど、従来の教育行政を改善する兆しが見えました。しかしながら、かごしま活力ある高校づくり計画は、県教育委員会のトップダウン体質を脱却できないまま川薩地域や始良地域などで知事の Manifesto は空洞化してしまい、さらに年次計画のおくれや再編整備指針の適用除外、整理統合基準の適用見送り、適正規模の矛盾など、本県の公立高校の再編基本計画は既に破綻しているという声もあります。

去る2月4日、鹿児島市の黎明館において高

校再編問題を考える県民集会が開かれましたが、ここで年次計画はもとより、再編基準や適正規模の総点検を行うとともに、早急に再編基本計画の抜本的見直しを行うよう県教育委員会に要請する決議をいたしました。垂水高校についても、再編整備指針の適用除外あるいは適正規模の矛盾などを指摘して再編基本計画の見直しによって存続への道を探れないものか伺います。

給食費の滞納問題について。

垂水市においても給食費の滞納はあると思いますが、滞納の状況について教えてください。また、今後の対応についても伺います。

期日前投票について。

期日前投票の地区別、年齢別などのデータと、期日前投票期間の1日ごとの人数をお示ください。また、最近行われた県内各市町の期日前投票の状況についても教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 池山議員にお答えをいたします。

今後の財政再建をどのようにしていくのかというお尋ねにお答えをしたいと思います。

議会の初日の全員協議会で財政改革プログラム、いわゆる中期財政計画の見直しをお示したところでございます。これは、平成16年10月に策定しました5カ年計画をこれまでの経過や推進に伴う財政効果、国・県の動向など本市財政を取り巻く情勢の変化による影響を考慮しまして、向こう3カ年の財政改革の見直しを行ったものでございます。

この内容を大まかに申し上げますと、歳入の最大の不安材料でありました地方交付税の減少傾向がようやく緩和されるものと見込んでおります。また、市税収入は個人市民税が定率減税の廃止などによります税制改革で増加が見込まれております。

歳出におきましては人件費の削減効果が大きく、これにより財政安定化が図られていくと言

っても過言ではございません。また、最近まではほぼ右肩上がりですえ続けてまいりました地方債残高は現在124億円ありますが、3年後には20億円返済しまして104億円になる見込みでございます。これは、新たな借入れを6億円以内に圧縮、抑制している現在の施策を今後も堅持することで確実な残高解消を図り、また将来の借金負担によります不安も解消できるものでございます。なお、職員の削減に伴う退職手当債の借入れも17年度はやむなく活用しましたが、本年度以降借入れることは想定しておりません。

一方、余裕財源としての財政調整基金が本年度末で2億5,000万円しかありません。行財政改革によります財政効果は昨年度より顕著なものになってまいりましたが、本来ならばもっと確保できていたと思われませんが、2年続きの大災害の復旧等に費やしてしまったものでございます。ただ、財政改革プログラムでは19年度以降3カ年のうちに基金を取り崩すことは予定しておりません。逆に災害の状況次第という条件はありますが、3カ年のうちには約5億円台の積み立てを見込んでおります。したがって、行財政改革の推進に伴う財政効果が十分期待できますので、財政の安定化が図られていくものと考えております。

次に、2期目の中で低迷する経済の浮揚策についてでございますが、基幹産業の第一次産業を再建させることが垂水の元気なまちづくりのもとになると考えております。そのためにも農・畜・水産業でブランド化を図っていくことも必要でございます。

水産業では、カンパチは県のブランド指定を受けておりますし、ブリは県内第2位の生産量でございます。品質は一流で非常に誇れますが、流通面に問題を抱えており、役所として介入できるところは介入してまいりたいと考えております。私や水産課職員がスーパーなどで漁協が行いますキャンペーンなどに積極的に協力し、

売り込みや安定した供給、価格変動のない取引を行うことで経営の安定感もついてまいりますし、また、消費者に安くても品質のよい商品を提供でき、結果として水産業の収入を上げることにつながるものというふうに思っております。

農業は高齢化が進みまして、後継者問題や放置された農地もふえております。今、振興策が必要なときでございます。一方、外国産商品が多く出回るようになってまいりまして、垂水市の農業も国際的な競争と無縁ではなくなってきたようにも思われます。そこで、今、計画しておりますのが、県果樹試験場跡地を利用した公社の設立でございます。後継者の育成や新しい品種の開発で農業振興を図りたいと考えております。さらに、畜産面でもたるみず牛の確立を図っていかねばならないと思っております。

次に、交流人口の拡大についてでございますが、本市の「元気のあるまちづくり」のためにも観光にも重点を置きたいと考えております。道の駅も2年目に90万人弱の来客と4億5,000万円ほどの売り上げが見込まれております。九州新幹線の全線開通を見通して猿ヶ城開発も進めてまいりたいと考えております。道の駅や朝市が日帰り客を対象としているのに対しまして、猿ヶ城は宿泊施設等を整備しまして本市に滞在してもらって猿ヶ城溪谷など自然に親しみ楽しんでいただきたいと思いますと思っております。

商工業の振興につきましては、核となる商工会の運営に支援を続けますほか、全国的に衰退が目立ちます既存商店街の振興策はなかなか見出せていないのが現状でございますが、商工会を中心に連携して先進地の事例研究なども進めてまいりたいと思っております。地域振興につきましては、まず市民同士が豊かな人間関係を築くことが住みよいまちづくりにつながると考えております。これからはハード面のまちづくりには限界がありますので、ソフト面、つまり、市民の皆様の協力のもとにまちづくりを進めて

いくことも大変必要であろうかと考えております。

次に、行政サービスの水準を維持して地域活性化をどう図るのかという質問でございます。

国・県の行財政構造改革に伴う市政を取り巻く状況が非常に厳しい中で、市民のニーズの多様化と高度化に適切にこたえ、満足していくサービスを提供していくためには、これまで以上に徹底的に行財政改革に取り組む必要があると考えております。そのためにも市民の理解と協力が必要でございます。いわば市民との「協働」のもとに、行財政全般にわたる改革を積極的にかつスピード感を持って推進することが必要でございます。そのことが「住んでよかったと思えるまちづくり」、また、「元気のあるまちづくり」につながっていくものと考えます。

あとは関係課長の方からお答えをします。

○教委総務課長（島兒典生） それでは、垂水高等学校の存続についての質問にお答えいたします。

平成19年2月4日に行われました高校再編問題を考える県民集会でのその資料の中に、再編整備指針の適用除外について県教委の方に問い合わせしてみました。その資料の中では甲陵高校が含まれていると思っております、それについて聞いてみましたところ、甲陵高校が19年度募集で3学級から2学級になっておりまして、一応適用除外という資料の中にはなっておりますが、県教委としましても、これは1学年3学級以下については再編対象で、もちろん甲陵高校も含まれておりますということの回答を得ました。垂高につきまして対象校となっておりますが、知事の маниフェストにもありますように、各自治体の意見は最重要に考慮するとありますので、そのことを中心に本市の努力をすれば除外にされる道は残されていると思っております。

○学校教育課長（押川和成） それでは、次に、給食費の滞納問題についてお答えいたしま

す。

報道機関でも大きく取り上げられました平成17年度の小・中学校の学校給食費の滞納状況につきましては、給食センターの調査で滞納のある学校が4校、12人分で27万5,409円となっております。また、未納に関する意識まで調査しておりますが、保護者の責任感、規範意識の問題であると思われるのが5人、保護者の経済的な問題と思われるのが7人となっております。

各学校では、学校からの文書による督促はもちろんのこと、校長、教頭、給食指導の担当者、給食費の会計事務を担当しております事務職員、学校によってはPTA役員が電話や家庭訪問による給食費の納入のお願い、督促を行っております。給食費の滞納があった場合には、その分給食の質を落とさざるを得なくなるために各学校では滞納解消に向けて懸命の努力をしておりますし、また今後も完納に向けて努力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 池山議員の市長選挙での期日前投票について、お答えいたします。

去る1月21日執行の垂水市長選挙は、当日の有権者数1万5,884人、投票者数1万3,308人、投票率83.78%でありました。その中で、市報に掲載されておりましたように、期日前投票3,771人、不在者投票309人、在宅郵便投票12人の計4,092人、投票者数の30.74%であります。期日前投票のみでは28.3%となります。期日前・不在者・在宅郵便投票での4,092人の内容であります。年齢層別では、20歳から39歳までが21%、40歳から59歳までが33%、60歳以上が46%となっております。また男女別では、男性が41%、女性が59%となっております。6地区での地域別では、牛根が6.8%、協和が8%、中央が58.5%、水之上・大野が11.1%、柘原が7.6%、新城が8%となっております。それと日別につきましては、初日

が313人、2日目が418人、3日目が555人、4日目が669人、5日目が780人、6日目が1,036人でありました。

2点目の県内各地の期日前投票の状況を市長選挙で見ますと、鹿児島市が11%、鹿屋市・南さつま市が13%、霧島市・薩摩川内市が14%、志布志市が15%、指宿市が18%、いちき串木野市が25%となっております。

最近の期日前投票の動向といたしまして、平成18年2月の鹿屋市長選挙では5,268人の13%でありましたが、同年4月の市議会議員選挙では9,888人の17%にふえてきております。また、垂水市でも平成17年9月の衆議院選挙では1,886人の17.5%でしたが、今回の市長選挙では3,771人の28.3%と、直近の選挙によるほど期日前投票の割合がふえてきております。

期日前投票制度のメリットとしまして、選挙人に対しては選挙期日前の投票であっても選挙期日における投票と同じく投票用紙を直接投票箱に入れることができ、投票用紙を内封筒及び外封筒に入れて外封筒に署名するという手続が不要になりましたので、投票がしやすくなってきております。また、投票時間が午前8時30分から午後8時までのため、投票期日に仕事や用務があると見込まれる人は告示の翌日から選挙期日の前日までの昼間や仕事帰りに投票ができます。選挙事務の執行に対しましても、不在者の不受理の決定、外封筒及び内封筒の開封、各投票所への送致の事務作業がなくなることから、従来の不在者投票よりも事務負担が大幅に軽減されております。このようなメリットがあることから、今後は期日前投票の割合が徐々にふえてくるというふうに考えております。

○池山節夫議員 2回目をちょっと質問させていただきます。

市政運営についてはそういう方向で頑張っていたらいいと思うんですが、この1の4番目の流通のトップセールスについてということ

で伺ったんですが、それはさっき言われた流通面でちょっと行政としても介入していく、それはスーパーなどで市長も職員の人もキャンペーンなどに参加すると、そういうことだということでしたかね。その点をもう1回教えてください。

それから高校再編については、先ほど市町村の要望を最重要にすると、そういう県のあれがあったということで、この高校再編の資料の中にも国の法令でということで、公立高校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律というのの第5条ですかね、公立高校の適正規模の加減を全校240人、1学年2学級と規定とこういうのがあるみたいで、ということは2学級でもいけるということですね、国は。ということで県にもですよ、垂水高校、今回の募集を見たら、先ほどちょっと見たんですけど、普通科が80人に対して、応募というんですかね、34人、0.43、生活デザイン科の方が40人に対して22人で0.55と、56人ですか、こういう状況で、今の定数2クラスと1クラスの120人の定数に到底満たっていないと。

この辺のことを考えると、私は垂水高校の存続に関して行政も教育長もいろいろ努力されて、PTAの方も垂水高校も努力されていると思うんですけど、いかんせん少子化とかいろいろな状況で、前も去年の高校再編のときに肝付町長のお話を言ったんですけど、まず鶴丸高校とか甲南高校とかのクラス数を減らしてくれと、そうすると周りがそこへ行かないから定数が満たると。大隅に関しては鹿屋高校の定数を減らしてくれと、教室数を、そうすると定数がそこがオーバーするとやっぱり地元の高校に行かざるを得ないからと、そういう教育の行政を考えてほしいというようなことがあって、それはもったもな意見だと思ったんですけど。

そういうことも要望しながらですね、やっぱり垂水高校が存続するためには、これはいろいろ

意見があると思うんですけど、2クラスになっても存続すると、どうしてもやっぱり地域の活性化とか、きのう、おとといですね、ちょっと、今、垂水中学校の2年生と言われましたかね、娘さんが。そしたら、そのお母さんが言われるには、娘が、もうすぐ垂水高校はなくなるんでしょと。だから、もう自分が来年、再来年受験するときにあるかどうかわからない。あっても、その後なくなるんだったら行きたくない、受けたくない。だから、その時点でもうほかへ行きたいというようなことを言われると。そのお母さんが言われるには、そういう子供のこと、それから、やはりやっぱり通学ですね、通学したりすると交通費がかかると。鹿屋の方へ通学するとバス代、今度バスの便数も減りましたし、定期にしても相当かかると。鹿児島に行くにしても、そうですね。そして私立高校に行くって言ったら、また費用がかかると。そういういろんな父兄のことも考えて、ぜひ早目に運動をしてほしい、どうしても残してほしいということがあるんですよ。垂水高校が残らないかもしれない、存続できないかもしれないからもう早目に、今のうちにほかを受けてしまうと、そういうのもあって減っているんだというような意見を言われるんですよ。

ですから、その辺のことを県の教育委員会の方に、垂水高校、甲陵高校の例じゃないですけど、先ほど課長言われましたけど、やっぱり再編の対象にはなっているんだということなんですけどね。やっぱりこれは地域に高校がないとやっぱり寂れるし、その子供たちの地元で高校がないということで、やっぱり中学生の進路を決めるときの不安感というのは相当なものがあるんですよ。ですから、どうしてもここを厳しくというか強く要望して、とにかく垂水には1校は残すと、そういうようなことを何とか言質をとっていただくためにも、この国の法令などを盾に一生懸命言ってほしいと、要望してほ

しいということで、その辺の考えを教育長、言える範囲でいいです、教えてください。

あと、次のこの給食費についてはいろんな努力をされていまして、垂水に関しては4校で12人と、それで親の責任感のなさが5人で、経済的な方が7人と。私はですね、全国のあれを見たら、保護者の経済的な問題の方が33.1%と、で、その保護者の責任感のなさ、規範意識のなさの方が60%と、こっちの方が多いですよね。垂水に関しては逆転して経済的な方が多かったから聞いて安心しましたと、ある意味ね。この辺のこのいろんな、給食費は払わないけど外車に乗っているという人がいたりするというのが新聞に載っていたんですよね。それで、テレビでは中学校までは義務教育じゃないかと、義務教育なんだから給食は国が食わすがの当たり前だと言った親もいると。そのぐらい、論理的にはむちゃくちゃなんですけど、そういう人もいます。だから、その辺のことを余りそういう者が多いもんだから、未納の対策として、もう各各学校で家庭を回って徴収する職員を、学校でとか教育委員会で雇ったりしているところがあったり、もう法的措置に訴えたりとか、それでPTAの方で学校で給食費を集めるところが出たりとかして滞納率は下げないように、給食費が入るようにいろいろな努力をしていると。学校教育課長、先ほど言われましたけど、いろんな努力をして、分割とか、いろんなことを鹿児島市でもやっているようですが、そういうことをして滞納がなくなるように努力をしていただきたい。ということで、これについては要望しておきます。

期日前投票の方については詳細にデータを教えていただきましたので。これから先、これは大きな選挙、衆議院選挙とか参議院選挙でやっぱり忙しいと、そういう人の投票率を上げるためにできた制度だと思っているんですけど、やっぱりこういうふうに直近になってだんだん

んだん上がっているということであれば、その辺のことがやっぱりこれからの選挙の主流、主流というか、そういうふうになっていくのかなということで。これはデータを聞いて、垂水市の皆さんに教えると、議会だよりですね、そういうことで、お聞きをしました。

ということで、市政運営についてのその流通のトップセールスについてはさっきの答弁ということか、それと今の高校再編に関して教育長の意見、その2つだけお聞きします。

○市長（水迫順一） 先ほど申し上げましたように、垂水は素晴らしいものを生産しておりながら、なかなかそれが本当に評価されているのかという面では問題があるんじゃないかと。その中で、結果としまして一番やはり手をつけなければいけないのは流通面だろうというふうに思っております。ですから、市場中間業者がおったり、それから商社であったり、あるいは市場を経由したり、その辺のマージンがかなり多くを取られて生産者の手元の収入が減るということを解消することが必要だというふうに思っております。それには、いいものをつくっておるんですからまずPRが大事だと思いますし、もう1つは、その流通過程をうまく流通させるために市役所として介入ができないかということだろうというふうに思っております。

ですから、1番目の宣伝問題については、まず例えば本当に垂水出身者の、関東垂水会、関西垂水会へ提供していただいて食べていただくと、「こんなに本当にブリがおいしかったのか、こんなにカンパチがおいしかったのか、今後はスーパーで垂水産を買いますよ」というような声すら出るんですね。ですから、いいものをやはり知っていただく機会もつくることもそうやって必要ですが。

もう1つは、今、流通の消費者を一番抱えているのは大型のスーパーとか、本当にスーパー関係だろうと思うんです。ですから、昔は魚屋

であったり、八百屋であったところで売れとったものがスーパーで大量に売ると。そういうことになりますとスーパーが大量に仕入れるということでございますので、スーパーも本当に安くで売ろう、いいものを安くで売ろうという考えがある中で、市場から買うのをやめて産地から直接買おうという動きが最近では顕著になってきております。ですから、「産直」という名前と呼ばれておりますが、市場のそういう経費をもう省こうと、産地と直接つなごうという動きがここもう十数年来あるわけです。その辺がパイがなかなか大きくなってきておりますので、その辺に我々が介入して行って中間マージンを省いてあげるといえることができれば非常にいいことだと思っております。ですから、東京のスーパーにも我々はある人の紹介をいただいて垂水漁協のカンパチを入れようということで何回か納入いたしました。それから、大阪の大型の総合スーパーにもある人の紹介を得て、そのスーパーへ取引を仲介いたしました。2つともうまくいけるとは言いませんが、こういうことを今後やっていくことが非常に必要だというふうに思っておりますし。

また、さっきの宣伝の方もですね、例えば県が抱えております遊楽館ですか、あそこあたりの宣伝とか、まだまだいろいろ考えることがいっぱいあるだろうと。そうすると、2番目の流通問題に介入するにも、今まで役所がそういうことに介入しておらない、いないですから、非常に目新しいということではですね、役所は信用力がありますので、生産者と一体となって、あるいは漁協と、あるいは畜産関係、農産関係と一緒にやってそういうことをやっていくことが今後は必要だという意味でございまして。もう、例えば来年イオンが鹿児島に開通します、そこにも話をしておりますし、本当につながるかどうかの問題はありますが、こういうことを積極的にやっていこうということでございます。

○教育長（川井田 稔） 垂高問題につきましては、議員がおっしゃるように、あらゆる存続にかけての方法を県教委の方とは使ってやっておりまして、先ほど総務課長の方からございましたように、市町村の意見を最重要視してやるんだと、こういうふうに知事の方がおっしゃっていますので、県教委の方もそれを非常に大切にしようでございます。それで、そのことに望みをかけているわけでございます、総務課長の方が最後の方に申しましたように、「本市の努力をすれば」と、ここなのでございます。これにかかっております。本市の努力をすれば、本市が努力をすればということです。というのはですね、垂水市内の卒業生の4分の1しか垂高を受験してくれないわけです。ですから、本市の努力というのはこの辺のことを40%ぐらいに、昨年までは40%あったわけですから、40%にすればもう何ら私は問題はないと、こういうふうに思っておりますしは努力をしたわけでございますが、結果はこのとおりでございます。ですから、市民の意識をですね、どうしてもその辺をどうかしていただかないと、最重点的に考えている各自治体の意見を最重要視するということの裏づけが得られないということになるかと思っております。不安があって動けないというのは、勝手にそういううわさをつくっている嫌いがございまして、そのことを全中学校のPTAに話をさせてくれということでお願いをいたしましたけれども、それに残って話を聞く人が3分の1もいないわけです、3分の1しかですね。その辺のところをひとつこれからやっぱりうんとやれば、その辺のところの掘り起こしを市民意識の改革に向けてやっていかなければならないと、現在ではそう思っております。

県の統合再編計画は非常に厳しいものがありまして、それを強引に進めているような形が見えるところもあるわけですが、それでもやはり自治体の姿勢というのが非常に大きく影

響するんだと、こう言っておりますので、ぜひ皆さんもそういうつもりでやってくださればもう垂高の存続はお墨つきをもらわなくても私は大丈夫だと、こういうふうを考えているところでございます。

○池山節夫議員 それでは、私も、先ほど池之上議員も申されましたけど、2期8年間この席から質問をいたしました。また4月の選挙で垂水市民の負託を受けることができましたら、またここに帰ってきて皆さんに質問をしたり、垂水市勢発展のために努力したいと思います。

市長にも教育長にも今の答弁でそのように努力していただければ結構かと思えます。どうも皆さん、ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩します。

次は、10時55分から再開をいたします。

午前10時44分休憩

午前10時55分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番森正勝議員の質疑を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 先ほどあいさつはしましたけれども、もう1回、皆さん、おはようございます。

指宿市のフラワーパークかごしまでは、早咲きの桜が次々に見ごろを迎えているそうでございます。静岡県原産の桜「伊豆の踊子」には蜜を求めてメジロが飛び回っているということでございます。垂水市内でも桜が狂い咲きしているところを見かけるようでございます。これも暖冬のせいでしょうか。

さて、ことし3月に退職される消防長を初め11人の職員の皆さんに心から「御苦労さまでした」とねぎらいの言葉をお送りいたします。今後とも垂水市に少しでも貢献していただければというふうに思っております。

早速、質問に入ります。

総括質疑ということで、19年度の骨格予算について質問いたします。

まず、農業、水産業についてでございますけれども、農業について、農業公社の現況と課題についてをお聞きします。水産業につきましては、中核的漁業者協業体支援事業とはどのような事業か。

牛根麓漁港が第2種指定を受けましたが、これが漁業の振興にどうつながっているのか教えていただきたいと思えます。

商工業につきましては、予算説明の中では、商工会の運営費助成や地域雇用創造支援事業による雇用創出など商工業の振興、活性化に努めるとありますが、地域雇用創造支援事業とはどのような事業か、市長並びに関係課長の答弁をよろしくお願いいたします。

○助役（水迫恒美） 森議員の農業公社の現況と課題について、お答えを申し上げます。

現在農業公社の設立に向けて審議する機関としまして垂水市農業公社設立準備委員会を設置し、検討しているところでございます。私の方で準備委員会の委員長を務めておりますので、農業公社に関しての御質問にお答えを申し上げます。

まず、県内にある農業公社はと申しますと14組織でございまして、社団法人、財団法人とに分かれております。垂水の農業公社は、社団法人とするか財団法人とするかは今後幹事会そして準備委員会で検討し、決定していく計画でございます。

それでは、これまでの経過を報告いたします。

農業公社設立に向けまして、鹿児島県農業改良普及センター、JA鹿児島きもつき、肝属農業共済組合、そしてJA鹿児島中央会などの関係機関と事前協議を進めながら書類審査を、昨年の7月でございまして、行ったところでございます。そして、関係機関の調整が整いました

ために7月19日に農業公社の設立に関する会議を開き、承認いただきましたので、同日に第1回の設立準備委員会を開催し、これまで4回の準備委員会、そして3回の幹事会を開催いたしております。また、作業部会としまして、総務部会、第1部会、第2部会で検討課題や方向性を調査・研究しているところでございます。

次に課題であります、まず1つ目には、基幹産業である農業振興のどの分野を農業公社で担うかが大きな課題と申しますか、方向性を決定することにあります。さらには、現時点における協議する内容として掲げている事業を15分野で36項目といたしております。この36項目についてを公社事業として採算性があるのか、あるいは中期もしくは長期計画での実施とするかなどに区分けすることが2つ目の課題となります。そして3番目といたしましては、法人設立の認可を申請し、国・県の審査を受け、登記手続をすることになるわけでございます。しかしながら、御承知のとおり、法人設立となると、事業運営を初め資金計画、そして設立団体との連携等に関する厳しい基準をクリアすることが求められておりますので、作業部会の検討した項目を幹事会で十分検討し、そして準備委員会で慎重に議論して、できるだけ早い時期に設立ができるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○水産課長（川畑信一） 森議員の水産業についての1番目の中核的漁業者協業体支援事業についての質問にお答えいたします。

この中核的漁業者協業体支援事業は、水産庁が平成13年度よりこれからの漁業を担う意欲と能力のある青壮年漁業者がグループを組み、漁業経営改善や地域の活性化の取り組みを継続的に行う場合にその活動に支援を行うという事業でございます。事業採択の条件として、グループの代表者は50歳以下であること、構成員となる漁

業の経営体が3以上で構成し、従事者の総数が7名以上であることとなっております。また、協業体には漁業改善計画の策定が義務づけられております。事業認定されますと、施設整備等に対し2分の1の国の補助が受けられます。

続きまして、2つ目の牛根麓漁港の第2種漁港指定等、漁港振興についてお答えいたします。

牛根麓地区は牛根漁協の事務所もあり、しかも養殖漁業の生産拠点になっております。当地区を本拠地とする地元漁協は漁船は100隻で、利用漁船は養殖に係るえさの積み込みや水揚げ作業を行うことから220隻余りあります。このようなことから、垂水市としましては、牛根麓地区を漁港として整備を行い、漁業振興を図る必要があるため漁港指定の手続を進めておりましたが、森議員も御承知のとおり、昨年12月に鹿児島県が管理する第2種牛根麓漁港として指定を受けたところでございます。市としましては今後牛根漁協と連携を図りながら、平成20年度ごろから牛根麓漁港整備に向けて県へ防波堤、物揚げ場及び荷さばき用地等の岸壁整備の要望を行っていきたいと考えております。漁港が整備されますと、今まで沖に停泊しておりました漁船が岸壁に係留できますし、荒天時のえさの積み込み作業や魚の陸揚げ作業が迅速に、しかも安全にできるようになります。このようなことから、防波堤及び岸壁整備が行われることにより、漁船の他港への避難回数の削減、漁業作業時間の削減が図られて水産物生産コストの削減効果が図られ、養殖漁業等の漁業振興にもつながるものと考えております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 商工業についての御質問にお答えいたします。

地域雇用創造支援事業につきましては、昨年取り組んでおります新規事業でございます。この事業は、地域雇用創造バックアップ事業、地域提案型雇用創造促進事業、地域創造助成事業の3つに分かれております。バックアップ事

業とは、地域での雇用促進のために現在その地域がどういった状況であるのかを調べる調査事業でありまして、そのための専門家の派遣やコンサルタントによるアンケート調査事業などが含まれます。これにつきましては、本市は昨年7月から10月にかけて商工会を中心にアンケート調査を実施しており、本市における雇用の状況や問題点、これから雇用をふやすにはどうしたらいいのかなどを調査・研究いたしました。今後につきましては、これらを参考に、次のステップであります雇用の創造を目指し、地域提案型雇用創造促進事業を平成19年度に申請する予定であります。この事業はパッケージ事業と呼ばれておりまして、その地域が持つ雇用形態を考慮しながら雇用が生まれるための仕掛けづくりをする事業であります。具体的に申しますと、雇用機会の創出のための条件整備や、そのための能力開発に対しての助成や雇用に関しての情報を広く活用するための人材データバンクなどの構築、専門家による相談業務などあります。なお、この事業の申請につきましては、本事業を進めるために設立いたしました観光、地域産業活性化協議会によって申請される予定になっております。

以上でございます。

○森 正勝議員 2回目の質問をいたします。

農業公社については現在県内に14の農業公社がありまして、農作業受委託や農地流動化に成果を上げている一方で、市町村の合併で再編を迫られたり、広域法人という性質上、収益が低い事業でも行わなければならないという事情もあるようです。農地流動化と新規就農者研修は利益を出しにくいという話もありますし、流動化で得られる手数料収入や新規就農研修で栽培した農作物の販売収入などはあるが、事業経費は賄えないという指摘もあります。また現段階では、まあ今、農協は協力するというところでございますけれども、我々としては、やはり毎年毎

年一般会計から繰り出したんでは農業公社をつくった意味がないというふうに思いますんですが。これは、今、先ほど助役は、この分野を36項目でしたですかね、36項目に、15分野36項目に分けて検討するという事を言われましたですね。私は農業公社という1つのものにまとめるのではなくて、やはり検討した36項目の中で1つのそういった形にすれば、公社にすれば非常にこう、何か、もしいろんな事業を失敗した場合に一般会計からの繰り出しが非常に大きくなるんじゃないかと、それを心配しているんですよ。それで項目ごとに検討されて、そしてその事業に合う補助がないのかというそういった検討の方が、農業公社というのに1つ引くくめてやるんじゃなくて、個々の問題を取り上げて、それに対する補助事業はないかというような形にした方が私は一般会計からの持ち出しは少なくなるんじゃないかと思うんですが、その点について助役にお尋ねいたします。

それからですね、先日の骨格予算の説明の中では、農業関係については農業公社以外は具体的な提案がなされていないようでしたので、農畜産で17年度で98億7,000万ぐらいの生産高を誇っている割には農家と一体となった取り組みが私には行政の側に感じられないんですが、私はそういったことを検討するために農業振興対策室を設けて農家と一体となった農業振興を図るべきだと思うし、また、職員の中からも農業経営あるいは生産についての専門家を育てていくという意味で農業振興対策室を設けていただきたいというふうに思うんですが、これについては市長のお答えをお願いいたします。

それから水産業についてでございますけれども、垂水あるいは牛根漁協合わせて百数十億円の生産高があるようですが、魚礁の投入や藻場の造成、販路拡大等に振興対策をされておりますけれども、せっかく鹿大の協力を得ているわけでございますので、今後は鹿大と提携して漁

業者の育成講座、それから漁業の振興を図ったかどうかというふうには私は考えるんですが、このことについてもお考えをお聞かせください。

それから、先ほど漁業体のことを言われましたけれども、これに参加するグループが現在あるのかどうか、希望者があるのかどうか。それから補助金にどういった決まりがあるのか、教えていただきたいと思います。

それから、牛根麓漁協に係る整備費はどのぐらいになるのかも教えていただきたいというふうに思います。

それから商工業につきましては、現在NPO法人まちづくりたるみずがあるようですので、こちらと協議しながら、市で行っている事業をNPOに移行していったらどうかというふうに思うんですが、例えば給食センターの民営化、それから小さいものでは雇用促進住宅等への入居者募集とか、そういったものをNPO法人に任せるとかそういった方法はできないか、ちょっとお聞きいたします。

それからもう1つですね、現在今、青色スタンプ会というのがありまして、これが66会員の方がいらっしゃいまして、5万円の買い物をすると500円のスタンプカードがもらえるわけです。今、軽自動車税が八千幾らですけれども、やっぱりこういったものをですね、こういった市税をこういった青色スタンプのカードからでもカードを使って支払いできないかどうか、この点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

これで、2回目の質問を終わります。

○助役（水迫恒美） 2回目の質問にお答え申し上げます。

公社事業のことについてでございますが、先ほども答弁しましたように、公社事業としましては、採算性があるか、あるいは中期もしくは長期計画、こういったものに区分してやっていきたいと。さらには、こういった公社の事業の中で公社が事業主体となる補助事業、こういっ

たことも当然導入していきたいと、こういった考え方でいるところでございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 森議員の2回目で私に振られた部分をお答えをしたいと思います。

まず、公社のほかには振興対策室を設けたらどうかというお話。まあ、本当にいい提案だとは思いますが、だけど、農業振興施策につきましては本当に国・県相当な金を使って長いことやってきておるわけですが、なかなか環境としましてはますます厳しくなっておるという現実がございます。この中で県内に14ある公社をですね、本当にいろんないいところもあるし、それぞれ欠点を持ったところもあるということは事実だと思いますので、まずその辺をしっかりと検証をしながら、いいところはやはりそれをまねていけばいいんじゃないかと、悪いところをやはり削り取っていった中で新しい15個目の公社として、新しいものを持った一般財源にも余り影響がしないような、できるだけしないような方法も当然考えなければいけません、今、助役が言いましたように、どうしても利益だけを追求する部門だけでは公社の機能が成り立ちませんので、その辺はしっかりと考えながら公社を設立することがまず大事じゃないかというふうに思っております。その後、本当に公社の欠点を補う、あるいはもうちょっといろんな振興策をとった方がいいんじゃないかというようなこと等があれば、振興対策室というのもいい提案だろうなというふうに思って聞かせていただきました。

それと鹿児島大学との水産業の振興講座、その他については議員おっしゃるとおり、第四次の総合計画につきましても鹿児島大学の知見をお借りしようということで進めておりますし、その前から、もう約1年半になりますか、垂水のいろんな振興策につきまして、将来を見据えたこと等も踏まえて鹿児島大学との公開講座が

いろいろ続いてまいりました。しっかりと鹿児島大学は1,000名を超すそれぞれ分野を持った先生方がいらっしゃるわけですから、この辺を今後さらに本当に御指導、お知恵をいただくということは非常に大事だろうというふうに思いますので、これはまた振興策についての講座等も目標にしながら鹿大との調整をしていってみたいなというふうに思います。

それから商工業についての質問にお答えをしたいと思います。雇用創造支援事業の中の地域提案型雇用創造促進事業につきましては、NPO法人に適用できないかとの質問でございますが、この事業は先ほど述べましたとおり、雇用に資する人材の育成を図るための事業でもあり、産業振興と連携した雇用面での支援、人材育成、人材の確保や訓練、講習などが事業として可能であります。本市におきましては、事業者の育成プログラムとしまして法人設立やNPO農業法人設立に関する講座の開催や地域産物のブランド化に関する助成、能力開発プログラムとして市民や事業者向けのIT講座の開催、ホームヘルパー育成講座、新規農業者の支援講座の開催などを検討しており、こうした講座で培った能力を持った人を育成していきたいと考えております。NPOに関しましては、こうした事業の中での役割分担や育成した人材の企業への派遣などNPOで実施可能な業務は多いと考えられます。

続きまして現在の行政のNPOへの委託であります。行政事務の民間等への委託につきましては指定管理者制度によって既に各地で行われており、NPOが指定管理を受ける団体としての条件を備えることができればNPOに行政事務を指定管理者として代行させることは可能であると考えております。

次に、提案のありました青色スタンプ会のスタンプカードによります軽自動車税などの市税の納入につきましては現に実施されておる自治

体もあり、商業振興に関する支援施策にもなりそうですので、早速関係課に検討するように指示したいと思います。

以上です。

○水産課長（川畑信一） 森議員の2回目の協業体への補助金の額について、お答えいたします。

協業体への国の補助は施設整備への補助で、事業費の限度額が2,000万円で、事業費の2分の1となっております。補助金は1,000万円が上限となります。補助金のほか、経営開始資金の貸し付けもあるようでございます。現在認定申請の申請中のグループが1グループありまして、垂水漁協とんとこ赤エビグループで、構成員が11形態、従事者数が27名のグループでございます。

続きまして牛根麓の整備費でございますが、牛根麓漁港につきましてはこれから整備計画の打ち合わせを漁協を交え県と行っていくこととなりますが、長期の事業計画になると思われまます。現在行っております海潟漁港の整備と同じ程度の負担金を考えており、年に事業費の額で2億円、市の負担金が3,000万円程度と考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 3回目の質問をいたします。

この農業公社につきましては、事業として私は非常にいいんじゃないかと思うんですが、やはり一般会計への負担がないようにぜひ検討していただきたいというふうに思っております。ぜひ農業振興対策室を設けるといふところで、まあ検討するということですが、そこまでは大変だろうと思っておりますので、やはり私は専門家といえますか、職員の中でもそういった農業の経営とか生産とかいうそういった方面の専門家をやはり市としても育てていかなければいけないんじゃないかというふうに思っておりますので、市長、今その農業公社について市長は、市長の一般会計から持ち出しするよう

なことはないのかどうかということについてと、それから今の専門家を育てる気持ちはないか、それについてお答えください。

それから、ぜひ水産業についても鹿屋あたりと連携して、やはり漁業者の育成というのは大変必要だろうと思いますので、これも真剣に考えていただきたいというふうに要望しておきます。

それから商工業については、商工会の方からも運営費の助成等について幾つか要望が出されておるようでございますので、ぜひこの点についても御協力をいただきたいというふうに思います。

それから青色スタンプカードについてはぜひ検討していただいて、市税を納めることができるようにしていただきたいというふうに要望しておきます。

先ほどの農業について一言市長お願いして、質問を終わります。

○市長（水迫順一） 公社問題、今どういう範囲までどういう形でやるかという検討中でございますので、これは検討の結果を見なければお答えをできないところもございます。ただ、本当に最初から枠をはめて一般財源はもう全然出せないよということでは本当に効果があるのかという意味から考えますと問題があると思いますので、その設立の準備委員の皆さんの御意見を尊重しながら、本当により効果の上がる、農業振興に本当に効果の上がる方法を考えていかなければいけないというふうに思います。

それと人材育成、これは本当にどの部門でもそうなんですが、水産業、畜産、それから農業、非常に大事な部門だろうと思います。ですから、関連団体がJAさんがあるわけでございますが、関連団体との連携をとりながら、本当に農家に対しての本当にいろんな指導ができる人の育成というのは今後やはり考えていかなければいけないと。農業だけじゃなくて、畜産、水産業も

しかりだというふうに思っております。

○議長（篠原静則） 次に、6番持留良一議員の質疑を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、総括質疑に入りたいと思います。最後の任期中の質疑になりますけれども、よろしく願いいたします。

今回は骨格予算ということで、基本的なことについて総括的な質疑をします。また、貧困と格差が広がる中、暮らしと福祉を守る問題、安全な食料、農林漁業、地場産業を守り育てる問題、安心して子育てができる問題を中心に質疑をします。そして、住民の命と暮らしを守るとい自治体としての存在意義を確認し、今後のまちづくりの方向を議論をしたいと思います。

最初の質疑は、市長の政治姿勢について伺います。基本的な視点は、4年間の取り組みと市長選を通じて考えられたことでの今後の自治体のあり方、方向性についての認識を問うものです。

私は、先般市民アンケートを実施しました。その中で「生活がどう変わったか」の問いに「悪くなった」という声が5割にも達しました。これらは今までにない結果です。次に、「どのようなことを取り組んでほしいか」の問いには、「医療費の負担軽減」、「介護保険料」、「利用料の引き下げ」、「国保税の引き下げ」という要望をされています。このことから、市民の生活は庶民税増税と福祉の切り捨てで際限のない痛みを押しつけられ、さらに貧困と格差が広がっていることが推測されます。そんな中でも市民の皆さんは苦勞して働き、やりくりしながら生活されていることがよくわかります。このような市民生活のときに自治体はどういう役割を果たすべきなのでしょう。私は常に地方自治体の役割は、住民の暮らしと福祉を守ると力説をしてきました。

そこでお聞きしますが、4年間の仕事や選挙

戦を通じて住民の福祉の増進を図るという自治体の役割責任をどのように再認識されているか、お聞かせください。

次に、この問題を議会で議論する中、市長は今後の予算のあり方として、福祉や教育、環境等を中心に住民の暮らしを優先する内容へ変えていくのが望ましい旨の回答がありました。この点について再確認できるでしょうか、お聞かせください。

次に、情報公開とパブリックコメント手続について伺います。

今回の市長選を通じて、情報公開と市民参加、説明責任の問題がクローズアップされました。これらの教訓は住民自治の視点に立って行政を進めていく、そのために役所の仕事をオープンにして市民の意見を反映した行政にすることです。今までも審議会や市民公募で努力はされていますが、特定の市民の参加や透明性・公平性の確保では改善が求められていました。よって、より透明・公正な政策決定を推進するために市民のだれもが行政に意見の言える制度が必要になっていますが、どのように努めていくのか、考えをお聞かせください。

次に、財政改革について伺います。

市長は聖域なき改革を主張され、実行もされています。大口市長は、みずからの退職金を5割にする条例案を今議会に提案されています。市民感覚や意見からも見直すべきの声が圧倒的だという私たちのアンケートにもありました。このままでは退職金は正規扱いになります、改革の方向についてお聞かせください。

補助金で社会福祉協議会関係が復活をしています。平成17年度行政評価報告書では方向性として見直しになり、平成18年度は計上されていませんでした。手続から考えると、改革に反するのではないかと考えますが、なぜなのか、お聞かせください。

2番目は、平成19年度一般会計予算案で貧困と

格差対策がどのように講じられたのか、伺います。

12月議会で税の負担増と介護保険や障害支援法など社会保障の切り捨てから市民の暮らしと福祉をどのように守っていくのか、ただしました。そのときの回答で、次年度予算で対応していく旨の回答になっていました。具体的にどのように取り組まれたのか。また、今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、高齢者をめぐる増税と負担軽減の対策について伺います。

限られた年金で生活をしている高齢者にとって税の負担増を少しでも軽減できないかということが切実な問題になっています。昨年9月議会でも問題にし、行政も一定の対策と制度の周知を取り組まれました。ことしも定率減税の廃止や住民税や介護保険料、国保税については3年間かけて段階的に負担額を上げていく経過措置があり、この適用を受ける場合は、ことし、来年と連続的に負担がふえてきます。私は既存の税や保険料の軽減制度を活用するだけでも負担がかなり減る場合があり、また確定申告の時期でもあることから、高齢者に周知することが生活を守る点からも大切と考えます。これまでどのように対応されたのか、お聞かせください。

3番目に、地域産業の主役である農林水産業の経営を守り育てる対策について伺います。

政府の推進する規制緩和、貿易の自由化など経済改革は農林水産業など農村地域を初めとする地域経済を衰退させ、貧富の格差と地域間の格差を一層拡大させています。自治体として地域経済の振興と雇用の支援、農林漁業の立て直しに真剣に取り組むかどうかが今問われていると考えます。そこで、私は、垂水の農林漁業の実態や条件について関係者や住民が現状認識について共通すること、地域経済や職務化などにおける農林漁業の役割やあり方を検討し、打開の方向を見出す取り組みを強めることだと考え

ます。そのために農政の枠内での計画ではなく、農林漁業者と地域住民、研究者など結集し、農業振興計画に取り組む必要があると考えます。そのために、以下の点から基本的な方向性を考えてみたいというふうに思います。

1点目は、各地で農業振興条例や地産地消宣言など振興計画がつくられています。どのように受けとめられているのか。また、その必要性について伺います。

2点目は、食育基本計画では学校給食の地元産の食材を30%以上、平成22年度使用という計画になっていますが、現状と方向性についてお聞かせください。

3点目は、品目横断対策について伺います。ごく少数の大規模経営以外は支援しない政府の品目横断対策では担い手が激減し、地域は維持できません。規模にかかわらず、続けたい人、やりたい人を支援する必要があります。そこでお聞きしますが、品目横断対策の現状での対象農家数は、また、問題がある政策と考えますが、どのような対策を検討されているのか、お聞かせください。

4点目に、林業の振興策として以前から提案している地元材を活用するための住宅リフォーム助成制度など、今後の方向性について現状の認識をお聞かせください。

次に、安心して子育てができる対策について伺います。

1点目は、学童保育所の条件整備の問題です。2003年の実態調査では、施設の平均床面積は児童1人当たり2.73平米と、大変狭い実態です。垂水市も全国平均に近い2.45平米です。保育所は定員31人から45人で、1人当たり7.2平米が設置基準であることを考えると、いかに狭い現状にあるかということがわかります。これでは子供たちの安全と発達を確保することはできないし、遊びと生活の場を保障することはできないと考えます。拡充が必要と考えますが、対策をお聞

かせください。

2点目は、保育料に関する問題です。

今回の所得税の定率減税の半減の影響で増税が保育料のアップにつながらないようにと厚生労働省の要請で対策がとられました。一方では保育料の適正化ということで引き上げに遭った階層が生まれました。このことは今までの保育行政の柱である子育て支援に逆行すると思いますが、どう考えられるのか、考えをお聞かせください。さらに、今後の見直しによる負担増の人数、年間の負担額、他市との比較での本市の位置はどうなのか、お聞かせください。

3点目に、子供たちの安全対策について伺います。

文科省は放課後子ども教室の取り組みを推進していく考えですが、学童保育所は目的や内容が全く異なる事業であり、一体化は問題だというふうに考えます。私は、公民館や空き教室を活用して子供が地域で安全に遊ぶ環境や子供たちの居場所づくりを広げていくことが重要だと考えますが、見解をお聞かせください。

市民アンケートで通学路や地域の安全対策を求める声が多数寄せられました。これらの声にこたえていくことが求められていますが、行政として対応されていると考えますが、どのようなになっているのか。安全対策は十分なのか、お聞かせください。

最後に、介護保険事業特別会計の問題について伺います。

昨年介護保険の制度改定があり、影響が心配されていました。私は昨年議会で実態調査をするように要望していました。行政の責任としても安心して介護が受けられるという点からです。そこで改めてお聞きしますが、介護の利用の実態と問題点の把握と、それらから市独自の施策の必要性はないのか、お聞かせください。

以上で、質疑を終わります。不十分であったら、再質問をいたします。

○市長（水迫順一） 持留議員にお答えをします。

私の政治姿勢についてお尋ねですが、その中で福祉の機関としての自治体のあり方、これは言われるまでもなく、住民を幸せにする機関、住民の幸せのために施策を遂行する機関であると思っております。このことを肝に銘じまして、これまで4年間いわゆる1期目を務めてまいりました。これからの4年間も同じでございます。住民を顧客として考えてみましたときに、顧客志向と申しますか、顧客の望むことにこたえることが行政のあるべき姿の基本、つまり、「市民が主役」、「市民の幸せを」という基本姿勢で市政の運営に取り組んでまいります。

次に、予算編成につきましてお答えをいたします。

昨今の本市の予算編成の基本方針は、まずは財政安定化を図ることに尽きるわけでございますが、そのためには行財政改革大綱に基づく財政改革プログラムを確実なものにしなければならぬと考えております。歳入・歳出の両面から徹底した見直しを進めるために次のことを考えております。1つ目に聖域を設けない財政構造の改革、2つ目に行政の責任領域、関与の程度の見直し、3つ目に費用対効果の検証、4つ目に事務事業の優先度の峻別と重点化、5つ目に受益者負担の見直し、6つ目に自主財源確保の取り組みなどの視点に立った編成方針になっております。今回財政改革プログラムでお示しましたように、2期目の終わりごろまでには一応の財政安定化が図られていくものと期待をしております。それまでの間はなかなか市民が望むような予算編成はできないのが現実だろうと思われませんが、その中でもハード面の整備からソフト面の充実へのシフトは可能だと考えております。本来の予算編成は議員の言われるように、市民要望をできるだけ酌み上げ、それを実現させていくことだろうと考えております。

幸い19年度に策定します総合計画では、その策定プロセスでもこれまで以上に市民の声を反映させるものになるようでございます。市民の声を反映させた総合計画や市民の代弁者である議会の声に基づいた編成方針を示すことが理想的な予算編成のあり方だろうと考えておるところでございます。

あとは関係課長の方から答弁させます。

○企画課長（迫田裕司） 情報公開とパブリックコメントの進め方についての質問にお答えします。

重要な計画や条例を立案及び変更する過程において案の段階で広く市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画などの決定を行い、あわせて市の考え方も公表する制度がパブリックコメント制度です。本市においては平成19年度からの次期行政改革大綱の策定を終え、その中で制度の導入を計画しています。その目的は、行政改革大綱の4つの基本的な方策の1つ、市民の参画と協働の取り組みで、行政運営上、公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた市政を推進することです。すなわち、広く市民の意見を聞き、市民の声を市政に反映させるための新たなシステムをつくろうとするものです。これまでも政策推進に当たっては住民説明会や審議会などの住民参加の機会を設定してまいりましたが、地方分権が進む中で自己決定、自己責任のもと市政運営を行っていくためには、これまで以上に住民との情報の共有、市民との協働が重要になってきたものです。県内17市の状況を見てみますと、2月末時点で鹿児島市を初めとして8市が制度を導入しております。制度導入の形態は、全国的に見ると、条例と要綱に分かれております。現在調査・検討に着手し、平成19年9月の制度制定をめどに今後作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（宮地 勇） 市長の退職金のこと

でございますが、市長もなかなか自身のことを申し上げにくいことだろうと思いますので、私の方から答えさせていただきます。

確かに、近ごろ県内の市におきまして市長の退職金の削減がなされるとの情報がございます。このことはそれぞれの市の事情にもよることであろうと考えておりました、これらの市がどうだからということで垂水市がどうするというところは今のところ市長としても考えておられないというふうに思っております。去年の議会でも同様の答弁をさせていただいたことがございますが、たとえば給料だけとは申しましてこれまで毎月25%のカットをされてきておりました、これは1期4年間で合計いたしますと、およそ900万円の削減になっております。また、平成19年度も引き続き市長は自身の給料を25%カットされる予定でございますし、このことには人それぞれいろんな考え方があるんでございましょうが、けれどもこれ以上のことはなかなか申し上げられないと思っております。

以上です。

○保健福祉課長（村山満寛） 社会福祉協議会の補助金のことにつきまして、お答えいたします。

18年度の予算では福祉活動専門員の資格を有する職員がいなかったと、不在であったということでございまして、予算計上が見送られた経緯がございました。年度途中で職員を採用されましたことと、それから地方交付税で措置されるものでございますことから、19年度復活予算になったということでございます。

それから、2番目の平成19年の一般会計予算案についての福祉所管についてをお答えいたします。

アの高齢者支援策といたしましては、療養病床転換問題等にも配慮しまして重度者の介護者への介護手当を1万円上乘せすることといたしております。また、訪問給食につきましては無

年金者及び生活保護者について一部補助をすることといたしました。

それから、イの障害者支援策についてでございますが、自立支援法の改正に伴う障害児に対する負担金は全額補助で、全額免除できるよう努力したいと考えております。ただ、この減免策については国・県の減免策との整合性をとりながら進めていきたいと考えております。なお、障害者自立支援法に係るその他の支援措置につきましては、制度の醸成を待って垂水市としての支援策を構築していきたいというふうに考えております。また、障害者全般に対する支援策としまして、市報等にも掲載しておりますが、平成19年4月から道の駅の協力によりまして道の駅湯っ足り館の入浴料割引を実施することといたしております。手帳をお持ちの方が対象で、手帳を提示していただきますと、大人で1回100円、それから18歳未満は無料とするというものでございます。

それから、ウの子育て支援策についてお答えいたします。

新たな子育て支援策としましては、19年2月に要保護児童対策地域協議会を設立し、育児放棄や児童虐待に対しまして関係団体や関係機関との連携を密にし、早期対応、早期解決を目指し、また見守りの継続等の強化を図っていききたいと考え臨時職員を配置し、さまざまな意見を取り入れながら対応していけるよう体制を整備いたしましたところでございます。

○税務課長（梅木 勇） 質問2点目の平成19年度一般会計予算案について、（1）の②高齢者の負担軽減策の内容（制度の変更に伴う点等）と制度の周知徹底の必要性があるのではないかと（確定申告で節減対策を）について、お答えいたします。

これまで毎年の税制改正につきましては各種控除とともに適宜周知に努めてまいりましたが、平成19年度分におきましても市報1月号に申告相

談日程等と各種控除について周知をしており、ホームページにも掲載しているところです。また、申告対象者への申告書発送と同時に各種控除等を記したチラシを同封し、控除漏れがないよう周知を図っております。2月5日から行っております申告相談の面接時に具体的な説明をし、確実な控除ができますよう努めており、これからも努めてまいります。申告が確定し、納税通知をする時点でも周知し、申告漏れが判明した場合、修正申告で対応してまいります。

○農林課長（川崎豊志） 農林水産業の経営を守り育てる対策について。

まず、地産地消宣言をどう見るか、必要性はの質問であります。今日の農林水産物の流通形態は多様化してきております。本市は温暖な気候を生かし多品目の農産物が生産され、また水産物も販売されておりますが、現在は市場経由の流通が中心でございます。流通の1つに地産地消による販売があるわけですが、御承知のとおり、本市では道の駅、朝市、土曜夕市、学校給食、各種イベント等に安全・安心・新鮮な産品が供給され、生産者、地域の活性化につながっていると考えておりますことから今後も地産地消は推進してまいります。宣言までは考えておりません。

次に、品目横断的経営安定対策についてでありますけれども、19年度から農家の収入減少の緩和に対する交付金で、本市は米、でん粉原料用甘しょが対象であります。諸条件が厳しく対象者が限定されており、現在のところ該当者はありません。今後新たな経営安定対策のほかの米の生産調整支援対策、農地・水・環境保全向上対策と一体となって実施することが必要であり、この事業の対象とならない農家に対しましては県単独事業等を検討し、活性化につなげたいと考えております。また、今後も認定農家の確保・育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、地元材を活用推進するための施策の取り組みについてでありますけれども、今のところ市単独での木材の活用推進は行っておりませんが、県が「かごしま材推進事業」によりまして木材の振興を推進しているところでございまして、それにより振興を図っておるところでございます。現在間伐材は出荷しても利益がないということで利用されておられませんけれども、新生産システム事業によりまして肝付町に間伐材等を加工する工場が20年度に完成する予定で、相当量の間伐材が必要であり、木材の価格が上向いてくることが予想されますので、当分は造林保育を主に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 19年度予算の関係の中の（3）の安心して子育てができる対策についての中での学童保育の拡充の中で環境整備について、お答えいたします。

この保育所は国の基準により設置されたものでございまして、運営委員会の先生方の努力もあり、大きな事故等もなく現時点では施設規模、環境とも十分というふうに考えております。

次に、保育料の問題についてお答えいたします。

今回の保育所徴収基準額表の改正は、国の基準表が所得税の定率減税縮減に伴って改正されるために改正をするものでございます。あわせて、これまで本市の基準表は国の基準表に比べると低所得者層に厳しく高所得者層に優しい基準表となっていたため、国の基準に対して同程度の割引率となるように負担の軽減を行いました。

アの徴収基準額のふえる方の人数でございますが、平成18年4月1日現在の入所児童数で申しますと、294児童中69名が増額となります。また減額になりますのは160人、変わらないのは65人ということになります。年間の負担はそれぞれ

のケースで違いますので一概には言えませんので、モデルケースで説明いたしますと、保護者世帯の収入が約250万円の場合30万円、月額2万5,000円、年収の12%、それから約450万円の場合は49万2,000円、月額で4万1,000円、年収の11%、それから1,000万円を超える場合は74万4,000円、月額で6万2,000円、年収の7.4%となり、収入に応じた負担となるよう設定しております。また、他市との比較については現時点での比較はいたしておりません。

イの子育て支援に逆行するのではないかの御指摘でございますが、今申し上げましたとおり、低所得者層の基準額は引き下げた上で負担割合を平準化しようとするものであり、収入に応じた負担を求めるものであります。御指摘に当たらないものと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（押川和成） 先ほど2の農林水産業のイの部分飛びましたので、ここでお答えをしたいと思えます。

食育基本計画、学校給食の食材の地元産30%の目標について、お答えいたします。

垂水市の学校給食センターは早くから「地産地消」を推進しておりまして、垂水市で生産される農産物や水産物を食材に献立を立てて児童生徒に給食を提供しております。食育推進基本計画では平成22年度に地場産物の使用割合の目標を30%に設定をしておりますが、本市では本年度で31.25%と、目標値を既にクリアしております。ちなみに11月には『おいしい垂水の味』学校給食週間を設定しまして、毎日垂水市でとれたニンジンですとか白菜、ジャガイモやミカン、さらにブリとかナミクダヒゲエビなどの食材を使って給食を提供をしております。今後も地元の食材を子供たちに紹介しながら、目標値を保つように給食を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（今井文弘） (3) 安心して子育てができる対策についての安全対策、ア、放課後子ども教室の取り組みについてお答えいたします。

放課後子ども教室は、平成19年度から文部科学省事業として新たに実施予定の子ども教室推進事業と、おおむね10歳未満の留守家庭児童を対象にした厚生労働省の放課後児童健全育成事業の両事業について実施場所や運営方法をできる限り一元化し、福祉部局の協力のもと教育委員会が中心となり、効率的かつ総合的な放課後対策事業として進めるものでありますが、議員も言われるとおり、一元化しての取り組みは大変厳しいものがあります。

社会教育課におきましては、平成18年度放課後子ども教室と類似した事業として地域教育力再生プラン、地域子ども教室を実施してきております。本事業は安全で安心な子供の居場所づくりの推進を図っていくものであり、下校時間までの放課後に子供たちが交流活動を行い、下校時間の早い小学生低学年の子供たちが高学年の子供たちと一緒に集団下校できるよう地域独自の取り組みとして定着し、継続実施していくことが目的でありまして、平成18年度は水之上小学校で実施しております。活動内容は、ドッジボールやサッカーなどスポーツを初め竹とんぼやお手玉づくりなどの昔ながらの遊びで、子供たちと地域の大人たちとの交流が行われ、9月下旬から41回、延べ559名の児童が参加しました。交流活動後の集団下校によりまして子供たちの安全性の確保も達成できているのではないかと考えております。

また、今回水之上小学校だけの実施となりましたのは、大野小学校が水之上小学校に統合し、大野の子供たちにスクールバスの待ち時間が出てきたこと、また、この事業の実施に際しましては事前に市内の8つの小学校を対象に取り組みに関する調査を行った結果、校区の地域事情

やスポーツ少年団等に加入している児童の状況等で大半の学校が授業実施できないということが大きな理由となっております。

以上のようなことで、本市としては平成19年度の事業としてあります放課後子ども教室での事業実施計画はありませんが、今後は水之上小学校の取り組みの成果を踏まえ、本市の子供たちの安心・安全な確保のためにも各地区での公民館活動の一環として地域ぐるみで取り組んでいけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○学校教育課長（押川和成） 続きまして安全対策のイ、通学路の安全対策についてお答えをいたします。

垂水市は本年度地域ぐるみ学校安全体制推進事業モデル地区として文部科学省の委嘱を受けて、子供たちの通学時の安全体制確立を目指した取り組みをしております。その内容としましては、まず各小学校区に2名から5名ほどの地域民によるスクールガードをお願いし、その方々が児童生徒の登下校時にボランティアで校区内を随時巡回することで子供たちの安全を見守ってもらっております。さらに、現在1人ではございますが、スクールガードリーダーが日を決めて各校区を巡回してスクールガードを指導するとともに、また連携しながら、学校職員にも学校内外の危険箇所等の指導・助言をしてもらっております。また、警察が指定している青パトとも連携することで、より充実した巡回活動となっております。通学路につきましては、各小学校が危険なところを子供の目線でチェックをしまして、子ども110番の家等を書き込んだ安全マップを作成し、子供たちに配布をいたしました。子供たちは常に危険箇所等を確認しながら登下校をしているところでございます。この事業は単年度の事業ではありましたが、今後もスクールガードリーダーを配置し、各校区のスクールガードの協力を得ながら警察等関係機関

と連携を強化し、地域ぐるみで子供の安全を守る取り組みのさらなる充実を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 3番目の介護保険事業特別会計予算案についての①介護利用の実態と問題点についてお答えいたします。

御承知のとおり、平成17年10月と18年4月に介護保険法の改正がなされ、施設サービスにおける食事、居住費の自己負担の実施と、予防重視型システムへの変更による比較的介護度の軽い要支援の方を対象とした新予防給付の創設がなされたところでございます。

介護利用の実態はというお尋ねでございますが、施設サービスにおける食事、居住費の自己負担化につきましては、所得に応じた利用負担段階を1段階ふやし、特に非課税世帯で年収80万円以下が対象となる第2段階の負担増に配慮いたしております。なお、本市の利用負担段階別の人数につきましては、第1段階が16人、第2段階が153人、第3段階が27人、第4段階が37人で、特に第2段階の層が最も多数となっております。

次に、在宅系のサービスの利用の実態でございますが、12月サービス分までの累計件数を17年度と18年度で比較しますと、訪問介護が2,015件から1,892件、通所介護が1,244件から1,225件、通所リハビリテーションが2,077件から1,926件と、いずれのサービスも昨年度より若干件数が減少いたしております。減少の理由といたしましては、制度改正による影響もあろうかと存じますが、直接的な理由として、1月末時点での認定者数が昨年と比較しまして1,109人から1,049人へ60人の減となっておりますので、それ等が主な理由ではないかというふうに考えております。

次に、②の介護のための市独自の施策の必要性についてでございますが、市といたしましては、利用者が必要なサービスを受けられるよう

引き続き制度の内容について周知を図っていくとともに、地域支援事業の介護予防事業も組み合わせながら制度の適正な運営に努めてまいりたいと思っております。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時10分から再開をいたします。

午後0時2分休憩

午後1時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○持留良一議員 それでは、不十分な点だったところだけに再質問させていただきたいと思えます。

先ほど市長の政治姿勢のところについては再確認ということで、基本的には住民の暮らしのために財政の予算の考え方とか、また自治体の役割、この点については今後もさらにそれを追求していくということだったですので、この点については確認をしていきたいというふうに思えます。今後どういふ私も立場になるかわかりませんが、そういう立場できちりと監視をしていきたいというふうに思えます。

この情報公開とパブリックコメント、これについては先ほど言われましたので、その点についてぜひとも具体化を図る上でいろんな点が出てくるかというふうに思えます。神奈川県あたりでもいろいろ問題点も出てきていますので、何よりも住民の皆さんがそれに参加していくと、自分たちも責任を持って政策に決定に参加していくと、そういうことをきちっと保障していただきたいということで、この点については推進を図っていただきたいなと思えます。

それで、ここで問題にしたいのは退職金の問題なんですけど、先ほど私は聖域なき改革と市長が標榜され、この間その立場でいろんな点も追求されてきたと思うんですね。その点は評価

もしますし、確かに、みずからの給与も25%削減ということで評価もできるんですが。しかし、一方、職員の皆さんは職員が給与が下がることによって退職金にも影響してくるという、この相関関係があるわけなんですよね。そうしちゃうと、やっぱり職員はそういう立場でみずからの給与、なおかつ退職金に対してもそういう減額を受けていくという関係の中で、私はやっぱり市民の感覚から見ても、この4年間の中で約1,500万円近いお金ですけれども、これが市長に払われるというのは、やっぱり市民感情から見ても、そしてまた聖域なき改革という立場から見ても、やはり改善の方法というのは必要じゃないかと。

先ほど大口市の事例も紹介しましたが、また国の機関でも最高裁判所なんかも減額をするというふうになってきていますので、そういう意味では、やはりそういう聖域なき改革という立場であれば、じゃあ、この退職金というのは聖域というのであればちょっと今までの行革からしたらどうなんだと、その点について市長の考え方を教えていただきたいというふうに思えます。

それから補助金の問題なんですけれども、先ほど言いましたとおり、これは継続ではなくて復活じゃないかというような私はニュアンスで受けとめたんですね。それで、先ほど一般交付税措置されているということで出すんだということでしたけれども、じゃあ、今までこの17年度の行政評価報告書のところで、この点については見直しをしていくということで福祉協議会との関係では、その冒頭この間もいろいろ協議もされてきているんですが、であるならば、こういう改革との関係でこの問題はどうなっていたのかと。確かに社教自体は人員も今回ふやされたようです。そうしちゃうと、単純に考えてもふやしたから何かそういう形でまた復活して補助金というのを出したのかという、そうい

う考え方になってしまうんですよ。この中では、予算説明の中では継続ということでしたけれども、その2点について継続なのか、それともそういう改革の議論の中で社会福祉協議会との関係でどんなふうにされてきたのか、その点について教えていただきたいというふうに思います。そうしないと、納得できない点があります。

それから、去年の12月議会での高齢者、障害者、子育て支援等々については現状での改革と、それから今後の取り組みということで、ぜひそういう立場でこの点については取り組んでいただきたいというふうに思います。大事なのはやはり、私は夕張の事例じゃないですけども、やはり、いざとなったとき住民の何といても最低限度の市民の暮らしを守るという点では自治体が本当に役割を果たさないとだめなんだというのを改めて痛感したんですけども。そういう意味では、そういう意味での市民の目線に立った市政運営は今後もさらに求められていくだろうと、そういうことで、この点についてはそういう改革と、それから今後の取り組みということで了承していきたいとします。

それから、高齢者の問題です。議長にお願いなんですけれども、資料の配付許可をお願いしたいと思います。

お手元に資料が配られているというふうに思うんですが、1枚目の方は高齢者の負担増のシミュレーションです。年金180万円と年金200万円の夫婦、年金世帯、収入は年金のみということで、今後18年から19年、それから19年から20年という形で負担がふえていくという、その特徴的なので住民税、国保税、介護保険と、この国保と介護については経過措置もあるということ。それとプラス住民税がふえることによって新たに国保、介護がふえるという、こういう形で負担がふえていくわけなんです。本当この高齢者の皆さんの生活に思いをはせると本当にこれは大変だな、どこを切り詰めて生活をしていく

んだろうかということを見ると、私は、やはりいろんな形で高齢者の皆さんの暮らしを守る視点でいろんな対策の取り組みが必要じゃないかなということで、先ほど税の申告の今状況もあるし、そういう徹底した制度の周知徹底を図って高齢者の節減対策、暮らしを守る対策が必要じゃないかということで提案したんですが。

その中で少しお聞きしたいんですけども、医療費の問題とかそれから障害者控除、それから寡夫、これらについてどのような形で周知徹底を図られたのか、お聞きをしたいというふうに思います。非常にこれは重要な点で、これらが高齢者の皆さんに徹底されると、対象になる方は幾ばしかの節減ができるんじゃないかなというふうに思います。

それから、農林業の問題です。

私はもっと積極的な課長のもしくは市長の回答があるかなと思ったんですが、先ほど森議員との議論の中で、私は市長の立場を何となく否定するようなのが課長の意見だったじゃないかなというふうに思います。私は、ここに今治市の食と農のまちづくり条例の骨子というのを持っていますけれども、まさに先ほど市長が言われたような中身がすべて網羅されているんですね、この中に。そうしちゃうと、やっぱりこういう柱をきちっとつくって地域の産業振興策として農業問題、漁業問題、林業問題というのを考えていく視点が非常に大事なかなというふうに思ったんですが、残念ながらそういう立場から考えると、市長と課長のちょっと差があるんじゃないかなというふうに、まず思ったのが1つありました。

そういう中で、先ほど学校給食は達成していると、今後さらに追求していくということがありましたけれども、市長は市政運営の柱の中に自然や社会資源の活用とか、市民の能力、それから知恵、それから農畜産水産の流通や強化やブランド化、体験型、滞在型の観光の垂水づ

くりの推進というようなことを推進ということで掲げられているんですけども、先ほど言われたとおり、今回の品目横断対策等や、またもう1つの環境保全対策等々から考えても、本当にこれだけのことで垂水の農業の支援というのはできるんだろうかというふうには感じています。例えばもう1つの柱である環境保全対策で何とか対策をとっていきたいと言われましたけれども、これも財政的な補償が必要になってきますよね。

私はそういうことから考えたり、また市長が先ほど言われた取り組みのことを考えると、農政の枠内だけではなくて、やはり打開の方向を見出す取り組みという形で担い手の幅広く位置づける問題や、その中での農地の集積を含めた地域としての支援とか条件に合った生産を大事にする問題、共同化や集落組織づくり、こういうのをきちっとそれぞれの希望や合意に基づいて取り組んでいく問題や、生産販路の拡大、それと地域経済とか産業政策の柱に農林水産業をきちっと位置づけて加工とか利用の地場産業と一体となって振興を図っていくということが非常に重要だというふうに思うんですね。そうなってくると、やはり農政の枠内だけでは、先ほどの品目横断だとかそれから環境保全対策等々含めて私はとてもできないと、そういう意味でもきちっとしたこういう形で振興計画をつくっていくということが非常に重要になってくると思うんですよ。そうでないと、先ほど市長が言われたことは僕は保障できていけないというふうに思うんですよ。この点について、市長の見解をお聞かせいただきたいんですが。課長には、環境保全対策で問題ないのか、財政的な負担というのはきちっとやっていけるのか。先ほどこちらの方できちっと農家の支援を行っていくと言われましたけれども、本当にそれで垂水の農業を守っていけるのか、この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。市長には、

その立場で改めてこれを見られたと思うんですが、これを見られての感想も含めて、こういうやはり垂水としての農林水産業を守る法律をつくっていくということをどう考えられるのか、お聞かせください。

それから、安心して子育てができる対策についてお聞きをしたいと思います。

学童保育の問題については、今後機会がありましたら改めてその問題点を追求していただきたいと思いますが、1つは市長にお聞きしたいのは、市長は訪問されたかどうか、そしてどう感じられたのかですね、これでいいのかということをお聞きをしたいと思います。

それと2点目、保育料の問題です。

先ほどお配りした資料の裏の方なんですけれども、課長は逆行ではないと言われましたが、じゃあ、なぜ今までこの適正化といろんなことで議論をされてこなかったのか、あえて今回なぜこういうことを議論しなきゃならなかったのかですね。今までそういうことがあったからこそ、子育て支援ということで位置づけられて保育料の体系をつくってこられたというふうに思うんですね。そのことを考えると何か釈然としないし、逆にこの機にそういう形で全体の調整を図ったと言われるんですけども、しかし、やはり市の出し前を少しでも結果として抑えるようなそういう保育料の配分で、所得階層の高いところに押し上げてしまったなというふうに思うんですよ。そういう考え方についてどうなのかというのが1点と。

もう1つは、見ていただきたいと、3歳児のところですよ。垂水と鹿屋、枕崎、大口と比べてもやっぱり断トツに高いですよ。一番、第7階層。確かに階層はちょっと、いろいろ自治体によってもう少し区分けがしてありますけれども、一番考えても第7階層に見ても非常に高いと、第6階層についても高いということをお考えするとき、本当に逆行じゃないのか、本当に子

育て支援という形で若い人たちの保育料の問題で考えていく視点としてこの点どうなのかということ、市長に、この数字を見られて本当に今回されたのが正しいのかどうなのか、考え方を聞かせたいというふうに思います。

あと安全対策問題では今後もそういう立場で追求していただきたいのですが、私たちのアンケートに寄せられたのは、道路の街灯の問題とか防犯灯、こういうところの危険箇所に対するいろいろ不安が出てきたんですね。私も要望を出されたところをあっちこっち見て回りましたが、実際暗いし、いろんな点があったんですね。横の関係で、例えば土木課だとか市民サービス課だとかそういう横の関係でこの問題というのはやっていかないと、全体として安全対策というのは取り組まれていかないんじゃないかなというふうに思うんですが、その点についてこれまでの取り組みと、また今後やっぱりそういう視点に立って取り組んでいく必要があるとお考えなのか、そのあたりの連携の図り方について聞かせたいと思います。

それから、最後の介護保険の問題です。

先ほどの報告から見ると、こうじゃないんじゃないかというような指摘をされましたが、私は、やはり現場に足を運んできっちりとその実態を把握するというのが行政の役目だと思うんですね。一体どうなっているんだろうとか、制度が変わって高齢者の皆さんにどういう負担が来ているんだろうとか、それによって本当に自立支援という目標達成ができるのかどうか、やっぱりそこが大事だったと思うんですが、先ほどの状況から見ると、どうも推測するような形だったと思います。

私は何カ所か訪問も改めて今回させていただいたら、やはり今回の制度の影響でいわゆる食費とか等々の負担によってやめられた方もいらっしゃるというようなことも聞きをしてしま

したので、改めてこの問題について聞きもしますが、やはりこういう方々がそういう制度から排除されるということは、結局この今度の予算説明でも言われていますけれども、社会全体で支え、利用者の希望を尊重し、総合的なサービスを提供するというやはりこのことがどうなのか。やっぱり行政としての責任というのをどう果たしていくのかというのが非常に不明確な部分があるんですね。そういう点でやっぱり実態を調査されて、その結果何ができるのかということがその結果として出てくるというふうに思うんです。この点について、市長はこの間どういう施設をどういう形で訪問されたか。その結果、もしくはそうでなくても職員の皆さんからそういう制度の関係でどうなったのかとかどうなっているかと聞いたことがあるのかどうか、聞かせたいと思います。私は現場を見ないと、やはり市民の声、利用者の声というのは絶対見えないというふうに思いますので、その点について行政の役割、責任と、市長のどういう形で現状を把握されたのか、聞きをしたいと思います。

○市長（水迫順一） 私の方から2、3御指摘があった分を回答したいと思います。

農業振興におけます振興計画の提案でございますけど、まあ、なるほど、そういうような計画をつくって、その計画に基づいてやっていくということは、それは重要なことだと思います。ですけど、うちの農業の一番今重要な部分は、5年後にあるいは10年後に農業が成り立つかと、後継者問題が非常に大きい問題ですし、それから高齢化が進んでおるためにどうしても作業自体ができない農家がふえてきておるということも非常に大事だろうと思っておるんですね。ですから、これは農業公社においてこの辺のところを何とかできないかということを考えていきたいというふうに思っておるわけでございまして、振興計画とか森議員の提案とかいろ

いろいろございますが、今後参考にはさせていただきたいと思っております。まずもっては農業公社で振興を図っていこうということに重点を置いていきたいというふうに思っております。

それから、学童保育所、行ったことがあるのかという質問でございました。

2回ぐらい行きましたし、子供たちが学んでおるところ、遊んでおるところも見聞きをさせていただきました。指導者ともお話をしたことがございます。非常に感じとすれば、学校教育の中での外れた中での生徒たちの縦のつながりといいますか、同級生じゃなくて先輩・後輩とのつながりもほかに教育的な見地からは非常に大事だなと、そういうことができる場所の1つだなというふうにも思ったわけでございます。ただ親御さんが共働きの現状が非常にふえてきておりますので、このことは本当に適切に要望にはこたえていかなければいけないだろうというふうに思っておるところでございます。

それから、介護施設は訪問しておりますが、内容については、ちょっとまだ見ておりません。

○総務課長（宮地 勇） 市長の退職金の問題についてでございますが、市長は給料を25%カットされているわけでございますが、これは県下17市の中では決して低い方ではございませんで、むしろカット率が高い方でございます。給料で900万円削減になっていると申し上げましたが、900万円、これを退職金に置きかえますと59.4%、およそ60%の削減になるというふうに考えております。かなりの削減をされていると考えておりますし、これは先ほども申し上げましたけれども、これ以上のことはなかなか申し上げにくいんじゃないかなというふうに思っているところです。

○保健福祉課長（村山満寛） 介護保険の中で食費と居住費等の関係で退所された方がということで、まず、それについては垂水市内のあれでは今把握はしておりませんが、一番最低のも

ので試算をさせたところ、高額療養費等の返還等もございますので、その枠内で十分やっているとというふうな計算でございました。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 保育料につきましては、先ほど課長が答えたとおり、私もそのように考えております。もう1回申しますと、負担金の隔たりを解消して負担に対する不公平感の解消に努めた結果であるということと、収入に応じた負担を求めておりますということをお願いしたところでございます。ほかの市は各市それぞれ状況に応じて、その市が抱える状況に応じて算定されておることだろうと思っておりますし、本市もそういう状況のもとで算定した結果だということをお願いいたします。

○税務課長（梅木 勇） 高齢者の負担軽減策についてどんな対策をしてきたのかということでございますので、そのことについてお答えいたします。

平成18年度から高齢者控除あるいは人的非課税の見直し等によりまして高齢者の税負担がふえていることは議員御指摘のとおりでございますけれども、それに伴いまして対策といたしましては諸控除があるわけなんですけれども、その中で、諸控除の中で高齢者に関係が多いというような控除としましては、議員が申されました障害者控除あるいは医療費控除等が考えられますけれども、この障害者控除につきましては、ただいま申しましたように、18年度から負担が実質増になったというようなことからしまして、それまでは手帳の所持者だけを控除対象というようにしてきた傾向がございましたけれども、これに対しまして保健福祉課の方で昨年の10月に障害者控除対象認定証明を発行する要綱を制定していただきまして、それに基づきまして、手帳を持っていらっしゃらない方々に対してはそういう状態に近い人を認定していくというようなことから、その認定証に基づいて控除の対象

にしていくというようなふうに取り組みを始めておるところです。それと医療費控除につきましては、申告の時点で1年間の領収書等を大切に保管していただいて、それを提出していただくというような説明をしておりますので、このような対応をしてくれているところでございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 社会福祉協議会の補助金の関係でございますが、先ほども申しましたが、交付税で措置されるものでありまして、18年度も当然専門員がいたならば予算化すべきことでありますので継続と、復活と先ほどは申しましたが、継続だというふうに御理解ください

○持留良一議員 もう時間がないですけれども、またそれぞれの関係する委員会では深めていただきたいと、そういう問題提起も含めて今回質疑をさせていただきました。

農林関係では、先ほど市長が言われた後継者の問題でもこの中にちゃんと位置づけられています、高齢者の問題対策とかですね。だから、そういう意味では、やはりこういうのをきちっと柱をつくって取り組んでいくことが大事なというふうに思います。

今回も十分時間は得られませんでしたけど、また今度機会がありましたら、この立場でいろいろと、皆さんと一緒に市民の暮らしを守る立場、地域政策づくりを含めて、この垂水の発展のために頑張っていきたいというふうに思います。そのことを最後に訴えまして、私の質問にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 次に、20番川畑三郎議員の質疑を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 この冬は日本全体が暖冬で、各地域で雪不足の報道がなされております。東京では雪の降らない冬になりそうであり、地球全体の温暖化が心配されているようで、その対

策が今後の大きな地球規模の課題であります。垂水市においては昨年12月30日、今年2月3日の低温により特産のキノサヤに大きな被害が発生いたしました。これも暖冬による影響もあるのではないかと私は考えます。「暑さ寒さも彼岸まで」、3月に入り春の便りが聞こえるようになり、6日・7日公立高校入試も終わりました。

そういった時期の3月定例会市議会も始まり、1月に市長選挙が行われたため、前年度当初予算に比べ11.5%減の骨格予算で6月議会で補正で肉づけされると考えます。市長も再選され、今後4年間垂水市の市政を担当されることになりました。まずは、御当選おめでとうございます。これまでの4年間を振り返りますと、市長選挙でも争点となりました合併問題も再選により方向が市民に支持されたと考える中、選挙期間中、選挙ピラで相手候補が指摘された点についてどうであったのか、伺ってみたいと考えます。

まず最初に、平成16年3月11日の市長・町長会の協議の内容、次に、当時の鹿屋市議会合併庁舎特別委員長の「垂水市長に対して再々合併協議会にとどまるように慰留に努めたが、それを固持し、みずから離脱に踏み切ったことは非常に残念であった」と、垂水再生会報で語っておられますが、市長は委員長と接し、話されたことがあるのか。また、再三慰留したとのことですが、どういった場所であったのか、記憶をたどってお知らせください。

次に、市有地の売却についても垂水再生会報でいろいろ書かれておりました。市有地の売却については、垂水市行財政改革大綱で土地の有効利用を図るよううたわれておる中での売却と考えますが、売却までの経過をもう一度お知らせください。また、土地開発公社の土地売却についても経過をお知らせください。

次に、消防分団車庫建設について。

第2分団車庫も老朽化し、建設建てかえの話

があります。4年前に土地開発公社で分団車庫用地として土地も購入してあります。今後の計画について、お知らせください。

鉄道跡地整備について。

跡地については市道・農道として整備されておりますが、未整備の区間も多くあります。これからの整備計画について、お知らせください。海潟地区の区間は未整備の状態であり、近隣の方々によって毎年草払いをしております。9月議会でも早急な整備の取り組みをお願いしたところであります。昨年7・5災害での土砂崩れ後、地域の皆さんの要望も強いものがあります。今後の計画について、お知らせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 川畑三郎議員の問いにお答えをしたいと思います。

まず、平成16年3月11日に2市3町によります市町長会が鹿屋市で開催されまして、大隅中央法定合併協議会会長の山下市長より資料に基づきまして次の6点ほどの提案あるいは意見が出されました。このことはさきにも触れましたが、もう1回触れさせていただきますと、まず1点目は新市の名称を「鹿屋市」とすること、2点目は合併の枠組みを1市3町の枠組みとすることとし、垂水市は段階的に合併すること、3点目は合併期日を見直すこと、4点目は事務所の位置は現鹿屋市とすること、5点目は議員の定数及び任期の取り扱いについては改めて検討すること、6点目は事務事業の調整方針は、人口規模、財政力、都市機能が集積している拠点性など鹿屋市の総合力を踏まえて鹿屋市の立場と主体性について配慮されるよう理解を求めていくことなどの提案がなされまして、さらに鹿屋市の最終本会議で陳情2件が採決される見通しであると前置きをされ、「垂水市は財政再建を行ってから段階的に合併していく」ということで、「一たん枠組みから外れてほしい」との意見が出されました。

次に、当時の鹿屋市議会合併調査特別委員会の委員長は垂水市長に対しまして再三合併協議会にとどまるよう慰留に努めたとあるが、垂水市長は委員長と会われたことがあるのか、会われたとしたら、いつどこで会われたのかという質問であります。このことにつきましてはこれまでも何回も記憶をたどってみましたが、お会いしたという記憶がなく、また思い当たっていないところでございます。

次に、市有地売却の経過についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。これにつきましては、12月議会や選挙戦を通して詳しく、また繰り返し説明してまいりましたので、要点だけにとどめさせていただきます。

主張されましたことの内容は、「市有地を特定の人に勝手に安く売り払った」とのことでしたが、そのほとんどが誤解によるもので、改めて申し上げたいと存じます。当該土地はだれでも参加できる競争入札によるものでございました。結果として、入札参加者がそれぞれ1名だけでしたので、競争することなく落札できたものでございます。それが特定の人に売り渡したと、映ってしまったものと思っております。また、市有地の取り扱いは行財政改革の中でも「遊ばせておかずに有効活用を図ること。」「有効活用しないときには処分して財源確保を図ること」が求められております。ですから、勝手に売り払ったわけでないことも御理解願いたいと存じます。また、売却価格の設定は関係課長で組織します不動産価格評定委員会で協議しますが、当該土地のように価格設定の難しいものは不動産鑑定士の鑑定価格をよりどころとしておりまして、それ以上の設定もそれ以下の設定もしておりません。したがって、「安く売る」とか「高く売る」とか、いわゆるさじかげんは市長でもできません。また、本市におきましては、財産の購入や処分においてのこのような厳正な取り扱いは私の1期目就任の大分以前

から行われてきていると聞いておりましたので、行政に携わった者はよく承知していることだと思っておりました。今後も、遊休地であり利用計画のない市有地は有効活用を図るための最終手段として売却処分することは検討してまいりたいと考えております。ただ、さまざまな誤解を招いたことの要因は市民への周知が徹底しなかったことによるものと反省しておりますので、今後市有地の売却等に当たりましては特にこのことに留意しまして慎重な対応をするよう、部下、職員に指示いたしましたところでございます。

以上でございます。あとは関係課長の方から答弁させます。

○消防長（大迫徳雄） 川畑議員の消防分団車庫建設について、お答えを申し上げます。

第2分団協和分団本部庁舎の移転計画でございますが、議員御承知のとおり、他の分団本部におきましては常々整備がされ、第2分団のみが外壁等ひび割れが生じている危険な庁舎になって今日まで辛抱されてまいりましたが、平成19年度には移転新築の予定で準備を進めております。御指摘のとおり、建設予算につきましては19年度当初予算は骨格予算であり、6月には提出できるものと考えております。

以上でございます。

○企画課長（迫田裕司） 最初の市長再選についての垂水市土地開発公社の経過について、お答えいたします。

水迫市長になった直後、第一勧業銀行より年1.971%の利率で11億3,000万円の借り上げがあり、その利息は年約2,221万円で、また土地が売れる見込みがないとのことから、将来の利息を支払うために約1億5,000万円の預金を確保していました。平成17年3月31日みずほ銀行、前の第一勧業銀行でございますが、みずほ銀行に長期借入金を返済し、新たに鹿児島きもつき農業協働組合から5億円、利息1.2%でございます。南日本銀行と県信用漁業協同組合から利息2%で

それぞれ3億円の借入れを行い、この時点での借入金は11億円、利息は年1,800万円となり、預金は約7,500万円となりました。

平成17年12月6日、潮彩町2丁目1番1の商業用地、現在ナフコのあるところでございますが、この土地について垂水共同店舗有限会社と契約を締結しています。建物敷地面積5,478平方メートルについては1億1,599万6,650円で売買契約を締結し、残りの1万6,246平方メートル、すなわち建物が建っていない敷地については賃貸契約を締結しています。賃貸料は年間795万6,000円でございますが、この土地に関しましては、契約日より10年以内に買い取ることが賃貸契約書に盛り込まれています。また、南日本銀行に7,000万円の返済を行いました。

平成18年11月2日、錦江町1番3の旧フェリー第2駐車場用地を市内の株式会社さかやが1億7,661万6,188円で落札されております。平成19年3月1日に南日本銀行に2億3,000万円の借入金の返済を行いましたので、返済後の借入金は8億円となります。利息は年1,200万円で、現在の預金額は約4,500万円となっております。しかし、今後の利息については、先ほど申し上げましたように、垂水共同店舗有限会社より毎年約800万円の賃貸料が入ってきます。さらに、有限会社かね丸水産が錦江町の第1駐車場用地を借用し、年約50万円、同じく平成19年3月より有限会社新福商会在借用し、年約50万円入ってきます。つまり、利息1,200万円のうち約900万円はカバーできますので、残り300万円が利息の不足分となります。また、錦江町の第1駐車場は平成17年7月土地開発公社とたるみずふれあいフェスタ実行委員会委員の商工会青年部の皆さんが大型ダンプを持ち込んでくれまして花火大会会場として整備し、現在市民の皆様が大変喜ばれています。

次に、潮彩町3丁目4番2の集合住宅用地であります。面積は約3,300平方メートルで、1平方メートル当たり2万5,000円を売却目標金額

としております。これまでハウスメーカーなどに購入の打診を行ってまいりましたが、マンションなどの建設は難しいとのことでした。今後集合住宅用地として売却の努力をいたしますが、もし売れなかった場合は本年8月以降は集合住宅としての用途指定が解けますので、宅地分譲として売却できないかなど理事会等にお諮りしていく予定でございます。今後も借入金返済のため各種事業との連携をとりながら、保有財産の売却に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○農林課長（川崎豊志） 鉄道跡地の整備計画について、お答えいたします。

耕地関係では、海潟、牛根地区が未整備でありますけれども、海潟地区の整備につきましては、昨年9月議会で答弁いたしましたとおり、県営中山間地域総合整備事業の追加要望箇所へ上げておりますけれども、採択につきましては9月ごろ決定の予定でございます。整備につきましては単独事業では厳しいことから、今後この事業の採択に向け、さらに県に要望してまいりたいと考えております。また、牛根地区につきましては、フォレストコミュニティ総合整備事業で平成20年度をめぐりに磯脇川から大迫川までの区間約650メートルを改良する計画でございます。その他の牛根地区につきましては、今のところ計画はございません。

以上でございます。

○土木課長（川畑 功） 鉄道跡地整備について、土木課の現状についてお答えします。

土木課所管の区域については18年度に浜平黒瀬地区で一部維持的な舗装工事を実施しておりますが、全体としては一応整備を終えておりまして、今後の整備計画は特にございません。

以上でございます。

○川畑三郎議員 では、2回目の質問に入りたいと思います。

これまでの4年間ということで先日の市長選挙についての争点をちょっと取り上げたわけですけれども、私も議員を7期しております、市長選挙に大変携わってきたわけですけれども、今回ほどちょっと激しい市長選挙といえますか、池山議員がおっしゃったように激しい市長選挙だったのではないかと思います。特に今回はビラ合戦が頻繁に行われまして、当選された水迫市長、それに相手候補の方々もいろんな面で誹謗中傷を受けて戦ってこられました、こういう結果を見ますと、ないごてこんな選挙をせんないかんどかいねと、私は今回はつくづく感じました。ですから、今回ビラでいろんな面を突かれた分を市長としてもどっかにか弁解をするべきだという気持ちもありまして取り上げてみましたが。12月議会で、これは田平議員、それと北方議員ですね、そこら辺で合併の問題については質問されておりました、十分皆さんには御報告がされておった中で市長選挙でのビラ合戦ということで、ちょっと残念な気もいたしませんけれども。

今回市長に問いただしてみましたけれども、ちょっと振り返ってみますと、私も当時の議長でありまして法定協議会の一員でございましたので、ちょいちょい法定協議会に出ておりました。そういった中で、離脱のいろんな面を賛成、反対の立場で今回も争点にされてきたわけですけれども。当時、今、市長がおっしゃったように、3月11日の6項目について、これを考えてみますと、鹿屋の方が自分たちの思うままにしてくれんかと、垂水市は今回遠慮をせってくれと、そしてまた来てくれと、こんなばかな話があるのですか。そんなことを言うてですよ、垂水市は水迫市長が自分から身を引いた、離脱したと、まあ、これはもってのほかだと思います。だから、こういった中に実際におった人でないと私はわからないと思います。ですから、これがいろんな状況があったのに市長が1人で離脱した

ということになったわけですね。

だから、特別委員長の話もありましたけれども、私も期間中に、大変親しくさせておりましたので、行きました。委員長、いけなこっでしたかということをお話しますと、私はこのことについては垂水市のある人に話をしましたと。だけど、これがこんな選挙に使われるとは思わなかったと言われました。これは何人か行ったわけですから、はっきりとしております。そして、本当におまんさあは、こう市長に言いやったとということを行いました。それは市長とだれか2人おったと、そのときに話をしましたという本人の答えでしたけれども。まあ、そんなら選挙期間中ですからこういうことはもうほんならやめましよう、ただ事実を私たちはいけんやたらろかいと来ましたからということで、お互いにもうこうなったらせん方がいいですよと、問題にしない方がいいですねという話をしたんですけれども、また盛り返したという事実がありましたけれども。結局は市長が再選ということでなったわけですが、本当に今回の選挙を振り返って、そういったのが大きく広がって争点になったと。これは、合併するかしないかの垂水の議会でも採決まで行って離脱やむなしということになったわけですね。

経過については、12月議会の田平議員の質問の中でも市長がるる説明されております。私は、そのとおりだと思います。鹿屋市の議会が終わった後に垂水市の特別委員会も設定されておりましたので、そこで可決され、その状況を見て、当分離脱をしてくれんかといった中で言われた中で市長も決断を最終本会議でされたわけですから、これはもう議員の皆さん方は十分承知されての離脱だったのではないかと思います。これも賛否両論ありましたが、民主主義のルールにのっとって前向きにというわけですから、賛成も反対もあつたらうと考えております。そういう状況でありましたので、質問をいたし

ました。合併については今方向が決まったわけですが、語れば幾らでもありますけれども、先行ったり後ろに行ったりということで、ちょっとつじつまの合わない質問になったりもしますけれども、今のところはこれでやめて、また頭に入ったらまた質問していきたいと思えます。

次に、市有地の売買についてですが、これも12月議会で木佐貫議員ですか、土地開発公社についても質問をされております。ちょうど議事録を見ますと、市有地の売却の順序も書いてあるわけでありまして、高いとか安いとかあったでしょうけれども、結局的には今市長がおっしゃったように、不動産鑑定士によって値段を大体ののを決めて、そして公募して売却したということで、まあ順調に私は筋を通したもんだと思います。ただ、安かったか高かったかはそれはもう市民の方々はいろいろ言われるでしょうけど、全体的に国の免許を持った不動産鑑定士がそういうことであつたということであればそれに従ってするべきが本当だというふうに思っております。

ちなみにですね、今度の最初の全協の中で雇用促進の売買の問題が市長の方からお話がありました。買うという方向で進んでいるわけですが、ここの土地の評価が先日市長の方からの資料の中で4万2,600円と、坪ですね、そして水之上の方が2万3,000円ということで、錦江町の武道館の跡が6万円だったということで安かったのじゃないかというようなこともありましたでしょうけれども、これも不動産鑑定士の結果によるものであって、それよりも少し高く買ってもらったということ振り返ってみますと、妥当な私は結果ではなかったかと思えます。この雇用促進の値段の問題も今回は垂水市にその半額で売却するということですので、これを有効利用して垂水市の活性化に私は進んでいってほしいと思います。

そしてまた土地開発公社の分もですね、今まで売れなかった分を市長は、私も市長選挙の中で一応街頭演説をやったわけですから、売れなかった分を努力して売ってきて利子をこなだけ少なくしたと。今、企画課長の説明がありました。これも12月議会で答弁をされておりますけれども。だから、不要なやつはそれを売って、そして財源にして、そして利子のお金も返していくと。どうせ借りているわけですから、売って返さないかんわけですから、やっぱりそこから辺もいい方向にとっていかなければならないかと思っておりますので、今後も財政課長、企画課長、そういう面ではまた前向きにいい方向で進んでいてもらいたいと思います。

それで市長に、これから市長も4年間担当されるわけですから、垂水市をこんなにしていきたいという気持ちで立候補され再選されたわけです。これからの4年間はどのような方向で進むかと、市長の抱負をここでちょっとお話ししていただければと思います。

それでは、続いて消防団車庫の建設についてですが、2分団については消防長が一生懸命努力していただいて、これは岩下市政からの問題でしたけれども、長引いておたわけですから、消防長が、うんにゃ、あたいがとき、いけんかせんないかんたっという努力が実って今度建設になるというお話を今聞きました。いつも私は話をしているときもいけんかあたいが頑張ってみますということですから、今回は骨格予算ということで予算化されておりましたが、6月議会あたりで土地開発公社の土地ですので市が買い取って、そして前向きに進んでいくものと思います。これは、この点については市長もどうかそういう方向で進めていてもらいたいと思います。

それから鉄道跡地についてですが、9月議会でも質問して答弁をもらっております。どうか、これも今度の災害であそこに道路をつくること

によって災害の普及も大変進んでいるところです。ですから、今後まだまだ前の鉄道の分がたくさん残っておりますので、それを整備して、いい道路をつくっていただければまた住民の方々も喜ばれると思いますので、どうか重ねてこれも実現するように課長にお願いしていきたいと思っております。市長もよろしく願いたいと思います。

そういうことで、あとは市長のその抱負をちょっとお聞かせください。

○市長（水迫順一） 川畑三郎議員にお答えをしたいと思います。

去る1月21日の市長選挙におきまして引き続き信任当選ができましたことは、ひとえに市民の皆様の深い御理解と御支援によるものであり、さらにはまた4年間の実績と、これからの市政担当に対します抱負、情熱を御選択いただいたものと感謝を申し上げますとともに、その責任の重さを感じているところで身の引き締まる思いでもございます。また、多くの批判に対しましては真摯に受けとめまして反省しながら、「住んでよかったと思えるまちづくり」と「元気のあるまちづくり」を目指して、あらゆる行政施策を推し進めることが市長としての私に課せられた責務であるというふうに思っております。

そこで、今後も以下申し上げます3点につきまして市政運営を進めたいと考えております。

まず最初は、改革でございます。改革なくして発展なしを基本に大胆な行財政改革を着実に実行しまして、健全な財政づくりに努めてまいりたいと考えております。市民の皆様のための市役所づくりにも努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、市民との協働でございます。市民と行政がお互いに連携、協力し、「住んでよかったと思えるまちづくり」、「元気な垂水」を基本理念としまして、また災害にも強いまちづくりを進めたいというふうに考え

ております。

3点目でございます。前進でございます。限られた財源や自然、社会資源の有効な活用、市民の能力、知恵を生かして市民の生活、地域の日々の発展を目指してまいりたいと考えております。また、農・畜・水産品の流通の強化やブランド化、体験型、滞在型の観光垂水づくりの推進、地元商店街の活性化の推進、地元業者の育成、発展、心のこもった福祉への取り組み、子育て支援、人材育成、交通網の整備など、公約に沿った市政運営を目指しまして実現のために総力を結集してまいりたいと考えております。

何とぞ議員の皆様方の一層の御指導、御鞭撻を心よりお願いを申し上げまして、2期目の決意とさせていただきます。

○川畑三郎議員 最後になります。

今回は今任期の最後の一般質問ということで8名の議員の方々質問するわけですが、私もたび重なる質問をやって、最後の質問になりましたけれども、いろんな面をお願いしてきました。また、4月には市議会議員の選挙もでございます。きょうお聞きいたしますと、一般質問を聞いていますと、また上がってきて、またここで質問すると、頼もしい議員の皆さんのお話でありますので、我々もまだまだこれからですので、また元気を出して新しい垂水市のために私も頑張っていきたいと思っております。

市長も再選されましたので、どうか4年間は体に気をつけて、前向きに新しい垂水市をつくっていただきたいと思います。結果が当分の間合併しないという状況の中ですので、どうか自分の力を十二分に発揮されて、市の職員も引っ張っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、今回退職される職員の方々ですね、本当、話がありましたように、定年退職される方で、若くして優秀な職員が退職すると、それぞれの道を選ばれるわけですが、残念ながら

なりません。どうか今後も退職されても垂水市のために側面から御協力をいただきたいと思います、そして体に気をつけてこれからの人生をエンジョイしていただきたいと思いますという希望をいたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（篠原静則） 次に、13番川尻達志議員の質疑を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 きこの夕方のニュースを見て、唖然といたしました。6カ国協議の北朝鮮との話であります。拉致問題の話が出たら、後が続かなかった。日本は、一国で交渉ができないのかなと。今までが軟弱外交であったと言っても過言じゃないと思う。アメリカ、韓国、さらには中国、周りの協力がもらえないと拉致問題は一国では解決できない。この状況は大変な状況だろうと思っております、国家として。きょうどういう会合があるのかわかりませんが、進展があればいいのになという思いでおります。拉致をされた家族の方々の思いをいたすときに非常にせつない思いであります。このまま行きますと、防衛庁が防衛省になり、さらには国防省という声も出てくるんじゃないかな、そうしたときに国益にかなうのか。やはり、一国の外交問題というのは政治家の大きな責任であろうと思っております。私達も小さい垂水ですが、そこいらにも目を向けながらやっていければいいのになというふうに思っております。

それでは、今回の質問に入らせていただきます。

まず広報のあり方ということでございますけれども、先ほど川畑先輩が1回目の質問の中で合併の話、土地の話、開発公社の話されましたけれども、役所の職員は市長を初めとしてさまざまな課題にしっかりと法律に基づいて仕事をされておるはずであります。そのことが残念ながら市民の皆様方にしっかりと理解を得られていない。ということは、市民の責任じゃない。

役所の皆さん方がどのような仕事をされているのか、市民にわかっていないということなんです。広報のあり方。

今回の市長選挙において合併が私の中で批判をされたと記憶しているが、執行部としてこのことについてどのような認識をされておられるのか。それと、役所の仕事が生民に正確に伝わっていない。なぜなのか、これでいいのか。なぜなのか、これでいいのか、2点、まず1回目お伺いをしたいと思います。

それから高齢化社会についての問題点でありますけれども、最近孤独死が多くなっております。さらには、お年寄りがお年寄りを介護する、この介護は大変な労力が要るようであります。肉体的にも、精神的にも。これに耐えられなくて、けさもニュースで言っておりましたけれども、殺害というんですか、あるように思います。このことは、あすは我が身であります。まず本市の高齢化率、それと福祉協議会あたりでいろんな事業をしておりますが、どのような問題が具体的に出ておられるのか、この2点について、まず1回目お伺いしたいと思います。

○市長（水迫順一） 川尻議員にお答えをしたいと思います。

今回の市長選におきまして合併のこと、土地のことを批判されたと記憶しているが、執行部はこのことをどのように認識しているかと、まずそれにお答えをしたいと思います。

大隅中央法定合併協議会の離脱につきまして、平成16年4月号の市報におきまして2ページにわたりまして詳しくその経過報告がなされております。また、合併離脱と行財政改革の住民説明会を平成16年5月10日から27日の期間におきまして垂水校区では2回、また垂水校区を除く各校区において1回ずつの合計10回開催をしまして、418名の市民の方々が参加をいただいております。また、旧武道館跡地の売却につきましては平成16年11月号の市報で「一般競争入札により

売却する」ということを掲載しています。

質問は、市報や住民説明会を実施したにもかかわらず、市民がその真実を十分に理解していないのではないか、どこに原因があるのかということだろうと思います。この件に関しましては、一番大事なことは徹底した情報公開であります。私たちは、まちづくりの諸活動がすべての人に開かれ、公正でわかりやすいものとなるように情報の共有化を進め、住むことに誇りを感じ、喜びを分かち合えるふるさとづくりに努めていかなければなりません。さらには、市民への説明責任を十分に果たすことが大切でございます。市民に対し正しく説明し、理解していただく努力が必要でございます。市民が理解されたとき、市民の協力が得られるものと考えております。しかしながら、どんなにわかりやすく広報紙を作成してみましても市民が読んでくださらなければ目的を達成することはできません。また、住民説明会を開催しても参加される方が限られた方々でございます。また、以前から市民に正しい情報を提供し、十分説明し、納得していただける方法はないものだろうかということを考え、先進地の事例等を研究してまいりました。その結果、現在ワーキンググループに地域担当職員制度の制定ということを検討するように指示をしているところでございます。私は常々職員に対しまして、市役所が変わればまちが変わるということをお話しています。そのために市役所内の職員を対象にした行革講演会や今回の第四次総合計画住民説明会への参加をお願いしてきましたが、私が期待するほどの役所職員の参加者はいませんでした。

地域担当職員制度の設置につきましては、職員の協力が必要でございます。本市におきましては、市役所は市民へのサービスを提供する最大の機関だと職員自身がみずから自覚して積極的にまちづくりに取り組んでいただこうというふうに考えているところでございます。そして、

地域の方々と地域の課題を協議しながら地域づくりとともに頑張っていたきたい、そのことが市民と行政の協働の始まりだというふうにも思っておるところでございます。

市有地売却につきましても、ちょっと触れられましたので、申し上げます。

さきの川畑議員の答弁と重複するかもしれませんが、特に市有地の売却につきましてもの周知方法について答弁をしてみたいと思います。

市有地等の売却は、原則としまして一般競争入札で実施されております。その一般競争入札における周知方法は、契約規則の中で市の掲示板での掲示及び市報への掲載、その他広報で行うようになっております。武道館跡地は当初買い受け希望者が存在しなかったために市報等で内容を説明し、大々的に公募しました。平之町住宅跡地はさきに買い受け希望者がありましたので、ほかの買い受け希望者がいないか確認する意味で掲示板での告示という手続だけをとりました。平之町住宅跡地は買い受け希望者は2世帯とも県外の方で、本市の定住促進の政策と合致すること、医者不足で悩む中央病院の医者としてお迎えできること、また、当該土地は危険区域を背後に控えていることや道路アクセスが悪いことなどで、これまでも市民の関心の薄いところと判断されておりました。これらのことを総合的に判断したものでしたが、結果としましては市民への周知が徹底しなかったことでさまざまな誤解を生んだことは反省するところでございます。今後の市有地等の売却につきましては掲示板での告示だけでなく、市報での掲載、インターネットの活用等で周知の徹底を図る必要があると感じているところでございます。

あと、課長に答弁させます。

○保健福祉課長（村山満寛） 2番目の高齢化社会の問題点について、お答えいたします。

垂水市の高齢化率、高齢者のいる世帯、単身者世帯ともに国・県より高い比率を示しており

まして、高齢化率が33.35%、高齢者世帯が17%、高齢者単身者世帯が22.3%となっております。

議員御指摘の課題でございますが、1点目が、議員も申されましたが、年寄りが年寄りの面倒をみている現状があると、2点目が独居老人世帯が1,413世帯になっている、それから3点目が家族や知人からの身体的及び心理的虐待がある、4点目が手すりもなく段差のある家が多い、また、ごみの分別ができないのか、ごみに囲まれた家もある、5点目が保健福祉サービスを展開するにも専門職などの人材、看護師等が不足している状況がある、6点目が地域の会合が少なく、独居老人を支える地域のコミュニティが希薄になっている現状にある、7点目が通院や買い物に困っているというような課題がございますが、住民の意識も二極化しておりまして、健康に関することや福祉介護に関することなど高いものを求める人、個人のニーズがさまざまでありまして、虐待などは子供のころからの教育が必要でありましょうし、保健福祉だけで対応できる課題ではないというふうに思っております。

以上でございます。

○川尻達志議員 ありがとうございます。

まず広報のあり方、市長の方から情報公開、共有化、それから説明責任ということがあって、市民の参加もなかなか得られないということがありました。しかしですね、このことは行政の永遠の課題であろうと思います。今、役所での用語といいますか、例えば我が家でいいますと、「貯金」のことを「財政調整基金」という。それから「経常収支比率」、それから「実質公債比率」、こういった言葉を役所の職員が理解していないのに何で市民がわかるんですか。今までこのことに皆さん方が余にも無関心で、市民との大きなギャップがあったということなんです。このことを今反省をしていただきたい。今回の市長選挙で一番の反省点だろうと思いま

す。皆さん方がいろんな仕事をまじめに条例に基づいてやってこられた、このことが全然理解をされていない。なぜなのか。市長が今いろんなことをおっしゃいましたけれども、これはだれでも言えることです。そこから一步抜けましょうや。理解してもらわんことには市民は不安なんです。ぜひ、このことについてはしっかりとした方向性を見出していきたい。役所の専門用語をだれにもわかるような平明な言葉にしていきたい。

それから、一番わかりやすい身近な例え話でもいいんです。経常収支比率、これは役所の職員に聞いたんですけど、わかりやすく説明せいと、こういうことらしいです。100万円収入があったときに、その年に、100万円収入があったときに最低限の出費が前回100.4%という数字らしいです。それが今96に改善されておるということは、100万収入があって4万円だけ小遣いできたということみたいなんです。こうすれば市民の皆さんはわかっていただけだと思う。今1つの例を言いましたけれども、わかりやすく説明しないと、また今回の市長選挙みたいなああいいう話が出て、市民の皆さんがそれを信用しちゃうんです。そうすれば皆さん方は何のために仕事されたのか。ぜひ、これについては日本全国どこでもしていないと思う。先進地はこれはないはず、ないと私は思っております。ぜひ垂水が先進地になっていただいて、垂水産ということであちこちの行政から視察に来れるようなそういうのをつくっていただきたいと思います。

それから、こういったことをする、皆さんだけでやっちゃうから難しくなってくると思うんです。例えばいろんな方々の市民の意見を吸収して、皆さん方がわからんときは質問をして、どうすればわかりますかと。ぜひ、そういう場所も持っていただきたいと思います。これについては総務課長、とりあえずの御意見をお伺いをしたいと思います。

それから高齢化社会の問題ですけれども、今、課長の方から問題点、高齢化率ありましたけれども、課長、今、ことしになってというんですか、データとしてあれば簡単に出版すれば教えていただきたいんですが、ここ4、5年の孤独死の数、これがどういう推移なのか。今わからないとするならば後日でも結構でございます。ぜひですね、人生の最後を1人で死んでいく、今我々はいいいんですよ、ところが、あすは我が身であります、いろんな政策、事業をやらなきゃいかん。農林業推進の話もあります、猿ヶ城の開発もありますけれども、垂水市民として生まれてきて孤独死だけは何とか防ぎたいなあ。と申し上げますのも最近そういう例もあったし、私の近所でも奥さんが早く死なれて1人で生活していらっしゃるお年寄りがいらっしゃる。たまには娘さんがよそにるので行かれるんですけども、なかなか向こうも住みづらくて帰ってこられます。行ってみますと、まずごみの分別ができないんです。惨たんたるありさまです。これは、民生委員さん、振興会の皆さん方でもなかなか解決できる問題じゃない。これから、そういう人たちがふえていくということです。ここをしっかりと見ていただきたいんです。そういった中で、生活環境課長、ごみの話をちょっとしましたけれども、今後、独居老人もしくはお年寄りがお年寄りを介護している要するに高齢化世帯について、とりあえずまだほかの課にも振ろうと思えば振れるんですけれども、生活環境課長、このごみの問題について、そういった方々のごみの処理の問題について今後どういうふうに取り組まれるのか、強い決意で取り組んでいかれるつもりなのか、そのことをお伺いをしたいと思います。

それから高齢化の動向、それから療養病床の再編、そういったことをかんがみて、高齢者が住み慣れた地域で安心して、そして一番大事な人間としての尊厳を持って暮らしていくために

は、行政だけでなく民間、市民の方たちが一体となって地域全体で支える、今「共生」とか「協働」という言葉もどっかで見ますけれども、本当の意味で共生・協働の地域ケアの仕組みを早急に確立する必要があると思います。このことについて、どのようにお考えなのか。また、今そういう例がたくさん課長ありましたけれども、そういったことを踏まえて対応策はお考えになっておられるのかどうかこのことをお聞きをして、2回目の質問を終わります。

○総務課長（宮地 勇） 役所の仕事は市民に正確に伝わっていないという御指摘でございますが、私どもといたしましては、市報や市のホームページを使いまして極力ありのままの情報を正確にお伝えすることを心がけておりますし、また、それぞれの担当部署におきましても確実に市民の皆様にお知らせしなければならない情報、これは市報はもとより、集落での回覧板あるいは防災行政無線などを利用し、正確にお伝えいたしております。そういう中で情報が正確に伝わっていないということがあつれば何が足りないのか、私どもとしてよく検証しなければいけないと思っておりますし、もし、そこに発信する側である私どもの方法に問題があるつれば当然これは改善しなければならないと考えます。例えば市報でございますが、「今、市民の皆様にお知らせすべき情報」、また「市はこういう新たな取り組みをしますよ」という情報など、ぜひ市民の皆様にご覧いただきたい情報を満載して提供することを心がけておりますが、これが読まれない市報であつてはせっかくの情報が伝わらないばかりか、市報そのものが広報紙としての本来の意味をなさない代物になりかねず、市民の皆様にご覧いただける市報づくり、これが大事であると考えております。私どもは今、おっこれは何だ、何が書いてあるんだというような興味をそそるような市報づくりと申しますか、ページを開いていただけ

る市報づくりをすべく新たな企画に取り組んでいるところでございます。言葉の難しさ、これは御指摘のとおり、私自身も痛感することがございまして、市役所主催の会議あるいは地元説明会など気をつけてはいるんですが、ついついはやりのカタカナ言葉や専門用語を使ってしまいがちで、後でまずかったなあと反省することがございます。特に市報にしましても、市のホームページにしましても市からの一方通行の情報提供でございますので、一般的にわかりやすい表現をすることの大事さを心がけ、読む方の立場に立った、よりわかりやすい市報づくりに努めていこうと考えております。

広報の市民参加でございますが、市民参加の広報誌づくりをすべく平成17年度より市民編集員を募集いたしております。平成17年度は2の方が応募され、市報づくりに御協力いただきました。平成18年度におきましても募集をいたしておりますが、これまで応募された方はございません。これは市報の4月号でお知らせいたしますが、引き続き平成19年度も市民編集員を募集いたします。開かれた市政、透明な行政を推進していくために積極的に情報提供していくこと、これが私どもの務めでございますし、また、埋もれた情報と申しますか、情報の発掘、これも大事なことだと考えておりますので、ぜひ市民の皆様にご応募いただきたいというふうに思っております。

○生活環境課長（三浦敬志） 川尻議員の高齢者対策の1つとしてのごみ問題について、お答えいたします。

戦後生まれのいわゆる団塊の世代が高齢者の仲間入りをする2015年には我が国の人口の約4分の1が高齢者となり、その後も超高齢化社会へ進むと言われております。既に垂水市においては、先ほど保健福祉課長が数字を申されましたが、33%ということだそうです。これを聞きますと、もう既に垂水市においては高齢化社会が進

んでおると、この高齢者の皆さんへのきめ細かな生活支援策が必要となっているところでございます。その1つとしてのごみ問題であります。高齢者の方々にとって細かなごみ分別、国道を横断してのごみステーションまでの持ち出し等、大変な御苦勞であろうと推察しております。これらのごみ問題を解決するための一文が、平成14年に作成いたしましたこの冊子でございますが、「垂水市ごみ分別ガイドブック」に掲載されておりましたので、水俣市の一例としてありますが、引用してみます。

水俣市は、資源ごみを出すまでは住民の責任として一貫して地域のことは地域内で解決してもらうという姿勢をとっています。高齢者や障害者、都合で時間内に出せない世帯のごみは地域内の話し合い、隣近所に頼んだり、お互い助け合っています。共同作業が希薄になりがちな近所つき合いの活性化がこれによって生まれたそうです。水俣病によって崩壊したコミュニティの再生にもつながりました。これらは垂水市にも言えることで、高齢者を地域社会で支え合うための1つの具体策ではないかと考えております。また、これらの問題点あるあると思えますが、今後の検討課題とさせていただきますと思えます。

○保健福祉課長（村山満寛） 高齢化社会の問題の中の孤独死についてでございますが、今、高齢者で介護予防が必要な方につきましては、介護予防係の看護師が訪問するため虐待なども含めて対応しているところでございます。また、配食サービスや電話での安否確認、地域の見守り役である民生委員等を活用し、それから振興会長へ依頼する場合もでございます。その他のひとり暮らしの世帯については、地域住民の協力態勢が重要であるというふうに思っております。

そこで、虐待につきましては、給食の配食をするときに声かけをしております関係から、昨年は3件ほどが施錠をされているという報告を

受けまして家族への連絡をしたところでございます。これは孤独死ではございません。孤独死につきましては、垂水派出所に問い合わせた結果、検死件数は30件ほどあるということでございましたが、孤独死であるかという数値はいただいていないというような、結局数値はもらっておりません。

それから、もう1件の民間や市民等の一体のどうのという問題点でございますが、医療費や介護給付費の増加は、平成24年3月までに行われる介護型療養病床の廃止、それに療養病床の削減は地方自治体にとって大変深刻な問題で、地域における受け皿づくりを早急に行う必要があるというふうに考えております。本市においては高齢化率が高いのはもちろんのこと、後期高齢者や高齢者単身世帯が多くなっており、加齢に伴い認知症や介護を必要とする方が多くなっております。また、社会から孤立していく方も見られ、閉じこもりやうつなども多くなり、ひいては介護により高齢者虐待等が大きな問題となってきております。医療機能の分化・連携、介護予防の推進、生活習慣病、がん対策の推進、高齢者の自立支援のための地域づくりを実践し、普及拡大することが最終的には医療費や介護給付費の伸びを抑制することにつながるものと思っております。

そこで、本市はただいまの対応策といたしまして、平成19年度県が県内10カ所に指定する地域ケア体制整備モデル事業を活用し、本市における地域ケア体制を市民の皆様、関係機関を交えながら整備していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川尻達志議員 ありがとうございます。特に総務課長が素直な答弁だったと思えます。ぜひ、そういう気持ちで取り組みをしていただきたいということでございます。本来ならばここで市長に聞くわけですけれども、今議会が助役

という名称は最後になるんじゃないだろうかということで水迫助役にお伺いをするわけですが、この広報のあり方について、役所内そしてまた市内の有識者というんですか、こういう人たちをお集まりをいただいて、そういった会合を持って具体的に進んでいただきたいというふうに私は思っております。そうしないと、このままで終わりますと、聞きおきましたということになりそうですので、ぜひ、今後そういう組織をつくってやっていく気持ちがあるのかどうか。多分副市長になられてからだと思うので、現在よりも権限もあるそうでございます。ぜひ、そこいらについての見解をお伺いをしておきたいと思っております。

それから、お年寄りの問題ですけれども、ちょっと気になることがありました。地域社会でということがありましたけれども、地域社会がもう崩壊しつつあるんですよ。本当にお年寄りだけで若者がいなくて、そういうおざなりの言葉を使っちゃいけないと思います。ですから、私は今回こうやってお願いをしているんです。私の集落でも80代の独居老人が6名ぐらいいらっしゃいます。その人たちは本当に地域社会で集落として見ていけるのか。災害のときにも私たちは動かなきゃいけない。ぜひ、このことについてはもう1回原点に立ち返っていただきたいと思っております。

保健福祉課長のところだけじゃなく、垂水にはいらっしゃいませんけれども、社教の会長さんがいらっしゃればよかったんですが、社教、それからコスモス苑、それからいろんなそういうお年寄りを見てくださっている場所があります。ここいらとやはり早急にそういう話し合いを持って、お年寄りがどういう状況にある、現状にあるということをしっかり把握をしていたいただきたいんですよ。その上でそういった対応を考えていただきたい、これが地域社会に頼ってやる、もうそういう時代じゃないような気がし

ます。先ほど申し上げましたけれども、1回しかない人生、たそがれどきに人間として尊厳を持って生きられるかどうか。ぜひ、ここいらについても市長の見解をお伺いをしたいと思っております。私の思いはそういった問題点を共有し合った上で、行政でできるところはもう頼るんじゃなく行政がやるんだという気構えもほしいなというふうに思います。

以上で、3回目を終わります。

○助役（水迫恒美） 3回目の広報のあり方で、広報の充実・発展を図るためにそういった関係の組織をつくったらどうかと、非常に貴重な意見をいただきました。今後検討してまいりたいと思っております。

今、それとあわせて市長の方から特に指示を受けておりますのが、19年度から地域担当職員制度の制定をするようにという指示を受けているところでございます。これはどういったことか申しますと、地域における担当職員を配置しまして、その職員が市民に正しい情報を提供し、そして十分説明すると。あわせて、納得していただけるようなそういったものにつなげていきたいと。あわせて、地域に入ることによって地域のそういった課題と申しますか、そういったことも協議していけるのじゃないかと、そのことによって地域づくりを市民とともに考えていくと、そのことが市政と市民の、市と市民の協働のまちづくり、そういったものにつながるものと思っている、そういったことで市長から特に指示を受けているところでございます。これは何せ職員の協力が必要でございますが、やはり市役所は市民への最大のサービス機関とそういう受けとめ方で、そういった意味合いで市長の方から指示を受けて、今それに整理をして新年度から早速取り組みたいと思っているところでございます。そういったことで、こういう市政のありようを市民の方に十分わかっている努力をしてまいりたいと思っているところで

ございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 川尻議員の質問で高齢者の問題、確かに頭の痛い問題でございます。高齢化率がうちは十数年先取りをしておる現状から考えますと、早急にいろんな対応をしなければならぬことはもう事実でございます。ただ、一方におきましては、今議員が言われました地域社会にすべて任せるんじゃないと言われました。このことには私はちょっと考え方を別にしておりまして、地域社会ほどその人たち、本当に弱者の状況が非常にわかるという面がございます。ですから、災害1つとっても避難にとりましても、高齢化が進んでおりますから、ある日突然災害弱者になる、それが市役所に情報として入るにはある一定の期間がかかります。ですから、地域社会で共助ですね、自助共助の中の共助、これで支えていく社会というのは今後非常に求められるところだろうというふうに思っておるわけです。市役所に言えば、すべてが解決した時代もありました。そういう時代はなかなか昨今の財政状況初め本当には市にはどんどん分権の中で仕事もふえてくる中で、全体を本当に小まめにフォローできるかというとなかなかできにくいと。それには、それじゃあ支えの1つとして地域の皆さんも一緒に支えていただくんだと、そして役所も果たすべき役割を果たしていかなければいけない、そういう社会であろうかと、今後はそういう社会を進めていかなければいけないというふうに思っておるわけです。特にもう1つですね、これは日本全体が高齢化の中で進んでいくわけでございます。それでまた本当に経済性を重要視しながら、日本の経済がどんどん伸びてきた、物的には本当に物は足りたけど心が貧しくなったという面がございます。これは日本人の特性の1つであろうと思うんですが、このことを取り戻すには、やはり地域社会、そこか

ら取り戻していかないと、東京発で解決できる問題じゃないというふうに思っておるわけです。

ですから、そういう意味でも役所もまた今までと違った努力をしなければいけません、地域社会が、皆さんが、皆さん一緒に支えていただくというこのことは重要であるということも御認識をいただきたい。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後3時から再開をいたします。

午後2時43分休憩

午後3時00分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番新原満大議員の質疑を許可します。

[新原満大議員登壇]

○新原満大議員 皆さん、こんにちは。

残すところ、あと2名になりました。先ほどの川尻議員の広報のあり方についてというのものです。すばらしい質問でありまして、助役の方から職員を使ってどうのこうのという話がありましたが、やはり職員の方もそうなんですが、OBの方のやはり協力も得ながらやっていければ、また、いい広報のあり方が模索できるのではないのかなというふうに思っております。また市長におかれましては、答弁を聞いておりますと、自信に満ちあふれた御答弁になっているかのように思われます。そういうようなことで、その自信で私の一般質問にもお答えいただければ幸いに思いますが、私の質問には市長の答弁はございませんので、あしからず。

それでは、一般質問の方に入ってまいります。私が提示したのが5つございます。

それでは、端的に質問してまいりますので、簡潔なる御答弁をお願い申し上げます。

第1点目、公共施設の使用料全額免除の見直しについてということで、現在関係課長の方で

話がこの前ありましたが、今後どのようにこの見直しを行っていかれるのか。また、どういうところにどのような減免を考慮おられるのか。本当にこれは学校の子供たちの育成、それからお年寄りの方の健康管理という意味からでも考えていかなければならない減免ですので、どのように考えておられるのかということで質問申し上げます。

2番目なんですけど、体験型土曜スクールの導入ということで、土曜日の休みについて子供たちが時間をもてあましていう部分もございまして、今後どのようにこれを考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

それから3番目なんですけど、スクールカウンセラーについてということで、今現在中学校の方でスクールカウンセラーを行っておられますが、この問題について、やはり定年化ということで小学校への配備等についてぜひお考えを聞かせていただきたい。いろんな学校のいじめ、私も12月に一般質問でいじめ問題を取り上げましたけど、やはり中学校のスクールカウンセラーも大事なんですけど、やはり小学校のスクールカウンセラーというのも今後ぜひ考えていかなければいけない問題だと私は思っていて、これについて質問申し上げます。

4番目なんですけど、子ども読書月一冊計画について現在の状況ということで出しましたが、各学校に読書における取り組みの格差があるように思われます。すごくいい学校では、本当に子供たちが月に5冊、10冊読んでおられる。また学校においては、なかなかその読書が計画を立てながらやっておられるんですけど、なかなか難しい部分も出てきている部分がありますので、そこの学校間の話し合いとかそういう部分においてもどのように考えておられるのかということで質問をいたします。

最後、5番目なんですけど、垂水小学校という形で私は出しましたが、各小・中学校におい

てもこの問題は当てはまるというふうに私は思っております。校舎の剥離の問題について、やはり考えていかなければならない。学校の老朽化が進んでいる、この現在です。子供たちにけがをさせるわけにはいかないということでこれを一応出しましたので、それについての御見解をお願い申し上げます。

以上です。

○社会教育課長（今井文弘） それでは、新原議員の御質問にお答えいたします。

公共施設使用料金の全額見直しにということですが、社会体育施設の使用料金全額免除の御質問だろうと思って、お答えをいたします。

今回使用料金全額免除の見直しにつきましては、平成16年10月に策定されました新行政改革大綱の中で健全な財政運営を図るために、収入の確保や受益者負担の適正化、経費削減が盛り込まれていること、また、行政改革推進委員会の中でも体育施設の使用料の確保について検討するよう意見をいただいているところでもありますことから、実施しようとするものであります。

また、見直しを行うに於ける大きな要因としては3つほどあります。1つ目は、メイン施設であります体育館、野球場、陸上競技場、築25年を過ぎて浄化槽施設、空調施設など見えない部分を含め施設の修繕料などの維持管理費の増加が見込まれること。2つ目は、個人または個人グループと市の体育協会や社会体育関係団体との負担の不平等が生じていること。3つ目は、平成20年度指定管理者制度の導入に向けた取り組みであるということでもあります。これまで社会教育課では見直しを行うに当たり、利用者の方々への説明会、利用者の方々への懇談会を開催したり、また、各体育連盟へのアンケートも実施しまして御意見を伺ったところでございます。その結果、8割の方々から理解が得られ、「見直しすべき」、「見直しやむを得ない」という回答をいただいたところであります。

そこで、今回考えております見直しであります。これまで小・中学校など児童生徒や幼稚園などの団体、市体育協会加盟団体等については、通常の練習の場合も優遇され全額減免されておりましたことからその規定部分を見直して、個人または個人グループの方々が負担してきた使用料との不公平感をなくしたいというものであります。また実施するに当たりまして、小・中学校、高等学校が授業や部活動などで使用する場合や福祉団体・高齢者等の使用する場合などの使用料については、規則の中で「教育委員会が必要であると認めた場合」という条項を定め、その中で減額または免除していきたいと考えているところであります。なお、実施につきましては平成19年4月1日から予定しているところであります。

次に、体験型土曜スクールの導入についてお答えいたします。

現在本名称事業としての実施はありませんが、平成18年度社会教育課では、体験型学習としまして旧大野小・中学校跡地を利用しましたキャンプ体験事業並びに農業ふれあい体験事業、また、錦江湾を舞台に大隅青少年自然の家と鹿児島水産学部との連携によりまして錦江湾子ども環境調査隊という環境学習体験事業を実施したところでございます。

旧大野小・中学校跡地を利用しましたキャンプ体験学習では、4つの事業に市内の小・中学生延べ270人が参加をいただきました。参加した子供たちは、キャンプファイヤーや沢登り体験、それと大野地区夏祭りに参加など、地区の自然や地域の方々との触れ合いを通して、仲間と協力し、困難を乗り越える強い心や郷土の自然に触れ郷土を愛する心をはぐくむことができたものと理解しております。農業ふれあい体験事業では15家族46名が参加して、大根やニンジン、サツマイモなどを栽培し、親と子が触れ合い、食の大切さを認識してもらうとともに、収穫まで

の苦労や喜びを感じることで心豊かな成長に役立ったのではないかと考えております。また、大野地区ふれあいスポーツ大会に40人が参加し、競技をしていただき、花を添えていただいたところでございます。さらに錦江湾子ども環境調査隊事業では、市内の小・中学生9名に加えまして鹿屋市、鹿児島市から13名の参加者があり、錦江湾の深海魚やエビ・カニの観察を初め、とんとこ網漁の体験などを通して身近にある錦江湾の魅力を再認識してもらうと同時に、限りある貴重な資源を守りはぐくむ心が育ったのではないかと思います。また、学校教育課でも教育委員会全体で推奨しております理科大好きな子を育てる事業の一環として、市内の小・中学生を対象にチョウ探し、宝の石探しなどの子ども科学探検団や、水ロケットをつくって遊ぼう、移動宇宙教室などの親子科学教室も実施しており、親子合わせて延べ412名の参加があり、休日での充実した科学の体験学習を行っております。

ただいま申し述べましたとおりに、平成18年度につきましてはさまざまな体験学習を土曜日・日曜日を利用して実施してまいりました。今後は、予定されております大野E S D自然学校設立に合わせて一部を除き委託することと考えておりますが、従来の教育的配慮を考慮しながら自然学校との連携を十分に図り、自然に触れ合う機会の少なくなった子供たちに体験を通して自然を理解し、自然と自分とのかかわりを知ることにより心豊かな子供に育てるべく取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（押川和成） 3番目のスクールカウンセラーについて、お答えいたします。

県の事業でありますスクールカウンセラー配置事業は、御指摘のとおり、中学校を対象として配置活用することが原則となっております。しかし、小学校からの活用の希望があれば本市の中学校に配分された年間の配置日数の範囲内

で小学校での活用が可能となっております。昨年度までに小学校で活用された事例はございません。また、スクールカウンセラーの活用としましては、7月に小学校も含めた教職員及び保護者を対象とした子ども理解のためのカウンセリング講習会というのを毎年開催しております、教職員のカウンセリング能力の向上を図るための研修を行っております。さらに、小学校を対象とした県のカウンセリング関係配置事業としましては子どもと親の相談員配置事業というのがあり、本市ではこれまで平成16年度から17年度の2年間にわたり配置をしてまいりました。事業は2年間の期間限定事業でもありまして、平成18年度から19年度にかけては一度配置された自治体は希望できないことになっております。

次に、子ども読書月1冊計画についてでございますが、子供が生涯にわたる読書習慣を身につけるとともに真の読書力を身につけるために、各小・中学校では、まず校時表、学校の中の日程表でございますが、この中に10分から15分間の朝の読書の時間枠を設けて読書をさせております。また読書推進活動としましては、担任が読み聞かせや本の紹介をしたり、子供が読書案内をつくったり、感想文の紹介をするなど、本に親しむ活動を行っております。また、推薦図書を設定したり、読書週間や読書月間等を設けたりして1冊でも多くの本を読むように工夫しながら働きかけをしております。読書目標でございますが、各学校では、学校図書館の年間貸し出し冊数として小学校で1人平均約60冊、中学校で約25冊の目標を掲げて取り組んでおります。御指摘のとおり、若干の各学校での読書冊数の格差はございますが、本市では4つの目指す子供像の中に読書好きな子供を育てるということを掲げて、各学校にさらにこのことを取り組んでいくよう指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

○教委総務課長（島兒典生） 学校の校舎壁の

剥離についてでございますが、御指摘のとおり校舎も今老朽化しております。壁のモルタル剥離については、安全確保の上からも危険と思われるところは今後とも随時検査し、撤去していきたいと考えております。

○新原満大議員 それでは2回目の質問ということなんですけど、公共料の全額免除とかそういうのがありますけど、受益者負担というのは私もわかっております。そういう意味からでも話をされておられると思いますけど、やはり子供の育成、それからお年寄りの余暇、そういう部分での施設利用の部分において今後詰めていかなければならない部分もあると思うんです。社会教育課長の方にも話はしましたが、余りにも唐突な話で、9月ぐらいからこういうような形で話があればいろんな部分においての問題解決ができたのではないかなというふうに思ったりもしておったんですけど、アンケートをとられたということはすごくいいことだったなというふうに思っております。そういう部分からでもですね、やはりアンケートの中でもあったと思いますが、受益者負担というのももう皆さんわかっておられると思います。そういう意味からでも、どこまでの減免をどういう部分においてされるのか。また、私が携わっているのがゲートボール協会があるんですが、それについて、それからテニスの部分とかいろんな部分であるんですが、具体的にそういうような話があるのであればこの部分でちょっと出していただければありがたいなというふうに思っております。

それから2番目の体験型スクールの導入についてということで、今、そういう名称じゃなくて、いろんな部分で体験の大野小・中学校の跡地を利用してすばらしい事業をされておられます。私がそれに望むことというのは、やはり先ほどの川尻議員の話ではないですけど、いろんな部分で学校に広報を流して、そして参加者を

ふやしていただきたい、そして多くの子供たちにそういう体験をさせていただきたいと、そういうことで、やはりそういう部分でも広報というのは大事じゃないかなというふうに思っております。そういう部分において、今後どのような形で子供たちに、父兄の方々にいろんな体験についての公募を考えておられるのか。そして、やはり参加者の増というのも考えていかなければならない。確かにすごく多い人数のところも事業についてはありますけど、そういう部分でも周知徹底じゃないですけど、より多くの方に体験をしていただくためにどのように今後考えておられるのか。

それからスクールカウンセラーについてということで、今、学校教育課長の方からも話があったんですが、やはりいじめの部分においても、いろんなそういう部分においても低年齢化が進んできているんですね、事件においてもですね。だから、この前も私が12月議会で話をしましたが、いじめの問題について今、課長がこの前言われましたように、早期発見、早期治療、それを見つけるのがいい教員であると。教員の方々の質の向上の部分においても、今、夏休みにおいてそういう形で話をされるとするのは、だから、私から言わせれば1回だと思うんですね、回数はね。やはりその回数を今後やはりふやしていかなければならない部分もあるだろうし、また、小学校におけるスクールカウンセラーの与えられた日数というのがありますが、カウンセラー。だから、私がこの前も言いましたけど、12月にもですね、そのスクールカウンセラーをフルに活用していただきたいなど。そして小学校の方にも割合的にふやしていただいて、早期発見。だから、小学校でもう早期発見、早期治療をすれば、中学校においてはそういうのがなくなるんじゃないだろうかという考え方もあるわけですよ。そういう意味からも、中学校に重きを置くのか、小学校に今後重きを置いて

いくのかという見解にもなってくるというふうには私は考えているんですけど、そういう部分において県の方はどのように考えているのか。また課長として、そのカウンセラーの日にち、小学校への目の向け方、やり方のその配置を今後考えていただけないのかどうかということなんですけど、そこまでちょっと考えておられたら言っていただきたいと思います。

子ども読書については、各学校いろんなのがあると思います。先生方も頑張っておられます。先ほど課長の方からも話がありましたが、先生が本を読んで、その本の感想を子供たちに教える。これは、こうこうこういう本でした。すごくいい本ですよ、皆さん読んでみてください。こういうやられている教員の方々がおられます。すごく素晴らしいなというふうに私は思いました。だから、やはりそういう学校の先生方も新しい本が来たら、興味がある本があったらそれを見て、子供たちに読書の紹介をどんどん進めていただきたいなというふうには私は考えております。それが教育の一環であるというふうには私は思っておりますので。そういう意味からも、いい先生がおられるわけですから、そういう先生を見習って、ほかの先生方もやはり読書に目を向けていただきたいなというふうには思っております。そういう奨励をやはり先生方が集まった中で、やはりこういう先生方もおられますよということで紹介してあげるのも1つの先生方の教育に対してのレベルアップにつながるんじゃないかなというふうには思っておりますので、そういう例なんかもどしどし紹介して挙げてください。これは、要望です。挙げてください。

学校の校舎の剥離の問題についてなんですけど、やはりこれは危険、子供たちに危険が伴う部分がありますので、漠然的に今課長の方が言われましたけど、年次的にやはり各学校を回って、まずそういうところはないのか、やはり聞

いてみてください。垂水の小・中学校を回って
ですね、校長先生でもいいですから、回って「危
険な箇所はありませんか」とか、そして「音が
悪いところはありませんか」という形で回って
いただきたいなど。それからの話じゃないかな
と。下の方は別にいいですけど、上の方はやは
り、できたらもう下の方までそういう検査をさ
れてありますという形でしていただきたいとい
うふうに思っておりますが、課長みずから出向
いてそういう形でされるのかどうか、そういう
ところで話を聞きたいなどというふうに思ってい
ます。

以上です。

○社会教育課長（今井文弘） それでは、新原
議員の2回目の御質問にお答えいたします。

先ほども言いましたとおり、この公共社会
体育施設の使用料の見直しの件につきましては、
利用者の懇談会を開きましていろいろ、なぜ使
用料を改正しなければ、ここで見直しをしなけ
ればならないかということについても十分説明
をして御意見を伺っております。

議員からありましたとおり、いろいろゲート
ボール競技会あるいはスポーツ少年団、そうい
うところからもいろんなまずそこでの御意見は
ありました。私どもとしましてもそういうこと
はいただいた上で、こうこういうことですから
見直しが必要ですよということもある程度理解を
いただいたところであります。そしてまた、先
ほど言いましたアンケート調査も実施して、先
ほども言いましたが、8割方そういうのもやむ
を得ないというようなこともいただいております。

そこで、今、議員が言われた、やはり子供の
問題、高齢者の問題、そういう人たちには配慮
した形で行っていかねばならないんじゃないか
なというふうにも考えております。

そこで、先ほども言いましたが、教育委員会
が必要と認めるというところで、少しそういう

ところは配慮していかねばならないというふ
うに考えております。ちょっと考えておりま
すのが、市内小・中・高等学校の体育授業、駅伝・
体育祭等の体育行事の練習、市内幼稚園・保育
園・福祉施設及び福祉団体が主催する遠足や球
技大会、運動会のほか、垂水中学校のテニス部
の平日利用、交通安全教室や消防団の規律訓練
など、そういうような公の行事、そういうもの
については全額減免を行いたい。また、現在定
期的に運動を行っておりますところの団体の負
担を考えまして、市内小・中・高等学校の部活
動、市登録のスポーツ少年団の練習や、おおむ
ね65歳以上で事前登録したグループのスポーツレ
クリエーション活動、高齢者学級活動、市内幼
稚園・保育園・福祉施設及び福祉団体が主催す
るレクリエーション活動、運動会練習についま
しては、半額免除を検討しているところでござ
います。

ゲートボール協会についてはいろいろ御意見
が上がっておりますが、今申し上げましたとお
り、高齢者の方々のスポーツ活動ということで、
それは今申し上げました、この中での半額免除
というところになってくるんじゃないかな。た
だし、大会とか講演、そういう依頼があった
場合はこれはもう別だと、またとらえ方が違
ってきますけど、練習というようなときにはそ
ういう形で対応させていただきたいというふう
に考えております。

次に体験型土曜スクール、体験型の学習につ
きましてですけども、これは言われるとお
りに、今、体験型の学習というのが子供には本当
の重要性というのがいろいろ言われてお
りましても、そういう中で垂水市においては、先
ほども申し上げましたとおり、ほかの市よりも
恐らくたくさん土曜・日曜を使ったこういう
学習はやっているものと思っております。今後
もそうしていかねばならないというふう
にも思っておりますが、公募のやり方、応募の仕

方ということでしたけれども、やはりこれまでどおり学校を通じて家庭に、できたらまた親子で参加する体験学習ですね、そういうような形で多くの方々が参加ができる、子供が参加できるようにふうに努めてまいりたいというふうに考えております。

○学校教育課長（押川和成） それでは、スクールカウンセラーの2回目の質問についてお答えいたします。

教職員の質の向上ということからも、各学校では職員研修の中でこのスクールカウンセラー的な生徒指導の問題の研修をするということがございます。本市に配置されておりますスクールカウンセラーを小学校の職員研修に講師として招いて職員研修を積んでいるという例も本年度もやっております。それから、県の方の考え方はもう先ほど申し上げたとおりでございますが、中学校を原則とするけれども、小学校にも出向いて指導することができるということになっておりますので、また、各小学校の希望を聞きまして配置できるようにしたいと思っております。

以上でございます。

○教委総務課長（島兒典生） 先ほどの件ですが、先ほど申しましたように校舎も非常に老朽化しております。各学校、モルタルの剥離とか、揚裏のモルタルの剥離なんかございます。今、職員の方からは逐次連絡を受けておるんですが、すべてを把握するほどまでは行っておりませんが、今後土木課の職員の協力を得ながらそういう検査をして危ないところは早急に撤去するというような方向に進めたいと考えております。

○新原満大議員 はい、ありがとうございます。終わります。

○議長（篠原静則） 次に、3番木佐貫泰英議員の質疑を許可します。

[木佐貫泰英議員登壇]

○木佐貫泰英議員 任期最終議会で、いよいよ

最後の質問者になりました。

まず、水迫市長の再選、心からお祝い申し上げます。

1期4年間は国が進める三位一体改革に翻弄され、うちにあっては、ごみ問題、合併問題、さらには2年続きの自然災害と、本当に心休まる日はなく、苦労の連続だったと思います。しかし、さきの選挙で見事再選され、24年ぶり2期連続市長誕生があり、これからが本領発揮の市政運営になろうと大いに期待いたしております。

それでは、発言の許しを得ましたので、ただいまから質問に入らせていただきます。

まず、今回出されております19年度から21年度までの計画の中で社会教育課の中で使用料の減免の規定の見直しが出されており、先ほど新原議員の質問にもあり、体育施設等の使用料減免については説明いただきました。そして理解いたしたところでございますが、社会教育課所管のほかの施設についてはどうなのか、改めて伺いたします。

そして、次に、省エネ対策についてお尋ねします。

地球温暖化の問題は新聞・テレビでにぎやかに報道され、3月2日の「南日本新聞」に「暖冬日本」と大きな見出しで一面に出ていましたが、その中のズーム欄に「地球温暖化と冬の気温」とあり、気象庁の調べたところでは、世界の1月の平均気温が過去100年で0.73度、日本は1.02度上昇しており、日本の温暖化のペースは速い。それから、2005年にまとめた「異常気象レポート」によれば、100年後、本州で2.4度以上、北極海・オホーツク海側で4度以上上昇すると予測しています。また、南極では新種の生物が多く発見され、棚氷が解けて海面が広がっているという、このような温暖化防止対策として二酸化炭素削減など世界規模で取り組まれており、省エネ対策としてまた太陽光発電や風力発電などあちこちにつくられ、一般家庭でも最近

太陽光発電設備をつけているところが見られるようになりました。本市でも庁舎内では冷暖房の温度設定や昼食時の消灯など省エネ対策はある程度とられておりますが、この問題に対してほかにどのような取り組みがなされているのか、現在の取り組み状況について伺います。

次に、交通網の整備について伺います。

これも3月2日の「南日本新聞」、それから3月7日の「朝日新聞」にお隣の曾於市の交通弱者の足を守る目的として、思いやりタクシーの運用を始めたとありました。本市においても路線バスも通わない地域が点在しており、同じ市民でありながら同じ恩恵を受けられない方々に、市長が進めておられる住んでよかったと思える町づくりの一環としてデマンド交通システムの導入はできないものか。デマンド交通システムとは、皆さんもよく御承知のことだと思います。タクシーや自治体の小型乗り合い自動車などを利用して、その利用者を自宅から目的地まで送迎するという交通システムであり、バスのような低料金でタクシーのように小口から小口までの送迎サービスを受けられる便利さを持つものであり、また利用者にとっては、特に高齢者や移動手段のない方々にはだれにも気兼ねなく、いつでも外出できる利点があり、自治体にとっては乗客の少ない路線バスを運行するむだな経費が削減でき、交通空白地域が解消でき、車を運転しない住民の活動範囲が広がり、地域の活性化につながるのではないかと思います、いかがでしょうか。

お尋ねして、1回目の質問を終わります。

○社会教育課長（今井文弘） それでは、木佐貫議員の1回目の質問にお答えいたします。

社会教育課所管の施設の使用料の見直しについてということで、先ほど社会体育施設の使用料につきましては新原議員に御説明申し上げましたとおりでございますので割愛させていただきます、他の施設ということで、市民館及び

地区公民館、文化会館の使用料の見直しですが、減免規定の中で7割減免となっております、市がかつて主催した市民講座や公民館講座で、現在は自主講座となっているものについては、本年4月より減免措置を廃止しようとするものであります。その理由としましては、これまで市が主催した市民講座、公民館講座の方々自主講座に移行して利用される場合、使用料の7割減免を指摘しております。ところが、市が主催しなかった講座の方々につきましては定額の使用料をいただいているのが実情であります。したがって、早急に利用者の方々の公平性を保つ必要があるということから、さらに垂水市行財政改革の趣旨に沿って財源確保の観点から見直すこととしております。文化会館の使用料の見直しについても同様でございます。

以上でございます。

○生活環境課長（三浦敬志） それでは、木佐貫議員のお尋ねにお答えいたします。

市役所を一事業所としてとらえるならば庁舎内の省エネルギーへの取り組みについてのお答えは総務課からの方が適切かとも思いますが、省エネルギー対策を大きく環境問題としてとらえ、生活環境課からお答えいたします。

市役所内での省エネルギー対策であります。まず1点目は、冷暖房機器の適正な使用であります。6月から9月までの冷房時の室温設定を28度に、12月から3月までの暖房時の室温設定は19度をめどに適切な調整に努めております。これに伴い執務時の適切な服装、いわゆるクールビズ、ウォームビズを一定の節度を持って対応しております。

次に、照明器具の合理的な使用であります。昼休みに業務上必要な箇所を除き消灯を実施し、通常の照明も業務上必要最小限の範囲で点灯するようにしております。パソコンの省電力使用にも心がけております。

次に、昨年7月から毎週水曜日を一斉定時

退庁日、いわゆるノー残業デーとして職員が定時に退庁することによる省エネを実施しております。省エネ対策が叫ばれる以前は即廃棄、リサイクルに回していた使用済みまたは書き損じた用紙の裏面の再使用、封筒の再使用も行っております。

最後に、新年度から新たに市報に環境問題に関するスペースを設けました。この欄で省エネ対策も取り上げ、市民への啓発を行いたいと考えております。また、既に市のホームページには省エネ問題を取り上げ掲載しております。

以上でございます。

○企画課長（迫田裕司） 交通網整備についての御質問にお答えいたします。

本市におきましても路線バスやコミュニティバスなどの運行がない交通空白地域があると認識しており、これらの地域の交通の便を解消するのは本市の交通政策の大きな課題であると思っておりますので、議員のおっしゃるようなデマンド交通の運行もとても有効であると思っております。

昨年9月議会の一般質問でもお答えしましたが、現在9月から国費を活用して長期にわたって安定的な運行ができる公共交通体系の確立を図ることを目的に、総合的な交通体系の調査研究に取り組んでおります。具体的には、事前予約型の乗り合いタクシーの導入、スクールバスの活用、福祉施設・一般事業所などが保有する車両の活用、地域における交通手段として導入可能と考えられる方法を包括的に検討しようとするものです。現在はまだこの事業は完了していませんが、その一部を御説明させていただきます。現在本市の交通体系の見直し案として出されておりますが、事前予約型乗り合いタクシーの導入、過疎地有償運送の導入、スクールバス運行方法の見直しなどでございます。

事前予約型乗り合いタクシーの導入につきましては、現在大野地区と水之上地区を運行して

いるコミュニティバスにかわるものとして活用してみてもどうかという案で、事前に電話などにより乗車申し込みのあった方の家を順次回りながら、それぞれの目的地でおろすというものです。また、路線を定めずに運行することで中央地区の一部や新城地区の一部などに運行の範囲を広げることができるようになります。現在のコミュニティバスの利用につきましては、利用者はあるものの利用人数が少なく、運行経費が高くなっている状況であります。事前予約制にすることで予約がない場合は運行しない、また路線を定めずに運行にすることで利用のない場所には運行しないなど効率的な運行が可能となり、財政的にも負担が軽くなり、広範囲な利用が可能となります。

次に、過疎地有償運送の導入につきましては牛根地区に活用してみてもどうかという案で、過疎地有償運送とは、NPOなどの法人格を持った団体が料金をもってボランティアの運転手で移送サービスを行うというものでございます。牛根地区には廃止代替バスが運行しておりますが、便数が少なく、また、国道から離れている地区の住民の方にとってはバス停までの距離が遠く、交通の便が非常に悪い状態です。また、タクシー事業者の営業所から遠く離れていることから乗り合いタクシーの運行も困難であると考えられるため、普通自動車を用いて運送を行う過疎地有償運送を導入し、高齢者の方々の交通手段の確保を図ろうというものでございます。地区内での移動ニーズに対応した交通手段の確保が図れる、運転手ボランティアを導入することで利用者の負担も少なく、市の負担も少ない交通手段の運行が可能となります。

次に、スクールバス運行方法の見直しにつきましては、現在大野地区の小・中学生が利用しているスクールバスを専用スクールバスと乗り合いタクシーを併用する形へと変更することにより、サービス水準を維持しながら運行効率の

改善を図ろうとするものです。具体的には、中学校の部活や行事の関係で夕方が2便必要となったときに、乗り合いタクシーを利用することにより運行経費をふやさずに夕方2便を確実に運行できる体制ができるようになるというものでございます。

以上、述べたものが交通体系の見直し案でございますが、これらの案につきまして昨年10月に設置いたしました垂水市交通政策協議会で検討中でございます。また、財政的に問題はないのか、運営する団体・業者があるのかといったことも検討し、今後実施に向けて協議していくこととしております。市といたしましては、協議会での協議結果を受けてからになると思っておりますが、事前予約型乗り合いタクシーの導入につきましては、早ければ19年度中に試行的に一部で運行できるように関係機関などと協議しながら検討していくこととしております。

以上でございます。

○木佐貫泰英議員 ありがとうございます。

それじゃ、2回目に入らせていただきます。

まず使用料免除については、利用者懇談会が開かれたというようなことではございますが、その利用者の声はどうだったのか。また教育委員会が必要と認める場合ということ、先ほどもありましたけれども、委員会が認める場合の減免措置が具体的に決まっておればお示しいただきたいと思っております。そしてまた市民館なり地区公民館の使用料の見直しについては、やはり生涯学習、公民館活動の推進の点から問題はないのか、お伺いしたいと思っております。

それから次に省エネ対策については、現在取り組みをされていることについては御理解いたしましたけれども、今後こういう取り組みをするにはやはり市民や事業者の協力がなければ地球温暖化対策の推進というのはいけませんと思っておりますが、省エネにどのような形で取り組んでいけるのか、再度お尋ねしたいと思っております。

そしてまた交通整備については、今、デマンド交通システムでなくて、いろいろ具体的に説明いただきましたけれども、交通弱者、車を運転しない、移動手段を持たない方々のことも十分検討していただいて、住んでよかったと思えるまちづくり、それから地域活性化のためにも19年度から一部試行できるよう検討ということでおっしゃいましたが、一日も早くそういった交通弱者への対応がなされますように、この件については一応もう要望で終わりたいと思っております。

以上で、2回目を終わります。

○社会教育課長（今井文弘） それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

利用者懇談会でのどういう意見があったのかということではございますが、見直しをするに当たりまして120近い利用団体の方々へ参加を呼びかけまして説明会あるいはアンケート調査を実施しておりますが、第1回目の利用者懇談会でのどのような意見が出たかといいますと、先ほどもちょっと申し上げましたが、ゲートボール協会初めスポーツ少年団の活動団体からはこれまでのような形で存続を望む、そういう声もありました。しかしながら、先ほど申し上げました内容で、例えば行財政改革の中でこういうことを見直していくんだと。まあ維持管理費の問題、それから使用料の不平等制、それから指定管理者制度の導入、そういう関係を皆さんに御説明を申し上げて、隣接の鹿屋市あるいは霧島市、そういうところ並の減免措置の方向で変更させていただきたいというようなことで説明をしたところであります。

それから、減免の見直しというか、社会教育課が認める、先ほどちょっと申し上げましたが、ちょっともう1回申し上げます。

市内の小・中・高等学校の体育授業、それから駅伝・体育祭等の体育行事練習、市内幼稚園・保育園・福祉施設及び福祉団体が主催する遠足や球技大会、運動会のほか、垂水中学校のテニ

ス部の平日利用、交通安全教室や消防団の規律訓練などの公の行事については、全額減免を考慮しております。それと、現在定期的に運動を行っている団体等の負担を考慮しまして、市内小・中・高等学校の部活動、市登録のスポーツ少年団の練習や、おおむね65歳以上で事前登録したグループのスポーツレクリエーション活動、高齢者学級活動、市内幼稚園・保育園・福祉施設・福祉団体が主催するレクリエーション活動、運動会練習につきましては、半額免除というところで考えているところでございます。

それと2番目の御質問ですが、市民館、地区公民館、こういうのについては生涯学習の点から問題点はないのかというようなことでございますが、市民館、地区公民館の使用料見直しにつきましては、生涯学習、公民館活動の推進の点からですけれども、今回は自主講座の方々のみが7割減免廃止の対象者であります。一部負担を強いられていることは確かに事実であります。しかし、現在垂水市の社会教育の拠点であります市民館や各地区公民館との老朽化と相まって、施設の維持管理及び修繕に係る出費も年々追ってふえているところであります。今後、皆さんの貴重な使用料を市民館や地区の公民館の修繕料に活用させていただくことによって社会教育の環境整備に努めていきたいというふうに考えておりますので、今回の見直しの不公平感をなくするという理由を御理解をいただきまして、今後も生涯学習や公民館活動に御協力を賜りたいと考えているところでございます。

以上です。

○生活環境課長（三浦敬志） 木佐貫議員の2回目の御質問、今後省エネ問題に対してどのように取り組んでいくのかについて、お答えいたします。

昨年度市では「省エネルギーのまち垂水市～小さなこと、できることから実践」を基本理念に掲げた垂水市地域省エネルギービジョンを

策定いたしました。このビジョンは、市民の方々にもごらんになれるようホームページに掲載いたしております。また、各家庭にはリーフレットを配付いたしました。このビジョンによりますと、市民・事業者・行政の省エネルギーを推進するための具体的な取り組み内容を記載しております。この垂水市地域省エネルギービジョンに沿って市民・事業者との連携を深め、省エネ対策に取り組んでまいります。また、小売業に包装材などの削減を義務づけられる改正容器包装リサイクル法がこの4月から施行されます。これを機に市民や事業者との買い物袋持参運動、いわゆるマイバック運動や、レジ袋、過剰包装などはもったいない運動をともに考え、推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○木佐貫英議員 ありがとうございます。

市民館、公民館の使用料等について不公平感をなくすというようなことでございますが、実際取り扱いになると、それぞれの地域でもまた難しい点も出てくるんじゃないかと思いますが、不公平をなくすということは当然なことではございますので、やむを得ないかなと思っております。今後の使用料の取り扱いについては、また十分それぞれの地区公民館も配慮していただいてスムーズに行くようによろしくお願ひしたいと思います。

そしてまた、先ほど体育施設等についてアンケート調査をしたというようなことでございましたけれども、その内容として主なものはどういったものがあつたのか、もう一度ここでお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、省エネの対策についてはいろいろな点についてそれぞれ考慮していただいておりますが、マイバック運動、これらもう既に大型店舗で、鹿児島でしたか、この前もう踏み切つたというようなことでやっていたようですが、垂水市内においてもマイバック運動の一

環として袋を持ってこられた方にはスタンプを押すとかいうような形でやっているところもあるようですので、一丸となって省エネ対策についても今後取り組んでいかなければならないなと思いますので、まず自分たちから省エネ対策を考えながらの日常ができるようによろしくお願ひしたいと思います。

以上で、3回目を終わります。

○社会教育課長（今井文弘） それでは、木佐貫議員の3回目の御質問にお答え申し上げます。

アンケート調査の結果の質問でございますが、かなりのアンケートが参ってボリュームがございますので、その他の一部を申し上げたいと思いますが、見直しに賛成をする御意見の中には「財政面が苦しいのは承知しているので、規定の見直しはやむを得ないと思う」、また、「日曜日に小・中学生がお小遣いの中から利用料金まで払ってまで卓球をしているのを見ると、大人たちが団体ということだけで全額免除は心苦しい」という御意見や「今まで全額免除をしてきたことが問題である」とか、「内ノ野グラウンドゴルフのグループは体力づくりにお金を払ってでも霧島市まで出かけています」などと、おおむね団体から徴収について見直しというのが必要であるというような意見もいただいております。

一方、見直しに反対する意見を申し上げますと、「社会人の活動に関しては仕方がないと思いますが、スポーツ少年団やそれに類する団体については従来どおりにしてほしい。子供たちの家庭状況については、すべてが裕福とは限らない」、また「市民講座や市民講座から自主講座でやっていますが、照明料はもちろん払いますが、もし使用料までの支払いとなると、人数の多い教室なら個人負担も少ないですが、少人数ですと負担も大きくなる」というような、それと「高齢者の健康づくりに免除をしてほしい」と、こういうような御意見をいただいております。

す。こういうような御意見を踏まえて、先ほど申し上げましたとおりに、教育委員会が必要と認めるところの減免規定を設けて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○木佐貫恭英議員 ありがとうございます。
○議長（篠原静則） 以上で、本定例会に通告のありました平成19年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を終わります。

お諮りします。

平成19年度各会計予算案を各所管常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。
よって、平成19年度各会計予算案は、各所管常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明9日から19日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、20日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これにて散会します。

午後3時59分散会

平成19年第1回定例会

会 議 録

第3日 平成19年3月20日

本会議第3号(3月20日)(火曜)

出席議員 19名

1番 堀添國尚
 2番 田平輝也
 3番 木佐貫泰英
 4番 尾脇雅弥
 5番 池之上誠
 6番 持留良一
 7番 池山節夫
 8番 新原満大
 9番 北方貞明
 10番 森正勝

11番 (欠員)
 12番 田畑純成
 13番 川尻達志
 14番 宮迫泰倫
 15番 児玉光明
 16番 葛迫猛勝
 17番 末野勝
 18番 篠原静則
 19番 徳留邦治
 20番 川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長 水迫順一
 助役 水迫恒美
 総務課長 宮地勇
 企画課長 迫田裕司
 財政課長 岩元明
 税務課長 梅木勇
 市民課長 太崎勤
 市民相談
 サービス課長 谷口敏徳
 保健福祉課長 村山満寛
 生活環境課長 三浦敬志
 農林課長 川崎豊志

水産課長 川畑信一
 商工観光課長 倉岡孝昌
 土木課長 川畑功章
 会計課長 安藤章徳
 水道課長 橋口正徳
 監査事務局長 出水政文
 消防長 大迫徳雄
 教育長 川井田稔
 教委総務課長 島児典生
 学校教育課長 押川和成
 社会教育課長 今井文弘

議会事務局出席者

事務局長 馬籠義人

書記 磯脇正道
 書記 松尾智信

平成19年3月20日午前10時開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第1号～議案第9号、議案第12号、議案第26号～議案第39号、陳情第21号、陳情第24号、陳情第26号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第1、議案第1号から日程第9、議案第9号まで及び日程第10、議案第12号並びに日程第11、議案第26号から日程第24、議案第39号までの議案24件、日程第25、陳情第21号、日程第26、陳情第24号及び日程第27、陳情第26号の陳情3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市国民保護対策本部及び垂水市危機対策本部条例 案

議案第2号 垂水市副市長定数条例 案

議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 案

議案第4号 垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 案

議案第5号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市特別会計条例の一部を改正

する条例 案

議案第12号 創垂館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 案

議案第26号 平成19年度垂水市一般会計予算 案

議案第27号 平成19年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案

議案第28号 平成19年度垂水市老人保健医療特別会計予算 案

議案第29号 平成19年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案

議案第30号 平成19年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案

議案第31号 平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計予算 案

議案第32号 平成19年度垂水市道の駅交流施設特別会計予算 案

議案第33号 平成19年度垂水市介護保険特別会計予算 案

議案第34号 平成19年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案

議案第35号 平成19年度垂水市病院事業会計予算 案

議案第36号 平成19年度垂水市と畜場特別会計予算 案

議案第37号 平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計予算 案

議案第38号 平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案

議案第39号 平成19年度垂水市水道事業会計予算 案

陳情第21号 公契約条例制定に向けての陳情について

陳情第24号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求めることについて

陳情第26号 医師・看護師不足対策に関することについて

○議長（篠原静則） ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に産業委員長、児玉光明議員。

[産業委員長児玉光明議員登壇]

○産業委員長（児玉光明） おはようございます。

去る2月27日及び3月8日の本会議において産業委員会付託となりました各案件について、3月12日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第4号垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成19年度垂水市一般会計予算案中の所管費目については、次の要望事項を付して原案のとおり可決されました。

要望事項を申し上げます。

一、補助金については十分審議をし、検討していただきたい。

次に、議案第30号平成19年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第31号平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計予算案及び議案第32号平成19年度垂水市道の駅交流施設特別会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、文教厚生委員長池山節夫議員。

[文教厚生委員長池山節夫議員登壇]

○文教厚生委員長（池山節夫） おはようございます。

去る2月27日及び3月8日の本会議において文教厚生委員会付託となりました各案件について、3月14日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第8号垂水市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案、議案第9号

垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案及び議案第12号創垂館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成19年度垂水市一般会計予算案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成19年度垂水市介護保険事業特別会計予算案、議案第34号平成19年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算案、議案第35号平成19年度垂水市病院事業会計予算案、議案第36号平成19年度垂水市と畜場特別会計予算案、議案第37号平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計予算案、議案第38号平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第39号平成19年度垂水市水道事業特別会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第26号医師・看護師不足対策に関することについて及び閉会中の継続審査になっております陳情第24号リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求めることについては、いずれも採択とし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務委員長森正勝議員。

[総務委員長森 正勝議員登壇]

○総務委員長（森 正勝） 皆さん、おはようございます。

去る2月27日及び3月8日の本会議において総務委員会付託となりました各案件について、3月15日委員会を開き審査しましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第1号垂水市国民保護対策本部及び垂水市危機対策本部条例案、議案第2号垂水市副市長定数条例案、議案第3号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案、議案第5号垂水市教育

委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第6号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第7号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成19年度垂水市一般会計予算案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成19年度垂水市国民健康保険特別会計予算案、議案第28号平成19年度垂水市老人保健医療特別会計予算案及び議案第29号平成19年度垂水市交通災害共済特別会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第21号公契約条例制定に向けての陳情については、採択とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 それでは、産業委員長及び文教厚生委員長にお伺いしたいと思います。

今回は予算説明書の中でも骨格予算で編成に当たったということで、その中心が骨格予算だということだったんですけれども。

もう1つの点で、市長は大きく3つの視点に立って市政運営を進めていきたいと。最初は、改革だと。「改革なくして発展なし」を基本に、大胆な財政改革を着実に実行し、健全な財政づくりに努めますと、そういう視点を持って今回骨格予算もつくられたというふうに受けとめていたんですけれども。

私は最初の本会議でもそのあたりで補助金の内容の問題、そしてその性格的な問題、そして手続的にも説明としたら継続だということでしたけれども、実際にはある意味で復活をされたということもあったというふうに私は受けとめているんですけれども。

そうやってきたときに、今回のそれぞれの委員会でのそういう視点に立ったときに、これらの問題をどうとらえたのか。

例えば、特に補助金の問題。先ほど産業委員長の方からは審議を徹底していただきたいと、そういう要望も出されていますけれども、そういう視点での、総括的に、産業委員会、それぞれ置かれた文教厚生委員会ではどういうふう、そういう視点を踏まえた上で内容として総括されたのか、もしくは議論になった点があったらぜひ紹介いただきながら、ぜひ納得いく回答を示していただきたいなというふうに思います。

○産業委員長（児玉光明） 今、大胆な財政改革をというような形の中でどのように考えるかというようなことでしたが、議員もいらっしゃいましたとおり、市長が所信表明の中で、今回は骨格予算であるとおっしゃいました、そして6月に肉づけをしていくというような形でお話されましたとおり、今回は各委員会、骨格予算であると、肉づけは6月にするというようなとらえ方をしていると思います。そしてまた、議員も傍聴に来られていて、産業委員会では、特に今回の大胆な財政改革におけるという審議は、話はございませんでした。

そしてまた、先ほど申しました補助金については十分審議をしたということは、今まで20%カットというような形の中で、財政改革をなされてきまして、ふれあいフェスタにおける補助金がついておりました。いろんな形の中で、今後補助金については、いろんな各団体においては十分審議をしていただいて、補助金をつけるところにはつけて、そして垂水の発展のために、そしてまた災害のないまちづくりのためにというような形でとらえております。

以上で終わります。

○文教厚生委員長（池山節夫） 文教厚生委員会の方でも同じように骨格予算ということで、財政的な改革という面では6月議会と産業委員

長もおっしゃいましたが、そういう面で特段の議論はなかったんですが、質問として、社協の方に補助金は前年並みなのかというような質問が出ましたが、これは同じようなことだということで、特段、今回の委員会に限って行財政改革とか、その財政的な面からの質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

日程第1、議案第1号から日程第9、議案第9号まで及び日程第10、議案第12号並びに日程第11、議案第26号から日程第24、議案第39号までの議案24件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり。議案1号については、異議があります」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 1号。

御異議がありますので、議案第1号を除き、各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除き、各議案は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第1号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方

は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第21号、陳情第24号及び陳情第26号の陳情3件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、陳情第21号、陳情第24号及び陳情第26号の陳情3件は、いずれも採択とすることに決定しました。

△議案第40号～議案第43号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第28、議案第40号から日程第31、議案第43号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第40号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第41号 平成18年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案

議案第42号 平成18年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第43号 平成18年度垂水市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○市長（水迫順一） おはようございます。

議案第40号垂水市教育委員会委員の任命について、御説明を申し上げます。

現在垂水市教育委員会委員であります川井田稔氏が平成19年3月31日で辞職をされますことから、新たに肥後昌幸氏を任命しようとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求

でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、8ページの歳入総括表と9ページからの歳入明細でお示ししてありますように、普通交付税1,150万7,000円、財政調整基金からの繰り入れを1,473万4,000円、市債を900万円それぞれ増額しまして、災害復旧に係る国庫支出金を126万9,000円減額して予算の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○水産課長（川畑信一） 議案第42号平成18年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第3号）案につきまして、御説明いたします。

今回の補正は、終末処理施設の機能調整控除を平成18年度の国庫補助事業としてできないか相談しておりましたところ、先日許可がおりましたので、このことに関係します予算の補正と不用額の整理をいたすものでございます。

既定の歳入歳出予算総額から歳入・歳出それぞれ197万円を減額し、予算総額を歳入・歳出それぞれ1億9,158万6,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

1款、1項、目の1の漁業集落環境整備事業費は減額補正でございますが、これの主なものには節の15工事請負費で、水道管及び污水管敷設工事等の工事費が確定しましたので、不用額を整理するものでございます。目の2の簡易水道事業費は、不用額の整理でございます。なお、終末処理場の機能調整控除は、地区の排水処理施設利用者につなぎ込みをしてもらい、排水の流入がないと機能調整を行うことができないため、工事費310万円を平成19年度へ繰り越しをして施行しなければなりませんので、4ページに繰越明許費のお願いをしております。

対応します歳入は、6ページ、7ページに示

してありますが、機能調整控除を繰越明許費としますと、県からの交付金が繰り越し工事の完成後でないと交付されず、平成19年度の歳入となりますことから、平成18年度の歳入に不足を生じ、決算に支障を生じますことから、一般会計からの繰入金で補てんし、収支の均衡を図っております。

なお、起債の変更は、3ページに地方債の補正として金額が示してございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第43号平成18年度垂水市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）案について、説明をいたします。

今回の補正の理由でございますが、医療制度改革に伴う介護システムの改修に係る費用を繰り越すものですが、国の補正時点で介護保険分については年度改正はできないだろうということが想定されておまして、制度改革に伴う詳細な改正内容等が現段階でも示されていないため、平成19年度へ繰り越して執行しようとするものでございます。金額につきましては、2ページの表にお示ししているとおりであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集願ひします。

午前10時25分休憩

午前10時40分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、助役より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○助役（水迫恒美） 議案第40号につきまして市長の方の説明がございましたが、この教育委

員の任命について、任期について訂正方をお願いしたいと思います。

任期は、19年4月1日から20年10月15日までの残任期間となりますので、訂正方をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） 先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 先ほど一般会計補正予算であった歳入のところで若干危惧するというか、心配するんですけども、基金繰入金を充てて退職等の財源ということで示されたんですけども、さきの予算説明では、基金も大きく取り崩すこともなくというようなことで、一定程度他に影響を与えない形で今回退職手当も整備されたということだったんですけども、今後の問題について、ここで財調を入れたということと、今後の財政運営についての影響というのはないのか。その点について、お聞きをしたいと思います。

○財政課長（岩元 明） この補正予算（案）を作成するときに特別交付税が確定しておりませんでしたけれども、先週金曜日に確定いたしました。特別交付税が確定していない関係で財政調整基金からの繰り入れの予算を組んだわけです。今回の補正で財調を繰り入れますと、残りがわずか2億3,000万円余りでございます。御承知のように非常に厳しいものがあるんですけども、その特別交付税が予算は6億9,000万円ほど見ておりました。決定されたのは、7億5,000万円ほどでございます。ですから、この差の6,000万円ほどは財政調整基金に積み立てたいと思っております。これは3月31日に専決処分して積み立てておきたいと思っておりますので、それで、あと200万円ほど3億円には達しないわけですけども、何とか200万円ほど見つけてきて3億円に持っていかうと、今、画策しているところでございます。その御確認は、5月の臨時

議会等で皆さん御確認いただくようお願い申し上げます。

○持留良一議員 そうすると、18年度の全体の予算の推移なんですけれども、もしわかれば教えていただきたいんですが、繰り越しはどのくらいの数になるのかですね。

○財政課長（岩元 明） 繰り越しは、まだ実際に詳細には把握しておりません。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第40号を除く議案3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

まず、議案第40号について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、同意することに決定しました。

次に、議案第41号から議案第43号までの議案3件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第43号までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

△意見書案第39号・意見書案第40号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第32、意見書案第39号及び日程第33、意見書案第40号の意見書案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

意見書案第39号 リハビリテーションの診療報酬
制度に関して、調査と改善を求める意見
書について

意見書案第40号 医師・看護師の増員を求める意
見書について

○議長（篠原静則） 案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 柳沢 伯夫 殿
財務大臣 尾身 幸次 殿

リハビリテーションの診療報酬制度に関して
調査と改善を求める意見書（案）

本年4月の診療報酬改定で、リハビリテーション（以下リハビリ）は、脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の4疾病領域だけを対象とし、脳血管は発症・手術または急性増悪から180日以内、運動器は発症・手術または急性増悪から150日以内、呼吸器は治療開始日から90日以内、心大血管は治療開始日から150日以内との算定日数上限が設定された。

4月1日から上記改定が行われたため、患者等のリハビリサークルなど自主的な取り組みが、病院側の都合でとりやめにならざるをえなくなる。また、脳性麻痺障害者は経過措置があるにもかかわらずリハビリの継続が断られている事例も生まれ、きわめて深刻な事態となっている。

また、障害児（者）リハビリは給付期間が無制限となっているが、提供できる施設は児童福祉法で規定された重傷心身障害児施設等に限られ、多くの障害児（者）にとって通所が困難で

ある。

こうした動きは、患者・障害児（者）のみならず、病院経営や理学療法士等の専門職にも大きな影響を与えることも危惧されることから、以下の点について、政府は緊急に対応されるよう要望する。

- 1、今回の改定により、必要なリハビリが阻害されていないか等の影響について、患者、医療機関、理学療法士、作業療法士等の専門職への調査を実施すること。
- 2、リハビリの診療報酬は、疾病ごとの日数制限を撤廃し、患者の実情に応じて実施できるように改善すること。
- 3、障害児（者）リハビリの提供施設は重傷心身障害児施設等に限定せず、施設基準を脳血管リハ、運動器リハ、呼吸器リハ施設とすること。
- 4、経過措置やQ&Aなどでの除外規定の周知徹底の措置をとるとともに、患者にとって効果が認められるリハビリがすべて医療保険で継続できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月20日

垂水市市議会 議長 篠原 静 則

医師・看護師の増員を求める意見書（案）

医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。看護師は仕事に追い回され疲れ果て、「十分な看護が提供できている」との回答は1

割にも届かず、4分の3が辞めたいと思っているほどです。

欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められています。看護職員については、少なくとも「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に対して1人以上」の配置にすることが必要です。

過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要です。

「安全・安心のコスト保障が必要」であり、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められています。

よって政府におかれては、現場での大幅増員を保障する看護職員等の確保対策・予算の拡充や診療報酬の改善を行うよう要望するものです。

記

1. 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員してください。
2. 医師の養成数を抜本的に増やすとともに、医師・看護師の配置基準を引き上げ、定着のための施策を進めてください。
3. 看護職員の配置基準を抜本的に改善していただくこと。緊急に「第6次看護職員需給見直し」の見直しを行ってください。
4. 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等を改正してください。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月20日

垂水市市議会 議長 篠原 静 則

内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
厚生労働大臣	柳澤 伯夫 殿
総務・郵政民営化大臣	菅 義偉 殿
文部科学大臣	伊吹 文明 殿
財務大臣	尾身 幸次 殿

○議長（篠原静則） お諮りします。

ただいまの意見書案2件については、提出者の説明及び委員会付託をそれぞれ省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第39号及び意見書案第40号の意見書案2件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第39号及び意見書案第40号の意見書案2件は、原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

△教育長あいさつ

○議長（篠原静則） ここで、教育長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○教育長（川井田 稔） 発言のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

ことしの1月末から急に体調に異変を感じ始め、自信満々の気力と体力に陰りを生じてまいりました。時あたかも教育基本法の改正による国の大きな教育改革の第4の波が目前に迫り、これを乗り切るだけの気力と体力に自信がなく、後進に道を譲るべく決心をいたしました。任期途中ではございますが、教育長の職を辞すことをお願い申し上げましたところ、市長さんを初め市議会の皆様方の温かい御厚情により私のわがままを御承認いただき、ここに辞職のあいさつをさせていただくことに心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

顧みますと、平成8年10月以来、10年6カ月の長い期間、「垂水の子らを光りに」を最高目標に掲げ、「垂水の活性化は、教育と文化にあり」の気概を持って「温故創新」を中心課題に、数々の事業と教育行政の施策を言いたい放題、やりたい放題、実に楽しく教育のロマン一筋に過ごさせていただきました。これもただただひとえに、市長さんを初め市役所職員の皆様と市議会の皆様の温かいお力添えと御理解のたまものと厚く厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

辞職後は、10年6カ月の間に培いました皆様との深いきずなを大切に、外野席から垂水の子らの成長と垂水市のさらなる御発展にできるだけの声援を送りながら余生を過ごす所存でございます。

皆々様のこれからの御活躍と御健勝を祈念申し上げて、私の辞職のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（篠原静則） ここで、私の方から一言ごあいさつを申し上げたいと思いますので、副議長と交代をいたします。

〔議長退席・副議長着席〕

○副議長（葛迫 猛） しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきます。

△議長あいさつ

○副議長（葛迫 猛） ここで、議長からあいさつのための発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔議長篠原静則登壇〕

○議長（篠原静則） 去る2月27日から本日まで22日間にわたり、議員各位におかれましては、時節柄、何かと御多忙中にもかかわらず、本会議、委員会を通じ、熱心に議案等の審査をしていただき、そして本日をもって平成19年度予算の成立を見ましたことを議長としまして厚く御礼を申し上げます。

さて、時の流れはまことに早いもので、既に4年という月日がたってしまいました。私どもの任期は来月29日までで、あと1カ月余りを残しておりますけれども、特に緊急な案件のない限り、今任期中にお互いがこの席で顔を合わせるの、本日が最後になるかと存じます。

この4年間、各位におかれましては、議員としての政治活動を通じ、本市発展と市民生活の向上、福祉増進のために懸命に努力、精進されましたことに対しまして、改めまして衷心より感謝の意を表します。

私、未熟者の議長でございましたけれども、大過なく職責を全うすることができましたことは、ひとえに議員各位の御支援と御協力のたまものでございます。心から厚く感謝を申し上げます。

時に、来月は、いよいよ市民の審判を仰がなければならぬ私どもの選挙でございます。今回の選挙からは議員定数が16名になることから、非常に厳しい選挙になるかと存じますが、再選を期して出馬される各位には、全員そろってこの席で顔を合わせられることができますように御健闘を心から祈念申し上げます。

また、議員各位の中には今限りで勇退される方もあるやに聞き及んでおります。今後とも公私ともにわたり御交誼を賜りますとともに、御健勝を心からお祈り申し上げます。

次に、執行部の方々に一言申し上げます。

過去4年間、議会運営に対しまして御協力をいただきましたことに心から深く御礼を申し上げます。私どもは議員としての立場からさまざまな問題提起をし、また、相当手厳しい議論も行いまして、時としては失礼な点もあったかと思いますが、これもすべて市民の福祉の向上と市の発展を願う一念からの言動でありましたことを御理解の上、御了承をお願い申し上げます。

今日、国・県・地方とも大変厳しい激動の時代になってきておりますが、各位におかれまし

ては、今後とも自重、御自愛の上、公僕精神に徹されまして、市民の幸せと本市の発展のためにお励みくださいますよう、心からお願いを申し上げます。

以上をもって、私のあいさつといたします。

皆さん、本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（葛迫 猛） それでは、終わりましたので、議長と交代させていただきます。

ありがとうございました。

[副議長退席・議長着席]

△市長あいさつ

○議長（篠原静則） この際、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一） 市議会も特に緊急な案件がない限り、本日をもって任期最後の議会となるかと思っておりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、4年間にわたり議員活動を通じ市勢発展に御尽力を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。また、行財政改革の一環として議員定数削減にも御理解をいただきましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

皆様方の中には今期限りで勇退される方もおられますが、これからも健康に留意されまして今後も市勢発展のためにお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、引き続き御出馬になる皆様方におかれましては、御健闘をいただき、めでたく御当選になり、再びこの議場でお目にかかれますよう、心からお待ちを申し上げます。

地方分権、三位一体改革などにより本市の抱える課題は山積いたしておりますが、これからの課題を一つ一つ解決し、一層の市政の飛躍を果たすためには、市議会と市執行部が一丸となって取り組んでいく必要がございます。そのた

めには、議会運営に堪能な皆さん方が必要でございます。ぜひ頑張ってお選んでいただきたいと思います。願う次第でございます。

私も2期目のこれからの4年間を行財政改革を初め、市民との協働のもと、「住んでよかったと思えるまちづくり」、「元気なまちづくり」を目指しまして、私を先頭に職員一同結集して行政の運営に当たってまいりたいと思います。

最後に、くれぐれも健康に御留意くださるようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

△閉 会

○議長（篠原静則） これにて、平成19年度第1回垂水市議会定例会を閉会します。

午前10時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員